

参考（改正後全文）

社 援 発 0727 第 2 号
平 成 27 年 7 月 27 日
第 1 次～第 23 次改正
（ 省 略 ）
第 24 次 改 正
社 援 発 0224 第 4 号
令 和 8 年 2 月 24 日
第 25 次 改 正
社 援 発 0910 第 2 号
令 和 8 年 9 月 10 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱

1 目的

地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。

(2) 被保護者就労支援事業

生活保護法第 55 条の 7 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る事業。

(3) 被保護者健康管理支援事業

生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図る事業。

(4) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援等事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労

意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業、被保護者に対する家計改善支援、居住支援を実施する事業、所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により生活保護関係職員の資質向上を図る事業、個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業）、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業、子どもの進路選択支援事業、貧困ビジネス対策事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、並びに関係機関との連絡調整を行う事業、被保護者就労準備支援事業等の実施を加速化する事業、様々な課題を抱える被保護者に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制の構築を行うモデル事業。

ウ シェルター事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

エ 地域居住支援事業

現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者等に対し、一定の期間内に限り、入居支援や訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者やその他の関係者との連絡調整など日常生活を営むのに必要な支援を行う事業。

オ 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者ととともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。

カ 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援等を行う事業。

キ 都道府県による市町村支援事業

都道府県が市町村に必要な助言、情報提供その他の援助を行い、生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を推進する事業。

ク 福祉事務所未設置町村による相談事業

福祉事務所を設置していない町村において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必

要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整等を行う事業。

ケ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ア) 生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づく事業

(イ) 生活福祉資金貸付事業貸付事務運営費補助事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援 0728 第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) ひきこもり支援を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

(エ) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするため、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上を図るための事業並びに当該事業に関する普及及び啓発を行う事業。

(オ) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりに加えて、これらの取組において役割の一端を担う民生委員の活動環境整備を行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る事業。

(カ) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員に対し、生活困窮者を始め、地域の要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(キ) 被災者見守り・相談支援等事業

災害救助法等に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等

で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う事業。

コ 生活困窮者自立支援の機能強化事業

増加する生活困窮者への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の強化、家計改善支援の質の向上のため、自治体と民間団体との連携の推進や、柔軟かつ高度な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る事業。

サ 生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員のメンタルケアや支援スキルの向上のための都道府県による、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チーム及び中間支援組織の立上げ支援や、就労準備支援事業等の広域実施に向けたネットワークづくりを加速化する事業。

シ 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業

就労準備支援事業を利用した者が認定就労訓練事業を利用する際に必要となる交通費の負担軽減に資する支援を行い、認定就労訓練事業の普及促進を図る事業。

ス 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業

就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の空白区をなくし、全国的な事業実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって、これらの事業を時限的に実施する事業。

セ 子どもの学習支援等強化事業

子どもの学習・生活支援事業の強化として、モデル的に、体験格差の解消等を促すとともに、全国的な事業の実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立上げ支援や、都道府県を主体とした高校生世代に対する学習支援を実施する事業。

ソ 共同生活型支援による社会参加促進モデル事業

ひきこもりも含む困難を抱えた者に対し、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行う民間団体の実践事例及び支援効果に係るデータを収集するモデル事業。

(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業

ア 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

人口減少・高齢化等により担い手不足が深刻化していく小規模市町村にあっても包括的な支援体制の整備を推進し、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制において重要な機能について、必要な機能を確保しつつ分野横断的に実施する「機能集約化アプローチ」を実証することにより、小規模市町村において包括的支援体制を整備するモデルを構築する事業。

イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

地域における包括的支援体制の整備を推進し、地域共生社会を実現するため、福祉以外の分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地域住民を地域の中で必要な支援に早期につなぐ体制を構築することができるよう、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する事業。

ウ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業

都道府県が、市町村において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備が適正かつ円滑に行われることを支援する事業。

（６）生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

生活保護制度の適正な運営を確保するため、以下の事業を実施することとで、適正化の取組を推進する。

（ア）生活保護法施行事務監査等事業等

a 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が実施する生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が実施する保護施設に対する指導監査、指定医療機関・指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

b 生活保護特別指導監査事業

都道府県又は指定都市が実施する一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

（イ）医療扶助適正化等事業

a 医療扶助等適正実施総合事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、各自治体における、レセプトを活用した医療扶助の適正化、医療機関等の適正受診、医薬品の適正使用、介護扶助の適正化、都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の５つの観点に基づく取組を推進し、医療扶助等の適正な実施及び生活保護受給者の自立支援を促進する。

b 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

頻回受診者や多剤・重複投薬者などのうち、従来からの支援を行ってもなお改善が困難な者等に対して、個々の抱える課題を適切に把握しつつ、その課題の解決に向け、支援プランの策定や社会的な居場所の確保・調整を行うほか、データ分析を通じて明らかとなった地域課題の解決に向けた予防的取組等の健康管理支援の充実・強化に向けた取組をモデル的に実施する。

（ウ）認定等適正実施事業

a ケースワーカーの業務負担軽減の推進事業

（a）警察との連携協力体制強化等事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

（b）収入資産状況把握等の充実事業

生活保護制度の適正運営を更に推進するため、不正受給防止等に資する収入・資産状況把握、関係先調査、債権管理などを徹底するための実施体制の整備強化を図る。

(c) 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。

(d) 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

b 都道府県等による生活保護業務支援事業

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

c 業務効率化事業

I Tの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについて、その費用の一部を支援する。

・生活保護事務処理システム改修事業

マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報を「中間サーバー」との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。

d 生活保護業務デジタル化推進事業

個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務の負担軽減や効率化を推進する。

(エ) 貧困ビジネス対策事業

いわゆる「貧困ビジネス」について、情報収集・共有や不適切事例への対処等に関する対策を強化し、被害の未然防止を図る。

(オ) 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業

最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付を実施するための体制整備等を図る。

(カ) その他適正化事業

上記（ア）から（オ）までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業（生活保護の自立支援にかかる業務を除く）。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立を支援するための社会的な居場所づくりを支援する事業。

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(ア) 福祉人材確保事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対する修学資金等を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保推進事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者等及び社会福祉事業等に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業等経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士修学資金等貸付事業

「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成 30 年 2 月 1 日厚生労働省発社援 0201 第 2 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(イ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県又は市が社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき実施する指導監査。

(ウー 1) 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。

(ウー 2 - 1) 外国人介護人材獲得強化事業

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う事業。また、外国人介護人材の受入れと地域定着のため、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、小規模事業所等に対して重点的な支援を行う事業。

(ウー 2 - 2) 外国人介護人材定着促進事業

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を推進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入等にかかる支援を行う。

(ウー 3) 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業

都道府県が福祉分野全体で人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームをモデル的に構築するとともに、民間事業者による課題分析と実行支援を通じた実証を行い、その評価や効果測定及び全国の自治体への横展開を図る。

(ウー 4) 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の

介護現場への接点を増加させ、また、介護事業所の業務の整理・切り出し、介護の入門的研修を組み合わせで行うこと等により、介護の担い手へとつなげるための取組を実施する。

(ウー 5) 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業

介護福祉士養成施設における ICT を活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を取得した介護人材の養成を行えるよう ICT 導入の支援を行う。また、外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行う。これらの成果等を取りまとめ、その取組を普及・啓発するため横展開を図る。

(エ) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等を実施する事業。

(オ) 災害ボランティアセンター等機能強化事業

都道府県社会福祉協議会に市町村支援員を配置する等により、平時から、市町村社会福祉協議会への災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修等を行うとともに、市町村社会福祉協議会において、必要に応じ市町村支援員等の指導・協力を得ながら、災害ボランティアセンターの設置運営の実地訓練等を行う。

(カー 1) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業

「生活福祉資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知) 及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知) に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県又は指定都市が補助する事業。

(カー 2) 「生活福祉資金貸付制度における「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(令和 2 年 3 月 1 1 日社援発 0311 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知) に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(キ) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

(ク) 地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、刑事司法関係機関等と連携・協働し、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定

着を図る。

(ケ) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業

第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続できる地域体制を整備するため、中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進する事業。

(コ) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

多様化及び増大する見込みである権利擁護支援ニーズに対応するため、地域や福祉、行政、司法など地域連携ネットワークの多様な主体による権利擁護支援の機能を強化する事業。

(サ) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な状況確認を行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う試行的な取組を実施する社会福祉協議会を支援し、体制整備に当たっての課題を整理する事業

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

(ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

(イ) 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

(ウ) 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活を送れるよう支援する事業。

(エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活等の支援を行う事業。

(オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実

強化等による認定事務の適正化の取組を推進する事業。

オ 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の実施について（平成 30 年 3 月 28 日社援発 0328 第 5 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、複数の小規模法人の参画する法人間連携プラットフォームを構築し、協働事業の試行、これらの事業に必要な合同研修や人事交流等の取組等を推進する事業。

カ 社会福祉法人連携・協働支援事業

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力や、経営基盤の強化のため、都道府県又は市町村が主体となっていく社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行うことにより、社会福祉法人の連携・協働を促進する事業。

4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」、「寄り添い型相談支援事業」、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を除く。

（１）自立相談支援事業実施要領（別添 1）

（２）被保護者就労支援事業実施要領（別添 2）

（３）被保護者健康管理支援事業実施要領（別添 3）

（４）生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業実施要領（別添 4）

イ 被保護者就労準備支援等事業実施要領（別添 5）

ウ シェルター事業実施要領（別添 6）

エ 地域居住支援事業実施要領（別添 7）

オ 家計改善支援事業実施要領（別添 8）

カ 子どもの学習・生活支援事業実施要領（別添 9）

キ 都道府県による市町村支援事業実施要領（別添 10）

ク 福祉事務所未設置町村による相談事業実施要領（別添 11）

ケ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ア）生活困窮者自立支援法第 7 条第 2 項に基づく事業実施要領（別添 12）

（イ）ひきこもり支援推進事業実施要領（別添 13）

（ウ）日常生活自立支援事業実施要領（別添 14）

（エ）生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領（別添 15）

（オ）民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添 16）

- (カ) 被災者見守り・相談支援等事業実施要領（別添 17）
- (キ) 被災者見守り・相談支援等緊急事業実施要領（別添 18）
- コ 生活困窮者自立支援の機能強化事業実施要領（別添 19－1）
- サ 生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業実施要領（別添 19－2）
- シ 就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業実施要領（別添 19－3）
- ス 就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業実施要領（別添 19－4）
- セ 子どもの学習支援等強化事業実施要領（別添 19－5）
- ソ 共同生活型支援による社会参加促進モデル事業実施要領（別添 20）
- (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る支援事業実施要領
 - ア 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業（別添 21）
 - イ 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（別添 22）
 - ウ 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（別添 23）
- (6) 生活保護適正化等事業
 - ア 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添 24）
 - イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添 25）
 - ウ 地域福祉増進事業
 - (ア) 福祉人材確保推進事業実施要領（別添 26）
 - (イ) 社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添 27）
 - (ウ) 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領（別添 28－1）
 - (ウ－2－1) 外国人介護人材獲得強化事業実施要領（別添 28－2－1）
 - (ウ－2－2) 外国人介護人材定着促進事業実施要領（別添 28－2－2）
 - (ウ－3) 福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業（別添 29）
 - (ウ－4) 介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業（別添 30）
 - (ウ－5) 介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業実施要領（別添 31）
 - (エ) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業実施要領（別添 32）
 - (オ) 災害ボランティアセンター等機能強化事業実施要領（別添 33）
 - (カ) 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 34）
 - (キ) 地域生活定着促進事業実施要領（別添 35）
 - (ク) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業実施要領（別添 36）

- (ケ) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業
(別添 37)
 - (コ) 身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業 (別添 38)
 - エ 中国残留邦人等地域生活支援事業
 - (ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領
(別添 39)
 - (イ) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添 40)
 - (ウ) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (別添 41)
 - (エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領
(別添 42)
 - (オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領 (別添 43)
 - (7) 社会福祉法人連携・協働支援事業 (別添 44)
- 5 国の補助
- 国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。
- 6 事業の遂行状況の報告
- 国は、本事業の遂行状況について、別に定めるところにより、必要に応じて報告を求めることとする。

(別添 1)

自立相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 取組内容

ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(2) 配置職員

都道府県等が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員を配置することを基本とし、加えて、住まい相談支援員（以下これらの支援員を「主任相談支援員等」と総称する。）を配置することが望ましい。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

なお、自立相談支援事業とシェルター事業を一体的に実施する場合の支援に当たっては、当該地域において生活困窮者全般を対象とする窓口がある場合はシェルター事業の利用が必要と判断され利用者を中心に支援して差し支えない。ただし、この場合であっても、住まい相談支援員を配置する場合、住まい相談支援員はシェルター事業の利用者以外にも広く支援すること。

ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

ウ 就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

エ 住まい相談支援員

主任相談支援員及び相談支援員の役割のうち、特に住まいに課題を抱える生活困窮者へのアセスメントやプランの作成、住宅関係機関（大家・不動産仲介業者・居住支援法人等）や福祉関係機関（福祉事務所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター等）からの相談対応、物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握等を行う。

4 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

なお、福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業（以下この別添 1 において「両事業」という。）を一体的に実施するものとしている。

具体的な一体的実施の方法については、主に以下の方法が考えられる。

① 相談時の連携

自立相談支援機関による相談時に、両事業の支援員も同席し、それぞれの専門知識を活かしたアセスメントを実施する体制を確保する方法。

② 自立支援計画の策定時における連携

自立相談支援機関による自立支援計画の策定時において、支援調整会議に、両事業の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討する体制を確保する方法。

また、上記以外にも、以下のような方法により一体的に実施することもある。

- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者である生活困窮者の状態や支援の実施状況を共有し、支援に活かす
- ・ 支援開始後に自立相談支援事業の支援員と両事業の支援員がそれぞれの事業による支援において必要に応じて同席する
- ・ 両事業の支援員が、支援対象者である生活困窮者が生活困窮者自立支援制度の他の事業や福祉サービス等の支援の利用が望ましいと認める場合に、自立相談支援事業の支援員につなぎ、自立相談支援事業において、関係機関との連絡調整を行う
- ・ その他、地域の実情に応じた連携（国庫補助協議において、具体的に記載いただく予定）

（１）生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には、ひきこもり状態にある者など、自ら相談に訪れることが困難であったり支援に一定の時間が必要な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけ、関係機関への同行支援を行うなど丁寧な支援を実施する。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。その際、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。ア

セスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。その際、継続的な支援が行われるよう、福祉事務所との円滑な引き継ぎが行われるよう留意する。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

（２）アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するのであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、居住支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる法に基づく支援、（ク）から（コ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）住居確保給付金の支給

（イ）就労準備支援事業

（ウ）居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

（エ）家計改善支援事業

（オ）認定就労訓練事業

（カ）子どもの学習・生活支援事業

（キ）（ア）から（カ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ク）公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ケ）生活福祉資金貸付事業

（コ）上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守

り活動等のインフォーマルによる支援

エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ 実施主体は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、（2）のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、（2）のウの（ア）、（ウ）、（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う（（ア）及び（ウ）については、「住居確保給付金申請書」及び「居住支援事業利用申込書」において、別途支援（支給）決定を行う）。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。

カ （2）のウの（ク）の事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。

キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

（3）支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

（ア）目標の達成状況

（イ）現在の状況と残された課題

（ウ）プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

5 支援調整会議

（1）目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の４点を主な目的として開催するものである。

ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、自治体及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

（２）開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。

プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、自治体が支援決定を行う役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

（３）留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

６ 支援決定

（１）自治体は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

（２）自治体による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを自治体に提出する。

イ 自治体はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、自治体内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて自治体に提出する。

7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うことができるよう、支援会議も含めて自治体の関係部署や生活困窮者支援を行う関係団体等と連携するためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

8 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（自治体が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

9 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（令和7年4月1日付け社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成27年3月27日社援発 0327 第2号厚生労働省社会・援護局長通知）などの関連通知を参照すること。

(2) 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。

(3) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 2)

被保護者就労支援事業実施要領

1 目的

生活保護法第 55 条の 7 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（被保護者就労支援事業）を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が行うべき事務を除き、本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

4 事業内容

実施主体は、本事業として次に掲げる支援を実施する。

(1) 就労支援

ア 相談、助言

対象者の就労支援に必要な相談に応じ、助言を行う。

イ 求職活動の支援

履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方等について対象者に助言を行う。

ウ 求職活動への同行

対象者がハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接を受ける際などに同行し、必要な支援を行う。

エ 連絡調整

対象者の就労支援について、ハローワークや生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）実施事業所等の関係機関と必要な連絡調整を行う。

オ 個別求人開拓

対象者の希望、能力、経験等を踏まえ、適切な求人を探すとともに、就労に結びつきやすい業種等に特化した個別の求人開拓を行う。

カ 定着支援

就労した対象者への職場定着等を図るため、本人の状況に応じた相談等のフォローアップを実施する。

キ その他

その他対象者の就労支援のために必要な業務を行う。

(2) 稼働能力判定会議等の開催

稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催する。

(3) 就労支援連携体制の構築

地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関との連携の強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、関係団体、企業等が参画し協議する場を設定するなど就労支援の連携体制を構築し、以下について協議等を行う。

なお、連携体制については、複数の自治体による共同設置等の広域的な実施、民間団体への委託や既存の枠組みの活用など、地域の実情に応じて効果的な方法により実施するものとする。

ア 地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有

イ 地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有

ウ 中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討

エ 就労の場の掘り起こしについての協力要請等

5 配置職員

本事業の実施に当たっては、実施主体における被保護者の数その他地域の実情に応じて、就労支援を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置するものとする。なお、被保護者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

ア 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。

イ 本事業を委託する場合には、委託先との連携を図ること。ただし、本事業のうち、4（2）については委託することができないこと。

ウ 4（1）の支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため対象者ごとに目標や支援内容を設定すること。また、対象者の状況や取組の実施状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて支援内容や目標の見直し、新しい課題に対する支援の再検討をすること。

エ 評価を踏まえて、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発0329第30号・社援発0329第77号厚

生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業や就労意欲の喚起のための機会の提供等、他の自立支援プログラムへの参加が、より本人に適した支援であると判断した場合は、本人の同意を得て、当該プログラムへの参加を促すこと。

(2) 就労支援の評価及び検証

就労支援を効果的に実施するため、年度ごとに就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況の評価、検証し、的確に見直すこと。

(3) 個別求人開拓

個別求人開拓等の実施に当たって、地方自治体が職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること）を行う場合は、法第 33 条の 4 に規定する無料職業紹介の届出を行う必要があるほか、職業紹介の業務を外部委託する場合は、当該委託先が法に規定する職業紹介の許可等を受けた者であることが必要であるので留意すること。

(4) 定着支援

就労した対象者へのフォローアップについては、例えば、就労後に本人の状況に応じて定期的に就労に関する相談に応じるほか、就労した対象者が職場の悩み等を話せる対象者同士の交流の場などを提供する等の支援を検討すること。

なお、対象者が就労により被保護者でなくなった場合については、生活困窮者自立支援制度と十分な連携を図ること。

(5) 本事業の実施に当たっては、「被保護者就労支援事業の実施について」

（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 20 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。

(別添 3)

被保護者健康管理支援事業実施要領

1 目的

生活保護法第 55 条の 8 の規定に基づき、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業（被保護者健康管理支援事業）を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県等が適当と認める民間団体等に、本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、日常生活の自立や就労・社会参加に向けた健康状態及び生活機能の維持・向上を目的として、医療保険におけるデータヘルスを参考に、医療・健康に関するデータ等に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防の取組や健康教育・健康相談の取組等、地域の健康課題に応じた取組を行うものである。

具体的には、「被保護者健康管理支援事業の手引き（第 2 版）について」（令和 8 年 3 月 31 日付社援発 0331 第 23 号厚生労働省社会・援護局長通知（別添 3 において「局長通知」という。）の別紙「被保護者健康管理支援事業の手引き（第 2 版：令和 8 年 3 月）」（以下「手引き」という。）に基づき、以下（1）の取組を実施することとする。

なお、局長通知においては、令和 11 年度までは「被保護者健康管理支援事業の手引き（令和 2 年 8 月改定）の送付について」（令和 2 年 8 月 21 日付厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室事務連絡）の「被保護者健康管理支援事業の手引き（令和 2 年 8 月改定）」（以下「令和 2 年度版手引き」という。）を参考とした取組を継続して差し支えないこととしているため、令和 2 年度版手引きを参考にする都道府県にあっては、（1）に代えて（2）の取組を実施することとする。

（1）手引きに基づく取組を実施する都道府県等の場合

① 本事業全体の事業方針の作成

地域の健康課題や福祉事務所の実施体制（関係部局・関係機関との連携体制を含む。）を踏まえ、個別の保健事業の内容や評価指標・目標値の設定を行う。

事業方針の期間は、他の保健医療関係期の行政計画（国保データヘルス計画、高齢者保健事業の実施計画、医療費適正化計画、医療計画等）との整合性を考慮し、最長で令和 11 年度末までとする。

また、作成した事業方針を厚生労働省に提出する。

② 事業方針に沿った個別の保健事業の検討・実施・振り返り

ア 本事業全体の事業方針に基づき、当年度の個別の保健事業の内容、実施体制、対象者の抽出基準、対象者数、対象者へのアプローチ方法、年間スケジュール等を検討し、実施する。

(※) 個別の保健事業は、以下 A～C の 3 つの柱について、各柱において 1 以上の取組を行うものとする。

(※) 対象者の抽出基準の策定やそれに基づく対象者の選定等にあたっては、生活保護版レセプト管理システムを使用することも想定される。

A 健康状態の把握

(取組の例) 健診の受診勧奨、健康状態・生活習慣の把握、広く住民を対象とした検診の受診勧奨

B 状態に応じた個別的支援

(取組の例) 医療機関受診勧奨、特定保健指導に準じた保健指導（内臓脂肪症候群等）、上記以外の保健指導・生活支援、主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）、頻回受診指導、庁内関係部局へのつなぎ、地域の関係機関へのつなぎ

C 健康教育や普及啓発等

(取組の例) 健康だより等の発行、庁内の施策の案内、地域の社会資源の案内、就労支援と連携した健康教育・健康相談等

イ 当年度末に、事業方針に記載した目的や事業の実施状況を踏まえ、事業の実施体制やアプローチ法を中心に改善を要する点を検討する。

また、事業の実施状況を、局長通知の別添 2（事業報告様式）により厚生労働省に報告する。

③ 本事業全体の事業方針に基づく評価

事業方針の最終年度にあつては、事業方針として設定した評価指標・目標値に基づき、事業の効果や目標値の達成状況（健康診査受診率や保健指導利用率の状況）について評価し、次期事業方針の作成に反映する。

(2) 令和 2 年度版手引きに基づく取組を実施する都道府県等の場合

令和 2 年度版手引きに基づく取組を実施する都道府県等にあつては、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（令和 8 年 2 月 24 日社援発 0224 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知による第 23 次改正）別添 3 の 3 の例によるものとする。

ただし、別添 3 の 3（2）については、ア～オの内、少なくとも 1 つを選択して実施することとする。

また、別添 3 の 3（4）については、手引きに基づく取組を実施する都道府県等と同様に、局長通知の別添 2（事業報告様式）を用いて行う

こととする。

4 留意事項

- (1) 本事業を委託により実施する場合、委託先の決定に当たっては、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者を選定すること。

また、特に事業方針の作成及び評価に関しては、都道府県等（福祉事務所）において、外部事業者が作成する事業方針やその評価に係る「提案」を十分理解し、都道府県等（福祉事務所）として主体的に事業方針やその評価を「決定」するプロセスを踏むこと（いわゆる「丸投げ」にならないようにすること）。

- (2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 本事業の実施に伴う個人情報の利用に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び生活保護法に基づき適正な取扱いを行うこと。

(別添 4)

就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足していたり、複合的な課題があり、社会や人との関わりに不安を抱えている、日常生活面での課題がある、就労意欲が様々な理由により低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として、次のいずれかに該当する者であること。

ア (1) のア又はイに該当する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ (2) のアに該当しない者であって、(1) のア又はイに該当するものとなるおそれがあること。

ウ 都道府県等が就労準備支援事業による支援が必要と認める者であること。

(3) 特定被保護者による利用

被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）については、生活困窮者就労準備支援事業の利用が可能である。特定被保護者による事業の利用は、福祉事務所からの通知によるものとなるが、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日社援保発0331第5号・社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）を参照し、福祉事務所との十分な連携を図られたい。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援、経済的自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなぐ体制を確保するとともに、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づく支援方針についてともに協議をし、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した個別の就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

日常生活に必要な生活習慣の形成を促すため、様々なプログラムを活用しながら、規則正しい起床・就寝、適切な身だしなみに関する助言等を行う。

ウ 社会生活自立に関する支援

他者との関係や社会とのつながりを促すため、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けたグループワーク等での支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 経済的自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成支援等を行う。また、必要に応じて就労訓練事業を活用する。

オ 就労体験時の交通費の負担軽減に資する支援

(ア) 目的

就労準備支援プログラムの1つである就労体験の利用にかかる交通費の負担軽減に資する支援を行い、就労準備支援事業、就労体験の

利用促進を図る。

(イ) 支援対象者

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の対象者は以下のとおりとする。

- ・ 就労準備支援プログラムの作成・見直しを経て、就労準備支援プログラムとして、就労体験の利用が必要と支援調整会議で判断された者
- ・ 就労体験を利用することにより、社会参加や一般就労等に繋がる可能性が高い者

(ウ) 支援条件

就労体験の利用にかかる負担軽減に資する支援の条件は以下のとおりとする。

- ・ 事業実施主体による移動手段の提供（車両の借り上げ等）が困難であること
- ・ 公共交通機関の利用を要さない近距離の就労体験先を支援調整会議で検討したうえで、公共交通機関を利用する就労体験先を利用することが社会参加や一般就労等につながる可能性が高いと支援調整会議に諮られていること
- ・ 支援調整会議を踏まえ、自立支援計画（プラン）に利用する就労体験先、就労体験の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

(エ) 支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 公共交通機関を利用して就労体験先へ行くための交通費の実費
- ・ 就労体験先 1 箇所あたり 10 営業日まで
- ・ 1 営業日あたり上限 2,000 円
- ・ 1 人あたり年間 3 箇所まで

さらに、上記アからオに定める支援を踏まえ、

- ・ 農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を行う就農訓練事業
- ・ 就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者などを対象として、障害者等の支援により蓄積された専門的なノウハウを活用した就労支援を行う福祉専門職との連携支援事業
- ・ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施することが可能である。

（２）支援の実施期間

１年を超えない期間とする。ただし、利用者の心身の状況、生活の状況を勘案し、都道府県等が必要と認める場合にあっては、１年を超える利用期間とすることも可能である。

なお、自立相談支援事業のアセスメントにおいて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、プランの更新及び就労準備支援事業の支援プログラムの再作成を行うこと。

（３）配置職員

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省が実施する養成研修を受講している者であることが望ましい。

福祉専門職との連携支援事業を実施する場合は、福祉専門職を直接雇い上げる方法、社会福祉法人等（具体的には、福祉専門職が配置されている事業所等）へ委託して事業を実施する方法等により、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、臨床心理士等の福祉専門職を配置すること。

地域におけるアウトリーチ支援等推進事業を実施する場合は、ひきこもり支援や障害者に対する就労支援を担う実施団体等への委託（既に就労準備支援事業を実施している場合は再委託も可）が実施方法として考えられる。

５ 留意事項

（１）自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業は一体的に実施するものとしているため、就労準備支援事業の実施事業者は、自立相談支援機関と十分に連携を図り、事業を実施すること。

（２）事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和７年４月１日付け社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添３「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。

（３）生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて特定被保護者による本事業の利用や被保護者就労準備支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・継続的な支援が行えるよう配慮すること。

（４）就労準備支援に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することが望ましい。

- (5) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。
- (6) 工賃など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。ただし、支援調整会議において当該支援対象者が一般就労の可能性が高くなると判断された場合については、公共交通機関の利用実費に限って交通費を支援することができる。
- (7) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (8) 就農訓練事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」(平成 28 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 18 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (9) 福祉専門職との連携支援事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」(平成 29 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。
- (10) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施に当たっては、別途通知する「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」(平成 30 年 3 月 29 日付社援保発 0329 第 3 号、社援地発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。

(別添 5)

被保護者就労準備支援等事業実施要領

1 目的

被保護者就労準備支援事業（以下「本事業」という。）は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業や農業体験や研修を通して就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労支援や社会参加促進を支援する事業、障害者等への就労支援のノウハウを持った支援者（以下「福祉専門職」という。）の知識や技術を活用し、より効果的な支援体制を構築する事業、被保護者就労準備支援推進員による広域実施の推進、地域住民等との関係が希薄なひきこもりや中高年齢者等に対して、訪問支援（アウトリーチ等）による個別支援や就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う事業を実施し、就労への可能性を高めることなどを目的とする。

また、家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対する家計改善支援、さらに、保護開始時において、要保護者が安定した住居を有さない場合や被保護者が転居先の確保に当たり、支援が必要と認める場合等に入居に当たっての支援を行うこと及び現在の住居における居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、訪問による情報提供、相談対応、金銭管理等、日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする事業、生活保護関係職員の資質向上のための研修、個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業）、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業、子どもの進路選択支援事業、貧困ビジネス対策事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援を強化するため、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業、被保護者就労準備支援事業等の実施を加速化する事業、様々な課題を抱える被保護者に対して、個々の状況に応じた社会参加・就労の推進など、多様な働き方による支援体制の構築を行うモデル事業を実施し、生活保護受給者の自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な運営を確保することを目的とする。

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

(1) 被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業

及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業)

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 対象者

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

ウ 実施内容

都道府県等が実施する場合も委託による場合も以下により実施することとする。なお、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が行われている場合は、地域の実情に応じて当該事業との一体的実施、又は特定被保護者対象事業（「特定被保護者対象事業による支援について」（令和7年3月31日社援保発 0331 第5号／社援地発 0331 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長／地域福祉課長通知））の実施に努めること。

（ア）一般事業

a 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言、指導等を行う。

b 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

c 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成訓練等を行う。

d 上記 a～c に関する支援は、e に基づき、利用者の状況に応じて行うこと。

e 支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定すること。

また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこと。

(イ) 生活困窮者等の就農訓練事業

「(ア) 一般事業」に定める支援を踏まえ、農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を実施する就農訓練を実施すること。

(ウ) 福祉専門職との連携支援事業

「(ア) 一般事業」に定める支援を、福祉専門職が被保護者就労準備支援担当者と連携して実施すること。支援の実施にあたっては、特に次の事業内容について配慮すること。

a 対象者に対する適切なアセスメント

対象者が解決すべき課題の把握・分析、課題解決に向けた支援計画（被保護者就労準備支援シート）の作成、支援内容の評価、評価を踏まえた支援計画の変更等

b 支援におけるバックアップ

被保護者就労準備支援担当者に対する専門的な知見に基づく技術的な指導・助言、対象者が継続して就労準備支援を受けられるように心身の健康状態の把握や信頼関係の構築 等

(エ) 被保護者就労準備支援推進員の配置

広域実施による効率的・効果的な取組を推進することを目的として、被保護者就労準備支援推進員を広域による事業実施を行う自治体に配置し、被保護者就労準備支援事業における都道府県内等の地域資源や支援効果等の分析、支援方法の調査・研究を行い、広域実施による効率的・効果的な取組を推進する。

(オ) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う。

エ 実施期間

対象者に対する支援は、原則として1年を超えない期間で行うものとする。ただし、保護の実施機関の判断により、改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、1年の利用期間を終えてからの事業の再利用が可能である。

また、支援の結果、就職をした場合には、原則として、本事業の利用は終了することとなるが、保護の実施機関が当該事業への継続した参加が適当と判断した場合には引き続き支援を継続して差し支えない。

オ 留意事項

(ア) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。

(イ) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であるこ

と。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(ウ) 工賃や交通費など本人に対する手当は事業費から支出しないこと。

(エ) 本事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日付社援保発 0409 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」（平成 28 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 18 号、社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）及び「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」（平成 29 年 3 月 27 日付社援保発 0327 第 1 号、社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）、「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」（平成 30 年 3 月 29 日付社援保発 0329 第 3 号、社援地発 0329 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）を参照すること。

(2) 被保護者家計改善支援事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援

原則、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年 3 月 6 日付け社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別紙「4. 家計改善支援事業の手引き（別添 4）」等で示されている、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業と同等の内容とするが、被保護者家計改善支援については以下の点に留意すること。

生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合、事業の効率的・効果的な運営の観点から、地域の実情に応じた一体的な実施、又は特定被保護者対象事業の実施に努めること。なお、一体的な実施が難しい場合は、単独での実施も可能である。

また、相談支援に従事する者は、以下の事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

a キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等の作成

家計表やキャッシュフロー表等を活用することにより、相談者の

家計を「見える化」し、家計に関する問題を分かりやすくしたり、生活の再生の目標を具体的に捉えやすくする支援を行うこと。

またこれらの帳票を活用しながら、家計の現状や見通しを具体的に示しながら、相談者自身の家計に対する理解を深め、本人が自ら家計管理をしていく能力を身に付けられるようにすること。

必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。

b 預貯金

生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認するとしているので、使用目的等を予め調整すること。

c 各種給付制度等の利用に向けた支援

支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、福祉事務所に報告すること。また、就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業と連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

d 貸付資金

貸付金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となるので、貸付利用のあっせんの際は福祉事務所に相談すること。

(イ) 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援

大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・ 希望する進路の把握、生活保護制度における進学資金等の準備についての説明
 - ・ 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言
 - ・ 利用可能な奨学金や貸付の紹介
 - ・ 奨学金等の申請に向けた支援
 - ・ 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明
 - ・ 家計改善支援機関による支援
 - ・ その他大学等への進学に当たって必要な支援や相談への対応
- なお、家計改善支援機関による支援を実施する場合、(ア)の方法により実施すること。

ウ 留意事項

(ア) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけること。

(イ) 本事業の実施に当たっては、「被保護者家計改善支援事業の実施に

ついて」(平成30年3月30日付社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)によること。

(3) 被保護者地域居住支援事業

ア 実施主体

都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下、都道府県等という。)とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 実施内容

本事業の内容は、以下(ア)から(エ)までのとおりとする。ただし、(ウ)及び(エ)は任意事業とする。

(ア) 居住支援

① 入居等に当たっての支援

次のa又はbに掲げる場合において、被保護者による住宅確保に際し、地域における物件や生活支援サービス(配食、金銭管理、送迎・同行、家具賃貸など)等の内容をあらかじめ把握するとともに、本人の希望や意向を聴取した上で、転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報の提供、入居・利用に係る契約等の手続に係る支援を行う。

a. 保護開始時において、要保護者が安定した住居を有さない場合

b. 被保護者について、福祉事務所において転居先の確保に当たり本事業による支援が必要と認める場合。具体的には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問(第7の30)の答えに列挙する転居等に該当する場合をいう(敷金等の要否は問わない)。なお、病院や施設からの退院・退所等に際して支援を行う際は、例えば、病院の医療ソーシャルワーカー、救護施設等や日常生活支援住居施設の担当職員等と連携し、円滑な地域移行に向けた支援を行うこととする。また、転居先の候補物件や関連する生活支援サービスを情報提供する場合には、転居等によって自立を阻害する状況になることのないよう、当該物件等の状況や当該物件等に係る事業者との契約内容を必要な範囲で適切に把握することとする。

② 居住を安定して継続するための支援

定期的な戸別訪問等による見守りや生活支援を行う。具体的には、訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う。

(イ) 金銭管理支援

日常生活に係る金銭の適切な管理に支障がある者について、本人の

安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練等であって、令和7年3月31日付社援保発 0331 第 11 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「被保護者地域居住支援事業の実施について」別紙金銭管理支援業務留意事項を踏まえた金銭管理支援を行う。

(ウ) 地域社会との交流支援

次の①又は②に掲げる取組を行う。なお、これらの取組を効果的なものとするため、地域の様々な社会資源を活用することができるようにするとともに、支援の担い手や社会資源が不足する場合は、関連する部（局）課や関係機関と連携し、開拓に努めることとする。また、日頃から地域の中で関係機関・関係者（住宅確保要配慮者支援に積極的な不動産事業者等）とのネットワークを築いておくこと。

① サロンやリビング、空き家等を活用し、支援を必要とする者同士が集まることができる地域社会との交流の場をつくり、支援を必要とする者同士が相互に支え合う関係や、地域住民とのつながりの構築支援を行う。

② 被保護者が地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるように、地域への働きかけを行う。

(エ) (ア) から (ウ) までの他、被保護者が居住の安定を図るために必要な支援

ウ 支援対象期間

被保護者に対する支援期間は一年を超えない範囲とする。ただし、支援期間の終期を迎えるに当たり、福祉事務所のケース診断会議等において、当該被保護者の心身の状況、生活の状況その他の状況等について評価を行い、継続した支援が必要と判断した場合には、一年を超えない範囲で更新することができる。なお、更新を繰り返す場合であっても、その都度、ケース診断会議等で評価等を行うこととする。

エ 留意事項

本事業の実施に当たっては「被保護者地域居住支援事業の実施について」（令和7年3月31日付社援保発 0331 第 11 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によること。

(4) 関係職員等研修・啓発事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

イ 事業内容

所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により、生活保護関係職員の資質向上を図る。

(5) 個別支援プログラム実施事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

自立支援プログラムにおいて個別支援プログラムを整備し実施する（（１）・（２）・（３）・（６）の事業、被保護者就労支援事業、貧困ビジネス対策事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）。

（６）子どもの進路選択支援事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

また、地域の実情に応じて複数の都道府県等が連携して事業を実施することも可能である。

イ 実施内容

本事業は、生活保護世帯の子育て世帯を対象として、次の（ア）～（オ）に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

（ア）進路選択等に関する支援等

（イ）学習・生活環境の改善に向けた支援

（ウ）居場所への参加支援

（エ）関係機関との連絡調整

（オ）その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

ウ 留意事項

本事業の実施に当たっては、「子どもの進路選択支援事業の実施について」（令和６年９月２日付社援保発 0902 第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によること。

（７）被保護者就労準備支援等加速化事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府

県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

また、地域の実情に応じて複数の都道府県等が連携して事業を実施することも可能である。

イ 実施内容

本事業は、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び、被保護者地域居住支援事業（以下「被保護者就労準備支援事業等」という。）について、令和6年法改正においてより幅広い自治体での実施を促す観点から法定化されたことを受け、未実施自治体における早期・着実な事業実施に向けた重点的な支援として、次の（ア）～（エ）に掲げる取組等を実施するものである。その際、地域の実情を踏まえ、特定被保護者対象事業の実施も含め、課題の整理、対応策の検討を実施すること。

（ア）被保護者就労準備支援事業等に関する実施の検討

（イ）被保護者就労準備支援事業等の実施に向けた体制整備の構築

（ウ）被保護者就労準備支援事業等の試行的な実施

（エ）その他被保護者就労準備支援事業等の実施において必要と考えられる取組

（８）生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 実施内容

地域の実情に応じて、以下のような支援体制を構築する。

（構築する支援体制の例）

- ・ 就労準備支援事業等における就労体験や、福祉事務所が策定する自立支援プログラム（生活改善プログラム、就労体験活動等）など「収入が発生しない取組」への参加インセンティブの仕組みを構築
- ・ 孤独・孤立やひきこもり、精神面の不調など特に配慮が必要なケースについて、仕事の切り出し・マッチング・就労継続などきめ細かな支援を行う体制を構築
- ・ 多様な働き方の機会確保（金銭収入を伴う就労機会の確保など）に向け、障害者施策など他法他施策との連携を強化する体制を構築
- ・ 65歳以上の高齢者に対して、就労機会の積極的な案内・勧奨や就労継続に向けたフォローを行う体制を構築

(別添 6)

シェルター事業実施要領

1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者を対象とする。

（１）次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

（２）都道府県等が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

4 事業内容

（１）支援内容

本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において定期的に健康診断及び健康医療

相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保する。

ウ 実施主体の判断により、保健師、看護師、精神保健福祉士その他これらと同等に業務を行うことができる者（以下「医療職等」という。）が路上等又は宿泊場所において、巡回相談や必要な支援を実施する。

（２）利用手続

本事業の実施に当たり、実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な規則を定めることとする。

本事業を実施するに際し、自立相談支援機関と十分連携を図りながら実施することが必要であることから、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに盛り込むこととする。

（３）利用期間

本事業の利用期間は原則として３か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、都道府県等が必要と認める場合は、６月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

（４）宿泊場所の供与を行う施設

施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

ア 施設の構造

施設は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

イ 施設の設備

施設には、次の設備を設けなければならない。

（ア）事務室

（イ）宿泊室

（ウ）浴室又はシャワー室

（エ）便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

ウ 職員の配置

施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置する。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合は、この限りではない。

医療職等による相談や支援を行う際は、必要な職員を配置する。なお、相談や支援の頻度等に応じて非常勤とすることも差し支えない。

5 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、「居住支援事業の運営の手引き」（令和7年4月1日付け社援地発 0401 第 24 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。
- (2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談支援センターや女性自立支援施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に就労準備支援事業等につなげることができるよう、自立相談支援機関との連携を図ること。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。
なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施する場合には、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図ること。
- (5) 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、生活困窮者・ホームレス自立支援センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。
- (6) 4（1）ウの事業を実施する場合は、特に路上等における生活が長期化し、高齢化した者に配慮し、きめ細かな相談や必要な支援を行うとともに、必要に応じて医療機関と連携を図るよう配慮すること。

(別添 7)

地域居住支援事業実施要領

1 目的

本事業は、現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者等に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立相談支援事業を行う者やその他の関係者との連絡調整など日常生活を営むのに必要な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、居住支援法人、その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

- ・次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者とする。

（１）シェルター事業の退所者

（２）現在の住居を失うおそれのある生活困窮者（終夜営業店舗や知人宅等に滞在する者も含む。）であって、地域社会から孤立した状態にある者

- ・また、被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としないことが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）については、地域居住支援事業の利用が可能である。特定被保護者による事業の利用は、福祉事務所からの通知によるものとなるが、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和 7 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号・社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）を参照し、福祉事務所との十分な連携を図ること。

4 事業内容

（１）支援内容

本事業の支援内容は、以下ア～オの取組（以下「居住支援」と総称する。）とし、このうち、本事業の実施にあたっては、ア及びイの取組の実施を必須とする。ただし、アの取組に相当する取組を自立相談支援事業にて実施する場合はこの限りではない。また、事業の実施に当たっては、必ず自立相談支援機関と連携すること。

ア 入居にあたっての支援

地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等をあらかじめ把握した上で、住居の確保に関する相談支援、不動産仲介業者

等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続に係る支援を行う。

また、病院の医療ソーシャルワーカー（MSW）等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、不動産仲介業者、家主、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく居住支援法人や、居住支援協議会等と連携し、自立相談支援事業等における継続的な支援を実施する。

イ 居住を安定して継続するための支援

居住支援を行う職員（以下「居住支援員」という。）等の戸別訪問による見守りや生活支援を行う。

その際、具体的な相談内容に応じて、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関やインフォーマルサービス等への相談につなげる。

ウ 互助の関係づくり

サロンやリビング、空き家を活用し、支援を必要とする者同士が集まることができる地域社会との交流の場をつくり、支援を必要とする者同士が相互に支え合う関係や、地域住民とのつながりの構築支援を行う。

エ 地域づくり関連業務（地域への働きかけ）

生活困窮者が地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるように、地域への働きかけを行う。

そのため、地域に様々な社会資源（公営住宅、空き家、他施設等）がある場合は、それらをいつでも活用できるようにし、支援の担い手や必要な社会資源が不足する場合は、必要に応じて自治体や関係機関とも連携し、開拓に努めること。

また、日頃から地域の中でこれらの関係機関・関係者（生活困窮者支援に積極的な家主や不動産事業者等）とのネットワークを築いておくこと。

オ その他

地域における居住支援ニーズの把握や、住宅部局・福祉部局等の関係機関における共通アセスメントシートの作成、関係機関・関係者に対する本事業の広報など、ア～エの取組に資する業務を行う。

（2）利用期間

一年を超えない範囲とする。なお、利用期間の終了直前の利用者の心身の状況、地域社会からの孤立の状況、生活の状況その他の状況を勘案して、都道府県等が必要と認める場合は、延長（再利用）を可能とする。延長後の利用期間は1年を超えない期間とすること。その後、必要に応じて、あらためて状況を確認し、さらに、支援を継続することも差し支えない。ただし、支援し続けることは想定していない。

また、利用期間終了後も日常生活を円滑に営めるよう、自立相談支援

機関との連携により、関係機関による見守りや生活支援など日常生活を営むのに必要な支援体制の構築を図る。

5 配置職員

本事業の実施に当たっては、居住支援員を事業実施場所に配置するものとする。なお、生活困窮者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

6 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、「居住支援事業の手引き」（令和7年4月1日付け社援地発 0401 第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照すること。
- (2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談支援センターや女性自立支援施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。
- (4) 居住支援協議会が設置されている場合は、可能な限り当該協議会に参画し、住宅部局・福祉部局等の関係機関、関係団体が連携した居住支援を行うよう連携を図ること。
- (5) 被保護者に対する地域支援事業を実施している自治体は、一体的に行うことが望ましい。
- (6) 利用者が各種生活支援サービス（配食、金銭管理、送迎・同行、家具賃貸など）を利用している場合には、契約を強要されていないか、契約内容を正しく理解しているか等を確認し、自立を阻害する状況にあると疑われる場合には、速やかに都道府県等に報告すること。

(別添 8)

家計改善支援事業実施要領

1 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付

金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

（２）支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。また、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援事業につなぐ体制を確保するものとする。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則１年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、３（１）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを

作成して支援を継続するかを判断する。

（３）貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

（４）特定被保護者による利用

被保護者であってその状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者等（以下「特定被保護者」という。）については、生活困窮者家計改善支援事業の利用が可能である。特定被保護者による事業の利用は、福祉事務所からの通知によるものとなるが、「特定被保護者対象事業による支援について」（令和 7 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号・社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）を参照し、福祉事務所との十分な連携を図りたい。

（５）配置職員

家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りでない。）、かつ、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 社会保険労務士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

4 留意事項

（１）自立相談支援事業と就労準備支援事業及び家計改善支援事業は一体的に実施するものとしているため、家計改善支援事業の実施事業者は、自立相談支援機関と十分に連携を図り、事業を実施すること。

（２）事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け社援地発 0401 第 24 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添 5 「家計改善支援

事業の手引き」)を参照すること。

- (3) 特定被保護者による事業の利用を含む被保護者家計改善支援事業と一体的な実施については、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。
- (4) 相談支援に当たっては、「家計改善支援事業の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜使用することが望ましい。
- (5) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 9)

子どもの学習・生活支援事業実施要領

1 目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次の（１）～（４）に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

なお、本事業の実施に当たっては、原則として、（１）に掲げる学習支援に加えて、（２）に掲げる生活習慣・育成環境の改善に対する支援を実施すること。

（１）学習支援

高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し

（２）生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

（ア）居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した支援員による相談支援、子ども同士の交流場所の提供

（イ）日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等

（ウ）社会性の育成

日常生活における挨拶や言葉使いに関する助言等

（エ）体験活動等

調理実習、農業体験、年中行事の体験や企業訪問、大学見学等

(オ) 高校生世代への支援

高等学校進学者や高校等中退者等に対する居場所の提供や個別相談、職場体験、自立した社会生活を行うための助言等

イ 保護者に対する支援

(ア) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、食生活や衛生環境の改善、子どもとの接し方に関する助言、講座や相談会の開催等

(イ) 巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等による相談支援、必要に応じた自立相談支援事業の利用勧奨、各種支援策の情報提供や利用勧奨等

(3) 進路選択等に関する支援等

ア 進路相談等

子ども及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等

イ 関係機関との連絡調整

ほかの学習支援事業の事業実施者との連絡調整、教育機関をはじめとした各種支援者との情報交換や会議の開催、必要に応じた生活困窮者自立支援制度の各事業の実施主体との連絡調整等

(4) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

※(2) 以外の実施方法としては、拠点形式に限らず家庭訪問等による実施も可能。

4 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライン」(令和7年6月9日社援地発0609第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照すること。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業や社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する学習の機会を提供する事業(地域と学校の連携・協働体制構築事業における地域未来塾))、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童育成支援拠点事業その他関連する施策との連携を図るよう努めること。

(3) 関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。連携に当たっては、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」(平成27年3月27日社援地発0327第7号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照しつつ、事業趣旨の共有や学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい関係を構築するほか、事業の対象とな

る子どもの掘り起こしや、支援者となる地域の教員OB等の紹介につながるという視点も持って、積極的にこれを行うこと。

(4) 必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うこと

(5) 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

(6) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(7) 支援の充実のためにも、必要に応じ、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）と連携し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験の提供に努めること。

(別添 10)

都道府県による市町村支援事業実施要領

1 目的

本事業は、都道府県が市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村（以下、「市等」という。）に対して必要な助言、情報提供その他の援助を行い、事業の円滑な実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者等に対する研修

ア 目的

市等において自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者等に対する人材養成研修の実施や、市等の生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウム・勉強会の実施等により、自立相談支援事業等に従事する者等の知識や支援技術の向上を図るとともに、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 人材養成研修の実施

自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者等の支援の専門性を十分に高めるために、自立相談支援事業等に従事する者等に対し、研修を行う。なお、研修内容については、「生活困窮者自立支援制度人材養成研修実施要綱」（平成30年4月19日付社援発 0419 第4号厚生労働省社会・援護局長通知別紙）を参考に、地域における支援ニーズ等を加味して検討されたい。

(イ) その他人材養成に必要な取組

人材養成研修のほか、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めるために、生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウムや勉強会等を行う。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施体制の整備の支援

ア 目的

市等において生活困窮者自立支援法に基づく各事業の実施体制を整備するための取組を実施し、任意事業の実施促進による市等における支援メニューの充実を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 広域調整の実施

単独で任意事業を実施することが困難な市等に対し、都道府県の主導により、都道府県と管内市町村とで共同して事業を実施する際の調整を行う。

(イ) その他実施体制整備への支援

任意事業の実施に困難を抱える市等に対して、事業実施に向けた環境調整や訪問支援等を行う。

(3) 社会資源の広域的な開拓

ア 目的

生活困窮者支援に関連する他職種も含めた社会資源の広域的な開拓を図るとともに、市域を越えて支援体制充実のためのネットワークづくりの取組を実施し、地域の関係機関の連携強化による効果的な支援を促進することを目的とする。

イ 事業内容

生活困窮者への支援を行う事業者等の関係機関及び関係者に対して、地域の社会資源の現状や課題等に関する認識を共有するための説明会等を実施するとともに、社会資源の活用促進及び開発に向けた具体的な取組を行う。また、生活困窮者への包括的な支援を実現するために、地域の社会資源の現状及び課題を把握するとともに、当該地域の社会資源の活用促進・開発するための調査研究を実施する等、その他社会資源の開拓に必要な取組を実施する。

(4) その他、都道府県が市町村を支援するために実施する事業

上記(1)～(3)までの事業のほか、地域の実情に応じ、都道府県が市等を支援するための事業を行うことができる。

(別添 11)

福祉事務所未設置町村による相談事業実施要領

1 目的

福祉事務所を設置していない町村（以下「福祉事務所未設置町村」という。）において、一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者（以下この別添 10 において「生活困窮者等」という。）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、自立相談支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、福祉事務所未設置町村とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の実施主体が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、都道府県と緊密に連携の上、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 一次的な相談支援等

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、生活困窮者等から来所等による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、都道府県が設置する自立相談支援機関とも連携しながら、待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者へ他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。なお、相談者が要保護となるおそれが高いと判断される場合には、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずる。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、相談者本人に対して、都道府県が実施する自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うとともに、相談者本人の同意を得た上で、相談内容や相談者の個人情報等を業務上必要な範囲において、都道府県に提供する。

(2) 都道府県との連絡調整・支援のサポート等

- ア 都道府県が実施する自立相談支援事業につないだときは、必要に応じて、当該生活困窮者に関する都道府県が開催する支援調整会議に参画するほか、プランに基づく各支援機関による支援が始まった後もその実施状況や支援対象となっている生活困窮者の状態に関する情報を確認するなど適宜、都道府県の支援をサポートするとともに、当該生活困窮者のフォローアップに努めるものとする。
- イ 支援の終結に当たっては、都道府県とともに地域における見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行うほか、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

4 留意事項

- (1) 本事業を実施した場合であっても、自立相談支援事業の実施主体は引き続き都道府県であることから、都道府県には相談対応を行う福祉事務所未設置町村に対しても適切な事業実施を行うことが求められること。
- (2) 本事業は、都道府県が町村に対し相談対応の実施を依頼し、実質的に権限移譲のようになることを想定しているものではなく、都道府県の果たすべき役割を減じるものではないことから、福祉事務所未設置町村は、当該事業を実施するに当たって、予め管轄する都道府県とそれぞれの役割分担や連携方法等を調整すること。

(別添 12)

生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づく事業実施要領

1 目的

生活困窮者自立支援法第7条第2項に基づき、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進することを目的とする。

※子どもの学習・生活支援事業は除く

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下、「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

(1) 就労訓練推進事業

ア 目的

就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催や就労訓練事業者に対する研修の実施、就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成等を行い、就労訓練事業の推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催

就労訓練事業の実施を検討する事業者等に対して、就労訓練事業の意義・内容や認定手続の詳細等を説明する。

(イ) 協議会の開催

地域において、就労訓練事業の担い手となることが期待される事業者の団体や学識経験者などの有識者等で構成される協議会を開催する。

(ウ) 調査研究の実施

地域における就労訓練事業の在り方等に関する調査研究を実施する。

(エ) 就労訓練事業者に対する研修の実施

就労訓練事業者に対して、好事例の共有や支援に関するノウハウの提供等を行うための研修を実施する。

(オ) 就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成

事業者が就労訓練事業を新たに立ち上げる際に要する初度経費につ

いて、助成を行う。

(カ) 就労訓練事業者に対する就労支援に要する費用の助成

利用者を受け入れる就労訓練事業者にたいし、「非雇用型」利用者向け傷害保険加入料などの就労支援に要する費用について、助成を行う。

(キ) その他就労訓練事業の推進を行うための事業

上記（ア）から（カ）までのほか、就労訓練事業の推進を図るための事業を実施する。

さらに、上記取組の推進を図るため、都道府県に就労訓練アドバイザーを、都道府県等に就労訓練事業所育成員を配置することが可能である。

ウ 留意事項

(ア) 就労訓練アドバイザーと就労訓練事業所育成員については、以下の通りとする。なお、就労訓練アドバイザーと就労訓練育成員は兼務できるものとするが、それ以外の業務との兼務はできないものとする。

① 都道府県に配置する就労訓練アドバイザー

経営コンサルタント、中小企業診断士等の資格を有する者など。事業を適切に行うことができる人材であることとし、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・ 就労訓練事業所育成員や企業開拓、企業支援をしている者等を含めたスキルアップ研修や情報交換会等の開催
- ・ 企業開拓の好事例を集めた事例集やチラシの作成等による周知・広報活動

② 都道府県等に配置する就労訓練事業所育成員

就労訓練事業所育成員は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、事業を適切に行うことができる人材であることとし、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・ 企業支援（事業説明会や面接会の開催、業務切出しの提案、相談支援、定着支援等）
- ・ 企業等に対する就労支援についての実施意向調査
- ・ 訪問による企業開拓

(2) 社会資源の活用促進・開発事業

ア 目的

生活困窮者の早期発見及び包括的な支援を行うために必要な社会資源の活用促進及び開発を行うことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 調査研究の実施

生活困窮者への包括的な支援を実現するために、地域の社会資源の現状及び課題を把握するとともに、当該地域の社会資源の活用促

進・開発するための調査研究を実施する。

(イ) 社会資源の活用促進及び開発

生活困窮者への支援を行う事業者等の関係機関及び関係者に対して、地域の社会資源の現状や課題等に関する認識を共有するための説明会等を実施するとともに、社会資源の活用促進及び開発に向けた具体的な取組を行う。

(ウ) その他社会資源の開発等を行うための事業

上記(ア)及び(イ)のほか、社会資源の開発等を行うための事業を実施する。

ウ 留意事項

本事業内容について、都道府県が実施する場合は、「都道府県による市町村支援事業」による実施とすること。

(3) 人材養成推進事業

ア 目的

自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者等に対し、国が行う生活困窮者自立支援制度人材養成研修の内容を基に、地域における支援ニーズ等を加味した研修実施や、生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウム・勉強会の実施等により、自立相談支援事業等に従事する者等の知識や支援技術の向上を図るとともに、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 人材養成研修の実施

自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に従事する者等の支援の専門性を十分に高めるために、自立相談支援事業等に従事する者等に対し、国が行う生活困窮者自立支援制度人材養成研修の内容を基に、地域における支援ニーズ等を加味して研修を行う。

(イ) その他人材養成に必要な取組

人材養成研修のほか、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めるために、生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウムや勉強会等を行う。

ウ 留意事項

本事業内容について、都道府県が実施する場合は、「都道府県による市町村支援事業」による実施とすること。

(4) 自立相談支援機関の機能強化事業

ア 目的

専門的な相談支援が求められる障害が窺われる者に対して、支援対象者に応じたきめ細やかな支援が可能となるよう、自立相談支援機関に対し、障害者就業・生活支援センターのノウハウを活用した就労面と生活

面の一体的な支援を実施し、自立相談支援機関の機能を強化することを目的とする。

イ 事業内容

以下の取組を実施するために、障害者就業・生活支援センターに職員を配置するための費用を助成する。

(ア) 自立相談支援機関や福祉事務所への出張相談

自立相談支援機関からの要請に応じ、障害が窺われる者への対応等に関する相談・助言を行うほか、就労体験や中間就労の受入企業の開拓に関する助言を行う。

(イ) 障害が窺われる者と面談や支援プラン策定の場合への同席

自立相談支援機関からの要請に応じ、自立相談支援事業において実施する障害が窺われる者との面談に同席し、必要な助言等を行うほか、支援対象者に応じたプラン策定の場合に同席する。

(ウ) 就労体験や中間的就労の受入企業への助言、就労体験や中間的就労の受入企業への助言や支援対象者への助言、就労現場への同行を行う。

(エ) 合同移動相談会の実施

関係機関と合同で、障害が窺われる者に関する移動相談会を開催する。

(オ) ノウハウの伝達

地域の就労支援水準の向上を目指し、障害者就業・生活支援センターがこれまで蓄積してきたノウハウを他の就労支援機関等へ伝達するため、研修会やセミナー等を開催する。

ウ 留意事項

(ア) 対象者の支援内容に直接関係する助言等を行う際には、要請した自立相談支援機関から船体商社本人に事前に同意を得ることが前提となる。

(イ) 本事業の実施主体（都道府県等）と障害者就業・就労支援センターの支援範囲が異なることから、本事業により配置された職員の支援範囲については、障害者就業・生活支援センターを運営する法人との協議の上で決定すること。

(5) その他生活困窮者の自立の促進に資する事業

上記（１）～（４）までの事業のほか、地域の実情に応じて実施する生活困窮者の自立の促進に資する事業を行うことができる。

(別添 13)

ひきこもり支援推進事業実施要領

1 目的

本事業は、ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業

(1) 目的

本事業は、都道府県及び市区町村において、以下の(ア)～(タ)に掲げる取組の全部又は一部を実施することにより、ひきこもり状態にある本人や家族等(以下「対象者」という。)からの電話、来所等による相談に応じて適切な助言を行うとともに、居場所づくりや地域における関係機関とのネットワークの構築等の役割を担うことを通じて、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

- (ア) 相談支援事業
- (イ) 居場所づくり事業
- (ウ) 連絡協議会・ネットワークづくり事業
- (エ) 当事者会・家族会開催事業
- (オ) 住民向け講演会・研修会開催事業
- (カ) サポーター派遣・養成事業
- (キ) 民間団体との連携事業
- (ク) 実態把握調査事業
- (ケ) 専門職の配置
- (コ) 多職種専門チームの設置
- (サ) 関係機関の職員養成研修事業
- (シ) 管内市区町村・行政区への後方支援事業
(都道府県・指定都市のみ)
- (ス) ひきこもり地域支援センターのサテライト設置事業
(都道府県のみ)
- (セ) 支援者ケア事業(都道府県・指定都市のみ)
- (ソ) 市区町村訪問支援事業(都道府県のみ)
- (タ) 広域連携支援事業

(2) 事業区分

事業を実施する自治体は、(ア)～(タ)の取組のうち、実施する取組に応じて、「A.ひきこもり地域支援センター事業」、「B.ひきこもり支援ステーション事業」、「C.ひきこもりサポート事業」の中から、適

した事業区分を選択するものとする。（＜実施主体/事業別の取組一覧表＞を参照。）

なお、都道府県及び指定都市においては、「A. ひきこもり地域支援センター事業」を必ず実施するものとする。

事業区分ごとの実施主体・対象事業・人員配置基準は以下のとおり。

＜A. ひきこもり地域支援センター事業＞

【実施主体】都道府県・指定都市・市区町村とする。ただし、事業の全部又は一部を民間団体へ委託することもできる。

【対象事業】

＜都道府県・指定都市が実施する場合＞

（ア）から（オ）まで、（サ）及び（シ）の取組を必須とし、（カ）から（コ）まで、（セ）及び（タ）の取組を任意で実施することができる。なお、都道府県においては、（ス）及び（ソ）の取組も任意で実施することができる。

＜市区町村（指定都市を除く。）が実施する場合＞

（ア）から（オ）までの取組を必須とし、（カ）から（サ）まで、及び（タ）の取組を任意で実施することができる。

【人員配置基準】

原則、ひきこもり支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を2人以上配置することとし、このうち専門職を1人以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士、こども家庭ソーシャルワーカー等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。

＜B. ひきこもり支援ステーション事業＞

【実施主体】市区町村（指定都市を除く。）とする。ただし、事業の全部又は一部を民間団体へ委託できるものとする。

【対象事業】（ア）から（ウ）までの取組を必須とし、（エ）から（ケ）まで、及び（タ）の取組を任意で実施することができる。

【人員配置基準】原則、コーディネーターを1人以上配置することとする。

＜C. ひきこもりサポート事業＞

【実施主体】市区町村（指定都市を除く。）とする。ただし、事業の全部又は一部を民間団体へ委託できるものとする。

【対象事業】（ア）から（ク）まで、及び（タ）の取組を1つ以上実施することとする。

【人員配置基準】なし。

<実施主体/事業別の取組一覧表>

実施主体	事業名	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)
		相談支援	居場所づくり	連絡協議会・ネットワークづくり	当事者会・家族会の開催	住民向け講演会・研修会の開催	サポーター派遣・養成	民間団体との連携	実態把握調査	専門職の配置	多職種専門チームの設置	関係機関の職員養成研修	管内市区町村・行政区への後方支援	ひきこもり地域支援センターのサテライト設置	支援者ケア	市区町村訪問支援	広域連携支援
都道府県・指定都市	ひきこもり地域支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○ (都道府県のみ)	○	○ (都道府県のみ)	○
中核市・一般市区町村	ひきこもり地域支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○
	ひきこもり支援ステーション事業	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○
	ひきこもりサポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○

◎…必須

◎…必須、○…任意

(3) 事業内容

(ア) 相談支援事業

実施主体は、対象者からの電話や来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問支援を行う。

また、対象者の相談内容等に応じて、適切な支援方法について検討を行い、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぐとともに、その後も当該機関と情報交換を行うことにより、対象者への支援状況を把握し、継続的な支援を行うものとする。

(イ) 居場所づくり事業

実施主体は、ひきこもり状態にある本人が、社会参加をするための第一歩となる居場所づくりを行う。居場所とは、同様の状態にある者等が集まり、各々の状態を他者との関係の中で把握し、自己肯定感を高めること、居住する家から外出するきっかけとなることなど、多様な役割がある。形態については、空き屋等を借り上げた常設の居場所や公共施設の一角を一時的に借り上げて実施する居場所など、地域の実情に応じたものとする。

なお、ひきこもり状態にある者が抱える背景や事情は多様であるため、年齢層ごとの集まり、性別ごとの集まり、趣味ごとの集まりなど、各人が参加しやすいものとなるよう、多様な居場所づくりに配慮すること。

(ウ) 連絡協議会・ネットワークづくり事業

実施主体は、対象者の抱える様々な背景や事情に応じて、多様な支援の選択肢を用意できるよう、地域の多様な関係機関で構成される連絡協議会を設置する等、ネットワークづくりに努める。

ネットワークづくりにおいては、地域の実情等に応じて、自立相談

支援機関、ハローワーク、地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター、消費者生活センター、医療機関、教育関係機関、経済団体、農業や企業の事業主等の民間事業者、NPO 法人、当事者団体等の多様な社会資源の参画を促し、定期的に情報交換を行う等により恒常的な連携を確保することで、様々な意見を踏まえてひきこもり支援を実施できる環境を整えるものとする。また、行政圏域や生活圏域に設置されている他の自治体のひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）やひきこもり支援ステーション（以下「ステーション」という。）等とも連携を図ること。

なお、必ずしも会議体を設置する必要は無いが、会議体設置する場合は、既存の会議体(市区町村においては、市町村プラットフォームを含む。)を活用して差し支えない。

（エ）当事者会・家族会開催事業

実施主体は、当事者同士、家族同士が集まって経験や悩みを共有し合い、不安な気持ちを解消できる場を設ける。また、ひきこもり状態の経験があるピアサポーターも活用しながら、対象者に向けた講演会や講習会等を開催し、対象者への支援や情報発信を行う。

（オ）住民向け講演会・研修会開催事業

実施主体は、地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう、ひきこもり状態の経験があるピアサポーターも活用しながら、住民向けの講演会・研修会を開催する。また、リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する支援情報や地域の社会資源などの周知・広報を実施する。

（カ）サポーター派遣・養成事業

実施主体は、ひきこもり支援に関心のある者が、ひきこもりに関する基本的な知識を習得の上、ひきこもりサポーター（以下「サポーター」という。）として活動することができるよう、サポーターを派遣し、また新規にサポーターを養成する。

＜サポーターの派遣＞

実施主体は、「（ア）相談支援事業」「（イ）居場所づくり事業」「（エ）当事者会・家族会開催事業」を実施する場合等、サポーターによる支援が効果的であると判断する場合に、サポーターを選定して派遣する。（例：サポーターの訪問による相談や外出への同行、居場所の運営、家族会の中で実施する講演会・講習会の講師など。）

ただし、「（ア）相談支援事業」におけるサポーターの派遣は、対象者がサポーターによる訪問支援等を希望する場合に実施すること。また、サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言や指導を継

続的に行う等、適切に運用されるよう配慮すること。

サポーター派遣に当たっては、サポーターに対して個人情報の取扱いについて十分に留意させるとともに、派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えること。

なお、必要に応じて民間団体等による依頼を受けて、サポーターを派遣しても差し支えない。

＜サポーターの養成＞

実施主体は、サポーターとしての活動を希望する者に対して、「ひきこもりサポーター養成研修」を実施し、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援の在り方、支援上の注意点等）を修得させる。

サポーターの養成研修修了後、サポーターとして活動することに同意した者を名簿に登録し、管理する。名簿に登録する際には、登録する者の活動希望地域（都道府県内全域や特定の市区町村など）を把握し、希望する地域によっては、登録する者の個人情報、養成を実施した自治体のほか、サポーター派遣を実施する自治体（実施予定を含む。）に提供される旨を十分に説明する。名簿の管理については、都道府県や市区町村間で連携し、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意する。

（キ）民間団体との連携事業

実施主体は、地域の社会資源を活用したひきこもり支援の取組を推進するため、地域において有意なひきこもり支援に取り組む民間団体に対し補助を行うための補助要綱を策定のうえ、当該補助要綱に基づいて、民間団体に対して補助を行う。ただし、補助の対象は、ひきこもり支援の活動に要する費用に限ることとし（例えば、居場所の運営に係る賃借料や光熱費、活動に携わるスタッフの旅費など。）、民間団体の職員の人件費や利用者に対する交通費等の現金給付・現物給付は含まない。

（ク）実態把握調査事業

実施主体は、ひきこもり支援施策の企画立案の前提となる、対象者の実態やニーズを明らかにするための調査研究を行う。

（ケ）専門職の配置（「A. ひきこもり地域支援センター事業」及び「B. ひきこもり支援ステーション事業」のみ）

実施主体は、対象者が抱える様々な事情に対して、専門的な観点から対応できるよう、専門職を配置する。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士、こども家庭ソーシャルワーカー等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。

なお、専門職の配置は、人員配置基準を超えて配置する場合に適用となる。

(コ) 多職種専門チームの設置（「A. ひきこもり地域支援センター事業」のみ）

実施主体は、多様かつ専門的な観点から支援を実施できる体制を整備するため、既に配置されている職員に加え、医療、法律、心理、福祉、就労、教育関係等のうち3職種以上の多職種から構成されるチームを設置して、事例の検討や、必要に応じて対象者への直接支援等を実施する。

加えて、都道府県においては、ひきこもり支援を実施する管内市区町村等に対して、専門的な観点から助言を行う。

(サ) 関係機関の職員養成研修事業（「A. ひきこもり地域支援センター事業」のみ）

実施主体は、管内でひきこもり支援を行う機関（都道府県にあっては、管内市区町村や生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関等を含む。）のひきこもり支援を担当する職員を広く対象として、支援に必要な知識及び技術等を修得させる「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。

養成研修の実施に当たっては、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。

加えて、研修プログラムには、ひきこもりの経験者や家族などによる講演等を盛り込む等、当事者・家族等の思いやニーズに沿った支援を学べるよう配慮すること。また、必要に応じて継続研修を実施する等、段階的なスキルアップにも配慮すること。

養成研修の実施にあたっては、ハローワークや地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター、消費者生活センター、教育機関、医療機関、農業関係機関、商工関係機関等、幅広い関係機関から参加を募るよう努めること。

(シ) 管内市区町村・行政区への後方支援事業（都道府県・指定都市が実施する「A. ひきこもり地域支援センター事業」のみ）

都道府県・指定都市においては、管内の市区町村や行政区（ひきこもり支援関係機関を含む。）において、ひきこもり支援が効果的に実施できるよう、助言や相談対応をするとともに、地域における関係機関のネットワーク構築の促進等を行い、住民が身近なところで支援を受けることができるよう、市区町村や行政区でのひきこもり支援の充実・強化を図る。

(ス) ひきこもり地域支援センターのサテライト設置事業（都道府県が実施する「A. ひきこもり地域支援センター事業」のみ）

都道府県は、住民が身近なところで支援を受けることができるよう、ひきこもり支援推進事業の未実施市区町村等、ひきこもり支援が進んでいない管内の地域に、ひきこもり地域支援センターのサテライトを設置することができる。サテライトで実施する取組は、ひきこもり地域支援センターで実施する取組に準ずるものとする。また、コーディネーターを1人以上配置する。

なお、サテライト設置事業の適用は、原則2年を上限とし、2年経過後は、サテライトを設置した市区町村（周辺の市区町村を含めた広域実施も可）において、「A.ひきこもり地域支援センター事業」又は「B.ひきこもり支援ステーション事業」を実施するものとする。

（セ）支援者ケア事業（都道府県・指定都市のみ）

都道府県・指定都市においては、支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する。

（ソ）市区町村訪問支援事業（都道府県のみ）

管内市区町村における支援強化を図るため、都道府県ひきこもり地域支援センターに訪問支援員を配置する。訪問支援員は専門職とするが兼務も可であり、定期的な巡回により、相談支援の状況把握や支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問やケース対応に取り組む等、管内市区町村におけるひきこもり支援体制の構築をサポートすることとし、原則として次のa及びbに該当する場合に補助対象とする。

- a 支援対象は管内全市区町村（指定都市を除く）であるが、重点的な支援対象自治体数は訪問支援員（専門職）1名配置することにより4自治体以上となること。また、1自治体あたり年間4回（四半期に1度）以上の訪問支援を行っていること
- b ケース検討会や支援調整会議などの市区町村が実施する会議に参加し、相談支援等のスーパーバイズを行うこと、また、適宜、アウトリーチの同行支援を行うこととし、これらの業務に一定程度以上携わること。

（タ）広域連携支援事業

ひきこもり状態にある方やその家族等が抱える課題は複雑・複合化しており、地方公共団体が行うひきこもり支援を、持続可能な形で効率的かつ効果的に提供していくためには、社会資源を有効に活用する観点からも、広域連携を促進していく必要がある。このため、本事業の社会資源を相互に有効活用する取組、広域連携に向けた連携体制の構築等、次に該当する場合に補助対象とする。

（都道府県）

次の a 又は b に該当する場合に補助対象とする。

- a 管内市区町村におけるひきこもり支援体制の整備に係る状況把握・課題分析を行った上で、管内市区町村の広域化に向けた行政機関及び地域の関係機関同士によるネットワークづくり等を実施すること。
- b 地域の実情に応じた協力体制によるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり地域支援センター同士がひきこもり支援のノウハウを蓄積させるために取組事例や支援手法の共有等のための会議を開催すること。

(指定都市)

地域の実情に応じた協力体制によるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり地域支援センター同士がひきこもり支援のノウハウを蓄積させるために取組事例や支援手法の共有等のための会議を開催すること。

(市区町村(指定都市を除く))

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業を実施している市区町村が他の市区町村(未実施の市区町村を含む)の支援対象者の事業の利用を可能とするなどの広域連携の体制を構築して2(3)(ア)から(ク)までの取組を実施すること。

(4) 留意事項

(ア) 秘密の保持(個人情報の取扱い)

本事業の実施に携わる職員(「(カ) サポーター派遣・養成事業」におけるサポーターを含む)は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の上承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(イ) 「A. ひきこもり地域支援センター事業」及び「B. ひきこもり支援ステーション事業」における「(ア) 相談支援事業」の実施体制

原則、週5日以上、1日8時間を目安として相談に対応できる体制を整えること。また、閉所日や夜間においても、相談の受付ができるよう、メールやSNSの活用を検討すること。

(ウ) 複数市区町村での連携実施

相談支援事業等、自身が居住するのとは異なる近隣市区町村の支援の方が利用しやすい事例もあることを鑑み、ひきこもり地域支援センター事業等を複数の市区町村で連携して実施することも可能とする。その際、支出経費については市区町村間で按分するなど、適切な費用負担に努めること。

3 都道府県による市町村の立ち上げ支援事業

都道府県において、市区町村（指定都市を除く。）における事業の立ち上げを支援するため、「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する管内市区町村（指定都市を除く。）に対して、当該市区町村が事業に要する費用について補助を行う。

（1）実施主体

都道府県

（2）事業内容

実施主体は、「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する管内市区町村（指定都市を除く。）に対して、当該市区町村が事業に要する費用について補助を行う。

（3）留意事項

- （ア）同一市区町村に対する補助は、原則2年を上限とし、2年経過後は、当該市区町村において、「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」の「A. ひきこもり地域支援センター事業」又は「B. ひきこもり支援ステーション事業」を実施すること。
- （イ）都道府県は、管内市区町村におけるひきこもり支援の推進に向けて、管内市区町村の希望をよく踏まえて、本事業の実施を検討すること。
- （ウ）都道府県は、本事業を実施するに当たっては、市区町村が実施する「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」に対して補助を行う補助要綱を、別途、定めること。
- （エ）本事業の適用を希望する市区町村は、都道府県担当部局とよく協議を行うこと。
- （オ）都道府県の補助の対象となる、「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する市区町村には、令和7年度に「C. ひきこもりサポート事業」を実施し、令和8年度に「A. ひきこもり地域支援センター事業」又は「B. ひきこもり支援ステーション事業」を実施する市区町村を含むものとする。なお、本事業によらず令和7年度に「B. ひきこもり支援ステーション事業」を実施した市区町村は補助の対象外とする。

4 市区町村における相談支援体制整備の準備事業

市区町村の支援環境の整備を促進させるため、「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」の開始に向けた準備経費に対し補助する。

（1）実施主体

市区町村（指定都市を除く。）とする。ただし、事業の全部又は一部を民間団体へ委託できるものとする。

(2) 事業内容

実施主体は、「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」の開始に向けた準備（相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入や修繕、準備スタッフの雇い上げ等）を行う。

(3) 留意事項

令和9年度から新たに「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」の開始を予定する市区町村に限る。令和8年度（又はそれ以前から継続）において「2 ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を実施する市区町村は対象外とする。

(別添 14)

日常生活自立支援事業実施要領

1 目的

本事業は分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）又は指定都市社会福祉協議会（以下「指定都市社協」という。）とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社会福祉協議会、指定都市社協にあつては同条第 2 項に規定する社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) (1) から (5) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業の種類

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。

- (1) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- (3) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている (1) の事業に従事する者の資質の向上のための事業

(4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業

(5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている(1)の事業に関する普及及び啓発

(6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

4 事業の内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。

(イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

イ 援助の内容

(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- ・ 福祉サービスの利用に関する援助
- ・ 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- ・ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他の福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- ・ 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
- ・ 定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- ・ 申請は実施主体に対して行うものとする。
- ・ 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- ・ 上記の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- ・ 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- ・ 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- ・ 支援計画は、本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- ・ 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、4の(1)のウの(イ)により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

- ・ 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。
- ・ 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本

人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

- ・ 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないように十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ 利用料

(ア) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(イ) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援するNPO法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的を開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、利用開始後に、本人の判断能力が低下又は回復したり、相続や不動産の処分等の重大な法律行為が必要になった場合など成年後見制度や生活困窮者自立支援制度その他の関連諸制度への移行が

必要になることも想定されることから、中核機関や生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

(別添 15)

生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりに加えて、これらの取組において役割の一端を担う民生委員の活動環境整備を行うこと通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

ア 3 (1) から (4) に掲げる事業を行う場合

本事業の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 3 (5) に掲げる事業を行う場合

この場合の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県等が適当と認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、次の (1) から (5) に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。

なお、本事業の内容は、市区町村にあつては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあつては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（同法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）を踏まえたものでなければならないものとする。

また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限り、本事業を実施できるものとする。

(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握

住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。

(事業例)

- ・地域住民に対するニーズ・課題把握のためのアンケート調査
- ・相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの調査
- ・地域住民との座談会の開催 等

(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

(1) により把握したニーズなど、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。

(事業例)

- ・地域住民に対して地域活動への参加を促す説明会の実施
- ・課題を抱える住民と地域活動をマッチングするための情報提供
- ・地域活動の担い手やそれをコーディネートする人材に対する研修
(民生委員・児童委員に対して、その活動に必要な知識及び技能を修得するための研修を除く。)
- ・企業による社会貢献活動や、企業等の従事者に対する定年退職後の地域活動を促す説明会の実施 等

(3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」

地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽にに関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。

(事業例)

- ・多様な住民同士が交流できる祭りやスポーツなどのイベントの開催
- ・属性や世代によらず利用できるカフェや食堂、教室などの拠点の運営
(拠点の運営に要する経費には Wi-Fi 等通信環境の整備に係る費用・通信費を含む。)
- ・新たな交流拠点の開設 (原状復帰のための小修繕費を含む。) 等

(4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。

(事業例)

- ・地域住民のニーズや生活課題に応じた地域活動の創出に向けた検討会

の開催

- ・地域の社会福祉法人やNPO法人、電気・ガス事業者など、地域のニーズに関して、多様な関係機関との情報共有を図るとともに、これらの協働体制を構築するためのネットワーク会議の開催 等

(5) 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けて、民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する創意工夫を凝らした取組を行う。

(事業例)

- ・民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を配置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- ・小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- ・仕事をしながら民生委員の活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- ・大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS（インスタグラム等）を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な者の人数や支援の実施回数の上に留まらずにアウトカムの数値を基本とした成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、補助金の実績報告の際にその内容について厚生労働省に報告すること。

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本事業において、地域ニーズの実態把握等を実施する場合は、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を行うこと。

(2) 関係事業との連携

本事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度を始め、介護、障害、子ども等の関連施策とも連携を図りつつ、効果的・効率的な事業の実施体制の確保に努めること。特に、本事業は「重層的支援体制整備事業」

の生活困窮分野における「地域づくり事業」に位置付けていることから、分野横断的な地域づくりの推進に努め、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた検討を行うこと。

(別添 16)

民生委員・児童委員研修事業実施要領

1 目的

本事業は、民生委員・児童委員が、生活困窮者を含め地域住民に対する相談援助を始めとした民生委員・児童委員活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会、社会福祉法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる方法等により民生委員・児童委員の研修を行う。

- (1) 単位民生委員・児童委員協議会会長を対象にした、単位民生委員・児童委員協議会会長として必要な指導力を修得させるための研修
- (2) 中堅(2期目以上)の民生委員・児童委員を対象にした、相談援助活動等を行う上で必要な活動力を修得させるための研修
- (3) 新任の民生委員・児童委員を対象にした、相談援助活動等を行う上で必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修

4 事業の実施

- (1) 研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するよう留意すること。
- (2) すべての民生委員・児童委員が、3年の任期中に少なくとも1回は研修を受講できるよう配慮すること。
- (3) 市町村、社会福祉協議会、各種相談所等において民生委員・児童委員に関係のある業務を行う者であって必要と認めた者に研修を受講させることは差し支えないこと。

5 その他

研修への参加に要する旅費は、受講者の自己負担とする。

(別添 17)

被災者見守り・相談支援等事業実施要領

1 目的

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(1) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。

また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、市区町村とする。

また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業実施要件

本事業は、災害救助法等に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

4 事業内容

本事業は、次の（1）から（3）までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を実施すること。

(1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業

被災者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下のような支援を実施する。

なお、これらの支援の実施に当たっては、地域コミュニティ活動を適切に取り入れ、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。

ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ

- イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
- ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供

(2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業

被災者のニーズに応じて、被災者支援従事者が的確な支援を行うことができるよう、以下のような事業を実施する。

- ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
- イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施

(3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

被災者に対する支援を効果的に行う観点から、被災者の見守り・相談支援に係る他の事業の実施者を含む関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、以下の点について留意すること。

- ア 避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村又は当該市町村から情報提供を受けた都道府県より本事業の委託を受けた民間団体は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の提供を受けることができるが、委託された業務の範囲内でのみ、避難行動要支援者名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないこと
- イ 本事業により取得する被災者に関する情報について、被災者への見守り・相談支援の実施に必要な限度で、関係者に対して提供を行う旨、戸別訪問等の際に本人の同意を得ておくこと
- ウ 本事業により取得した情報を関係者に提供する際に、当該提供について本人の同意が得られなかった場合においても、個人情報保護法第27条第1項第4号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、当該提供が可能であること。

なお、個人情報の取り扱いについては、その適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこととし、「被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について」（令和8年3月31日付社援地発 0331 第1号、社援基発 0331 第1号、障障発 0331 第3号及び老認発 0331 第4号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健

局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）を参照すること。

(2) 実施状況に関するデータの整理

本事業による政策効果を検証するため、見守り等の被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。

(3) 本事業に係る補助金の使途

本事業は、被災者の安定的な日常生活を支援することを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。

(4) 次に掲げる事業は、本事業の対象とはしない。

ア 災害発生以前から実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(5) 関係支援機関の明示

支援にあたっては、本事業で受け付けた相談を円滑に関係機関につなぐことができるよう、担当部署及び関係機関を本事業に係る被災者支援従事者に明確に示すとともに、必要に応じて関係者間の調整を図ること。

(6) 事業の実施期間

本事業は、災害救助法等に基づく応急仮設住宅の供与期間中、実施するものとし、供与期間の終了年度をもって、本事業の実施期間を終了するものとする。

(7) 支援対象者

支援対象者については、災害救助法等に基づく応急仮設住宅への入居者とする。なお、応急仮設住宅の供与期間中は、必要に応じて、災害の発生により公営住宅に避難する者、応急仮設住宅から退去し在宅に戻った者、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者を支援対象者に含めて差し支えない。

(8) 一般施策への移行の検討

事業実施期間中は、可能な限り一般施策による支援での対応を検討するとともに、本事業終了後の支援体制構築のため、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、一般施策による支援へ移行していくことを十分に検討すること。

(別添 18)

被災者見守り・相談支援等緊急事業実施要領

1 目的

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅の供与期間中、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行うとともに、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

※令和 6 年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。

(1) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。

また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、市区町村とする。

また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業実施要件

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

4 事業内容

本事業は、次の（1）から（3）までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を実施すること。

(1) 被災者の見守り・相談支援等を行う事業

被災者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下のような支援を実施する。

なお、これらの支援の実施に当たっては、地域コミュニティ活動を適切に取り入れ、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。

- ア 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
- イ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
- ウ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供

(2) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業

被災者のニーズに応じて、被災者支援従事者が的確な支援を行うことができるよう、以下のような事業を実施する。

- ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施
- イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施

(3) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

5 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

被災者に対する支援を効果的に行う観点から、被災者の見守り・相談支援に係る他の事業の実施者を含む関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、以下の点について留意すること。

- ア 避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の作成主体である市町村又は当該市町村から情報提供を受けた都道府県より本事業の委託を受けた民間団体は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画及び被災者台帳の提供を受けることができるが、委託された業務の範囲内でのみ、避難行動要支援者名簿情報、個別避難計画情報及び台帳情報を取り扱うこととなるとともに、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないこと
- イ 本事業により取得する被災者に関する情報について、被災者への見守り・相談支援の実施に必要な限度で、関係者に対して提供を行う旨、戸別訪問等の際に本人の同意を得ておくこと
- ウ 本事業により取得した情報を関係者に提供する際に、当該提供について本人の同意が得られなかった場合においても、個人情報保護法第27条第1項第4号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合には、当該提供が可能であること。

なお、個人情報の取り扱いについては、その適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこととし、「被災者への見守り・相談支援に係る福祉関係者間の連携強化について」

(令和8年3月31日付社援地発 0331 第1号、社援基発 0331 第1号、障障発 0331 第3号及び老認発 0331 第4号厚生労働省社会・援護局地

域福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)を参照すること。

(2) 実施状況に関するデータの整理

本事業による政策効果を検証するため、見守り等の被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。

(3) 本事業に係る補助金の使途

本事業は、被災者の安定的な日常生活を支援することを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。

(4) 次に掲げる事業は、本事業の対象とはしない。

ア 災害発生以前から実施している事業

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(5) 関係支援機関の明示

支援にあたっては、本事業で受け付けた相談を円滑に関係機関につなぐことができるよう、担当部署及び関係機関を本事業に係る被災者支援従事者に明確に示すとともに、必要に応じて関係者間の調整を図ること。

(6) 事業の実施期間

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間中、実施するものとし、供与期間の終了年度をもって、本事業の実施期間を終了するものとする。

(7) 支援対象者

支援対象者については、災害救助法に基づく応急仮設住宅への入居者とする。なお、応急仮設住宅の供与期間中は、必要に応じて、災害の発生により公営住宅に避難する者、応急仮設住宅から退去し在宅に戻った者、在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者を支援対象者に含めて差し支えない。

(8) 一般施策への移行の検討

事業実施期間中は、可能な限り一般施策による支援での対応を検討するとともに、本事業終了後の支援体制構築のため、民生委員・児童委員に

よる見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、一般施策による支援へ移行していくことを十分に検討すること。

(別添 19－ 1)

生活困窮者自立支援の機能強化事業実施要領

1 目的

本事業は、増加する生活困窮者への対応、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援等の強化、家計改善支援の質の向上のため、自治体と民間団体との連携の推進や、柔軟かつ高度な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

なお、（４）の「その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施」に限り、福祉事務所を設置しない町村においても実施することができる。

3 事業内容

（１）特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化

ア 支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化

自立相談支援機関が、独自の支援に取り組む特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な以下の経費を補助することにより、多様な支援ニーズに対応するための体制強化を図る。

- （ア）自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費
- （イ）フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費
- （ウ）特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費
- （エ）その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費（ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。）

イ 支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援

地域の生活困窮者支援に取り組む特定非営利活動法人や社会福祉法人等の民間団体について、物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大によ

る事業量や活動経費の増加が認められる場合であって、以下の要件を満たすときは、1団体あたり50万円の範囲内で活動経費を支援する。ただし、複数の市町村において広域的な支援を実施している団体の場合は、100万円の範囲内で活動経費を支援する。

(イの支援対象となる民間団体の要件)

- 地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること（いずれも、今後連携する予定の場合を含む。）。
- 地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること。
- 食料や日常生活用品等の物資支援を行う団体だけでなく、相談支援をはじめ、就労や住まい、居場所づくりなどの支援に独自に取り組む民間団体も対象となること。
例) 就職活動を行う者への携帯電話の貸出し支援、Wi-Fi環境を整備した居場所づくり等
- 自立相談支援事業の委託を受けている民間団体についても支援対象となるが、委託を受けている事業に係る経費（相談員の加配など）は助成対象とならず、委託を受けている事業とは別に、民間団体独自の取組に係る経費が助成対象となることに留意されたい。

(イの事業実施に係る要件)

- 自治体において、生活困窮者の状況把握や課題整理、支援方法の検討等を行うプラットフォームを設置すること。その上で、活動経費支援の対象となる民間団体は当該プラットフォームにおいて活動しているものであること。ただし、複数の市町村において広域的な支援に取り組む民間団体への補助についてはこの限りでない。
- 本プラットフォームは、それぞれの地域で、物価高騰等の影響により生活に困窮している方への対応や特例貸付の借受人等に対する生活再建に向けた支援のために、どのような支援体制を構築する必要があるのかについて、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他民間団体と連携して生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、その結果を踏まえ、地域の生活困窮者支援に関する連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討するものであること。
- 本プラットフォームの設置主体は福祉事務所設置自治体を基本とするが、広域的に実施する観点から都道府県が設置することも差し支えない。
- 本プラットフォームは、当該地域における官民連携による困窮者支

援の仕組みを検討する場を作ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議や支援会議等の既存の会議体等により代替するほか、会議体の設置要綱等を要さない簡易な協議の場としても差し支えない。

- 社会全体の関心・気運の情勢や地域住民の意識を高め、支援の取組そのものが広がりを持ったものとしていくために、本プラットフォームには、行政機関だけでなく、地域の民間団体が参画することが望ましい。ただし、地域の実情によって民間団体の参画が難しい場合には、本プラットフォームにおいて、民間団体との連携による支援ネットワークづくりを検討するなど、民間団体も含めた連携支援の方策を検討すること。
- なお、本プラットフォームに関する会議体の設置に係る経費については、既存予算で対応することとし、本事業の対象経費とはならないことに留意されたい。

(イの対象経費)

- 地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するために必要な経費（食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等）

(2) 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化

- ア 特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給終了者等への生活再建に向けた支援を行うため、自立相談支援事業や家計改善支援事業等の相談支援員等とは別途、相談支援員等を加配するほか、訪問支援から関係機関への連絡調整や同行支援、定期的な見守り支援等までを行うアウトリーチ型の支援員を配置する等、個々の状況に応じたフォローアップ支援等を行うための体制強化を図る。
- イ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の申請処理をはじめとした事務を行うための職員の雇用など、事務処理体制を強化することにより、相談支援員等の事務負担の軽減や支給事務の迅速化を図る。
- ウ 多重債務を抱えている者等について安定的な生活への再建を図るため、関係機関との連携や無料法律相談会の開催、弁護士等への委託による法律相談等の支援を行う。

(留意事項)

- ア及びイの支援員等については、自立相談支援機関のほか、自立相談支援機関と連携して業務を行う場合には、市区町村社会福祉協議会等の自立相談支援機関以外の支援機関への配置も可能である。

(3) 家計改善支援の質の更なる向上に関する取組

家計改善支援の質の更なる向上を図るために、以下のような取組を行う。

ア 地域における家計改善支援に関するニーズや課題の把握

イ 把握したニーズや課題に対応するための社会資源の活用促進及び体制強化

(取組例)

- ・家計改善支援の質の更なる向上を図るため、ファイナンシャルプランナー（FP 技能士２級以上相当）などの有資格者を追加的に配置する 等

ウ その他、地域の実情に応じ、生活困窮者への家計改善支援の強化を行うために必要な取組

(4) その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

上記事業のほか、自立相談支援等の機能強化を目的とし、各自治体による、それぞれの課題を踏まえた創意工夫に基づく事業。

(別添 19－ 2)

生活困窮者自立支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員の支援活動の増加・高度化により、支援員のメンタルケアや支援スキルを向上する必要性が高まっていることを踏まえ、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チームや中間支援組織の立上げを加速化することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

(1) 研修企画チーム立上げ及び運営

ア 目的

別添 10 の都道府県による市町村支援事業実施要領 3 の (1) のイの (ア) 人材養成研修の実施に係る研修 (以下「都道府県研修」という。) については、都道府県研修の代替研修として実施していたブロック別研修の実施が令和 6 年度で終了するため、令和 7 年度から各都道府県で実施することとなる。

本事業ではそのことを踏まえ、都道府県研修をまだ実施していない都道府県において、都道府県職員だけでなく、相談支援現場のニーズを把握している主任相談支援員や国研修受講者、その他関係事業の相談員等が参画し、都道府県研修の意義や目的を共有のうえで都道府県研修のカリキュラム検討や研修の運営をするチーム (以下「研修企画チーム」という。) を立ち上げるとともに、初回の都道府県研修を円滑に実施することを目的とする。

イ 事業内容

本事業は、研修企画チームの立上げ及び研修に係る環境整備、都道府県研修の初回実施等の以下の取組を対象とする。

なお、既に研修企画チームが設置され、都道府県研修を実施している都道府県においては、都道府県による市町村支援事業 (補助率 1 / 2) により実施すること。

(ア) 都道府県内の各事業の取組状況や地域が抱える課題等の整理

都道府県研修に対する都道府県内のニーズを把握するため、都道府県

内の自治体や自立相談支援機関等に対する個別訪問やアンケート、ワークショップなどを実施することにより、都道府県内の各事業の取組状況や地域が抱える課題等の整理を行う。

(イ) 研修企画チームの設置に向けた検討・構築

研修企画チームの設置に向けた検討にあたっては、以下のような取組が考えられる。

- ・ 研修企画チームの設置に向けた事務局を編成すること
- ・ 個別訪問やアンケートの結果、事業に熱心に取り組んでいると思われる支援員を研修企画チームに招聘すること
- ・ 研修企画チームの設置要綱の作成等により活動環境の整備をすること
- ・ 研修企画チーム設置に向けた計画を作成すること
- ・ 研修企画チームの役割や活動に対する協力依頼を都道府県内の自立相談支援機関等へ周知すること

(ウ) 都道府県研修の実施計画の策定

自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業等に従事する者等の支援の専門性を十分に高めるために、これらの者に対する研修を円滑に実施するための実施計画を策定する。

(2) 中間支援組織の立上げ及び運営支援

ア 目的

地域の自立相談支援機関同士等によるネットワークを構築し、当該ネットワークを通じて、支援員のメンタルケアや支援スキルの向上といった自立相談支援機関や個々の支援員が抱える悩みの解決を図るなどの支援者支援を行う組織（以下「中間支援組織」という。）を立ち上げ、当該組織が中心となって、自立相談支援事業等に従事する支援員向けに都道府県研修以外での交流や情報交換の場、小規模な勉強会等を開催するとともに、当該組織が継続的に活動を実施できるような支援を行うことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 中間支援組織の立上げ支援

中間支援組織の立上げに向けた働きかけとして、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 研修企画チームを中心として、中間支援組織の準備運営委員会の発足すること
- ・ 他県の中間支援組織を招いた研修会やオンラインを活用した意見交換会の開催
- ・ 都道府県内における中間支援組織の設立ニーズについて、ヒアリング等の調査
- ・ 自立相談支援機関や支援員向けの交流会や勉強会のモデル的開催
- ・ 中間支援組織の立上げに向けた機運の醸成

- ・ 定期的な会議や意見交換会の開催

(イ) 地域密着型の勉強会等の実施

例えば、中間支援組織が中心となって、以下のような取組を行うことが考えられる。

- ・ 支援員向けに、地域の特性に合わせた勉強会を実施し、支援のノウハウや課題の共有
- ・ 社会資源が少ない地方等において、それぞれが把握する社会資源の情報交換やその活用に向けた意見交換の実施
- ・ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の兼務などにより、支援の方向性や支援手法について話し合う機会が乏しい事業所において、近隣の自立相談支援機関等と相互に意見交換等ができるような関係を構築するための自立相談支援機関のマッチングや小規模な相談会の開催
- ・ 企業や社会資源が集中している都市部において、隣接する自治体合同で企業開拓のための説明会や研修会の開催

(ウ) その他

本事業については、小規模な研修会や情報交換の場づくりを繰り返すことで、効果的な実施方法を構築していくことが有効であることから、都道府県全体で本格的に事業を実施する前に、都道府県内の一部地域において、情報交換や勉強会のプロセスをモデル的に試行することを推奨する。

(3) 就労準備支援事業等の広域実施に向けた市域を越えたネットワークづくり

ア 目的

生活困窮者支援に関連する他職種も含めた社会資源の広域的な開拓を図るとともに、市域を越えて支援体制充実のためのネットワークづくりの取組を実施し、地域の関係機関の連携強化による効果的な支援を促進することを目的とする。

イ 事業内容

支援が困難な事例等に対し、市域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、生活困窮者支援に従事する支援機関と、その他の行政、教育、福祉（児童、高齢、障害）、医療などの関係機関や学識者等が一堂に会し、それぞれの立場から取組について提案する場を設ける等、他職種も含めた協議の場を構築する等の取組により、市域を越えた支援ネットワークづくりを行う。

(別添 19－ 3)

就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練事業の普及促進事業実施要領

1 目的

本事業は、就労準備支援事業を利用した者が認定就労訓練事業を利用する際に必要となる交通費補助を行う。利用に係る交通費の負担を軽減することで、認定就労訓練事業の利用を推進し、認定就労訓練事業を普及促進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

認定就労訓練事業の利用に必要な交通費の負担軽減に資する支援

(ア) 目的

認定就労訓練事業の利用に必要な交通費の負担軽減に資する支援を行い、認定就労訓練事業の利用の促進を図る。

(イ) 支援対象者

認定就労訓練事業の利用に係る負担軽減に資する支援の対象者は以下のとおりとする。

- ・ 就労準備支援事業を利用し、認定就労訓練事業所に通う者であって、社会参加や一般就労（以下「一般就労等」）に繋がる可能性が高い者

(ウ) 支援条件

認定就労訓練事業の利用に係る負担軽減に資する支援の条件は以下のとおりとする。

- ・ 支援調整会議において、公共交通機関の利用を要さない近距離の認定就労訓練事業所の利用について検討した上で、それでもなお公共交通機関の利用が必要な距離にある認定就労訓練事業所を利用することが一般就労等につながる可能性が高いと判断されたこと
- ・ 支援調整会議における検討結果を踏まえ、自立支援計画（プラン）に、利用する認定就労訓練事業所、認定就労訓練事業の利用の目的、交通費の負担軽減が必要な理由等が明記されていること

(エ) 支援の範囲

交通費の負担軽減支援の範囲は以下のとおりとする。

- ・ 公共交通機関を利用して認定就労訓練事業所へ通うための交通費

の実費

- 1人あたり 48 営業日まで（訓練期間を延長する場合は、追加の負担軽減支援が可能）
- 1 営業日あたり上限 2,000 円

(別添 19－ 4)

就労準備支援事業等の未実施自治体への導入支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業（以下「三事業」という。）の全国的な実施に向けて、現在三事業の全て又はいずれかの事業を実施していない市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「市等」という。）において、都道府県が主体となって三事業のいずれか（複数も可）の事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、さらに、本事業実施後に当該市等が本事業により都道府県が時限的に実施した事業を継続して実施することで、全国的な事業実施を目指すことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、三事業の全て又はいずれかの事業を未実施の市等（以下「未実施自治体」という。）において、三事業の全て又はいずれかの事業を広域的に実施するとともに、当該未実施自治体による事業継続の環境整備を行う。

(1) 未実施自治体での事業実施

三事業の全て又はいずれかの事業を未実施の自治体において、都道府県が実施主体となって、それぞれの事業における専門の支援員を1名以上配置し、広域的にそれぞれの事業を実施するとともに、事業継続のための支援をする。各事業における取組内容及び配置職員等については、「(別添 4) 就労準備支援事業実施要領」、「(別添 8) 家計改善支援事業実施要領」及び「(別添 9) 子どもの学習・生活支援事業実施要領」を参照すること。

なお、事業の実施方法については、都道府県が新たに広域的な支援員を配置し、未実施自治体に対して各事業を実施する方法（事業の全部又は一部の委託も可）又は都道府県が既に福祉事務所を設置していない町村部に対して各事業を実施している場合に、当該都道府県が実施する各事業において、利用対象者に当該未実施自治体の住民も含めて広域的に事業を実施する方法のいずれかとする。ただし、都道府県が既に福祉事務所を設置していない町村部に対して実施している各事業の利用対象者に未実施自治体の住民も含める場合には、本事業の対象経費と町村部にお

ける事業の対象経費を按分するなどして適切な経費を計上すること。

(2) 生活困窮者向けの合同相談会の開催

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の利用者の増加を促すことを目的とし、月に1回程度、未実施自治体の自立相談支援機関等と連携し、生活困窮者向けの合同相談会を実施する。

(3) 周知・広報

未実施自治体の生活困窮者及び関係機関等に対し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の周知・広報を行う。生活困窮者に対しては、自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、訪問支援などアウトリーチも含めた対応に努めること。

また、未実施自治体の自立相談支援機関等の関係機関に対しても、積極的に三事業の事業説明の機会を設けるなど、周知・広報に努めること。

(4) 未実施自治体との情報交換会の開催

未実施自治体の担当者に対して、事業の実施内容や支援のノウハウを共有する場を設け、本事業終了後における事業の継続を支援する。

4 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、三事業の各事業につき、原則として都道府県内の未実施自治体の全てを対象として本事業を実施することとするが、地理的条件・委託事業者の体制等により管内の未実施自治体の一部を対象として本事業を実施することも可能である。その際は、厚生労働省に事前にその理由を協議すること。

(2) 本事業を実施する場合は、原則として厚生労働省が実施する都道府県向けのコンサルティング事業にも参加することとし、定期的な助言や意見交換を通じて、三事業の実施に向けた具体的な計画の立案や、本事業実施後に未実施自治体が事業継続するための環境整備に取り組むこととする。

(3) 本事業で支援を受けた未実施自治体においては、原則として本事業の実施年度の翌年度から、三事業のうち本事業で都道府県が実施した事業を継続して実施することとする。ただし、やむを得ない事情により本事業の実施年度の翌年度からの事業継続が難しい場合は、厚生労働省に対して現状や事業開始に向けた取組計画等を報告した上で、都道府県の支援も受けながら、事業開始に向けた環境整備に取り組むこととする。

(4) 本事業で支援を受けた未実施自治体においては、事業の継続に当たって、本事業で得たノウハウを基に当該未実施自治体が単独で事業を開始するか、都道府県と共同して広域的に事業を実施するかについて、地域の実情に合わせて検討・選択すること。

子どもの学習支援等強化事業実施要領

1 目的

本事業は、物価高騰等の影響が依然として続き、生活困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、子どもの学習・生活支援事業について、モデル的に、体験格差の解消等に取り組むとともに、全国的な事業の実施に向けた環境整備として、事業を実施していない自治体の立ち上げ支援や、都道府県を主体とした高校生世代への学習支援を実施し、子どもの体験格差の解消等を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、3（1）及び（2）に掲げる事業は既に子どもの学習・生活支援事業を実施している都道府県等を、3（3）に掲げる事業は令和8年4月1日において子どもの学習・生活支援事業を過去に一度も実施していない都道府県等を、3（4）に掲げる事業は都道府県を実施主体とする。

なお、いずれの事業も、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象として、次の（1）～（4）に掲げる取組を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じて柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

（1）子どもの学習意欲の向上や社会性の醸成、将来の進路選択に役立つ体験活動の実施

【取組例】

企業の協力による職業体験、農業体験、大学等との連携によるイベント等

（2）軽食の提供

学習支援や居場所での相談支援の利用者に対する軽食の提供

（3）子どもの学習・生活支援事業の新規事業開始

（4）高校生世代に対する学習支援

管内市区町村の生活困窮世帯の高校生世代を対象として、広域的に実施する学習支援や進路に関する相談・情報提供等（都道府県が既に福祉事務所を設置していない町村部を対象として同様の支援を実施している場合には、管内の市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村に在住する子どもも含めて、支援を実施することも可）

4 留意事項

- （１）本事業の実施に当たっては、「（別添９）子どもの学習・生活支援事業実施要領」（留意事項を含む。）を参照すること。また、３の（３）により、子どもの学習・生活支援事業を新規に開始する場合は、学習支援及び生活支援の両方を実施すること。
- （２）体験活動の実施に当たっては、地域や民間の実践と連携し、子どもの将来の自立に役立つ様々な経験・体験の提供に努めること。
- （３）軽食の提供を行う場合に当たっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。
- （４）食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。なお、食材費については、必要に応じ、実費を徴収することができるが、その場合はその食材費の算定根拠を明確にしておくこと。
- （５）学習支援については、情報通信ネットワークを活用して、広域のかつ一度に多くの人数が参加できるよう、実施方法を検討すること。
- （６）夏休み等長期休暇に際して、子どもたちが長期休暇中に孤立状態に陥らないよう、実施時間の延長や、子どもの学習・生活支援事業の実施場所を開放し、居場所や体験活動の場として活用するなど、状況に合わせて実施内容や方法について配慮をすること。

(別添 20)

共同生活型支援による社会参加促進モデル事業実施要領

1 目的

本事業は、ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うこと（以下「共同生活型支援」という。）における悪質事業者による被害防止及びひきこもりも含む困難を抱えた方々が適切な事業利用により自身が目指す生き方や社会参加をはじめとした社会との関わり方等を決めていくことができるようになること（自律）につながるモデルの形成を図っていくため、都道府県が先駆的に共同生活型支援を行っている事業者の実践事例及び効果データ（以下「支援成果データ」という。）の収集を行うとともに、国によるガイドライン作成に資するよう、支援成果データを国に報告することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業内容は、次に掲げるものとする。

(1) 体験活動プログラムの実施

共同生活を取り入れ、対象者（本事業において、共同生活型支援を利用する者をいう。以下同じ。）の意向に沿いながら、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し、社会参加などを目的とした、農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動を行う。

(2) 対象者及びその家族等との面談等の実施

共同生活型支援利用開始後の対象者の状態等を把握することを目的に、本人との定期的な面談を実施する。

また、対象者の状態等を家族等へ報告するとともに、家族支援として、適宜、家族等の相談支援を行う。

(3) 対象者の個別支援・活動計画の策定

全ての対象者を一律に当てはめるようなプログラムを設定するのではなく、本人との面談結果等を踏まえ、一人ひとりの状態に応じた適切なアセスメント（情報を集め本人の特性等を把握・評価すること）を行い、本人の意向も踏まえた個別支援・活動計画の策定を行う。

(4) 利用申込時における本人及びその家族等への相談対応

(5) 支援成果の検証の実施

支援成果の検証に当たって、国が別に定める方法により、対象者や家

族等に対する面談及びアンケート等を行う。

(6) 支援成果データの報告

実践事例の実施状況及び対象者の状態変化等について、国が別に定める方法により報告する。

4 対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

(1) ひきこもり、不登校、生活困窮者などで社会的孤立状態に近い（将来的な孤立が予想される状態）など、困難を抱えた者であること。なお、共同生活型支援に参加する前の居所が都道府県内にあったかどうかは問わない。

(2) 以下のア及びイのいずれにも同意の意思表示をしている者であること。

ア 共同生活を取り入れ、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直しなどを目的として、農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動など、本事業において提供する体験活動プログラムに参加すること。

イ 共同生活型支援による支援成果データを収集するための定期的な面談やアンケート調査並びにヒアリングに協力すること。

(3) 本事業への参加について、未成年者の場合は、保護者の同意を得ている者であること。また、未成年者以外の場合についても、家族等の理解・協力が得られていることが望ましい。

5 利用期間の設定等

共同生活型支援の利用においては、対象者の状態が多様であることを踏まえ、一律の利用期間等は設定しないものとする。ただし、各対象者の利用期間については個別に把握すること。

なお、本人の意向や状態等によりやむを得ない場合には、具体的な支援計画に基づき、一時的な共同生活型支援の利用の休止及び再開を行うことができるよう配慮すること。

6 対象人員

本事業の対象人員は補助対象年度において1施設当たり120人月を目安とする。ただし、当初見込んでいた対象人員を上回る参加申し込みがある場合には、必要に応じて対象人員の目安を超過しても差し支えない。また、対象人員の目安を下回る場合には、地域の実情に応じて、補助対象年度において1施設当たり24人月以上の利用が見込まれる場合に実施可とする。

7 実施体制

本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

- (1) 共同生活型支援の経験が 20 年以上の事業実施責任者を置いていること。
- (2) 3 に示す事業内容を遂行するために必要な職員として、常勤換算で対象者 3 名に対し 1 名以上配置するとともに、そのうち、3 年以上の支援現場経験者 1 名、事業実施責任者 1 名の常勤職員を配置すること。
なお、常勤とは、週 5 日以上、1 日 7 時間 30 分以上の勤務をいう。
- (3) 夜間において上記職員の配置が難しい場合は、緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルを作成し、緊急時には他の職員が駆け付けられる体制を確保するなど、適切に対応できる環境を整備すること。
- (4) (2) で定める者は、必要に応じて、他の事業や団体事務局と兼務することが可能であるが、兼務については本事業の補助対象とはならないので、適切に按分のうえ費用計上するよう留意すること。

8 利用料の徴収

本事業における共同生活型支援の利用料は対象者の負担とする。

なお、利用料については事前に明確な金額を定めたうえで、実施主体が設けるホームページ等により周知するとともに、利用申込時には利用料に関する説明を行い、同意を得るものとする。

9 実施場所

本事業の実施場所は、3 に示す事業内容が実施可能な場所とし、実施主体である都道府県内に確保するものとする。

なお、実施場所は、次に掲げるものとする。

- (1) 農作業やアウトドア活動、健康を保つための適度な運動などの体験活動の実施が可能な場所
- (2) 相談及び面談並びに共同生活の実施が可能な機能及び対象者等のプライバシーの保護に配慮した場所
- (3) インターネット等で社会参加を目指すために必要な情報やその他の情報を容易に得ることができ、対象者同士が相互に交流し、情報交換できる環境
- (4) その他社会参加に向けたプログラムの実施が可能な場所

10 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、関係法令・通達等を遵守しなければならない。
- (2) 対象者の意向を尊重し、懇切丁寧な対応の下、事業を実施しなければならない。
- (3) 対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。また、対象者については、支援内容の必要性から関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説

明し、また、３（６）に示す実践事例の実施状況及び対象者の状態変化等を国に報告することについて説明の上、同意を得ること。

- （４）万一の事態に備え、本事業実施期間中は対象者を対象とした傷害保険及び施設賠償責任保険に加入すること。
- （５）実施場所の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して対象者及び職員の安全確保を図るとともに、災害、事故等の緊急事態発生に備え、避難・救出その他必要な訓練を定期的を実施すること。
また、実施場所の衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止、感染症の予防・対策等、常に快適な利用ができる状態を保持すること。
- （６）緊急事態が発生した場合に備え、家族等の緊急連絡先等を整備すること。
- （７）事業の相互利用の促進等を目的として、行政機関が主催する連絡会議やネットワークに参加すること。また、共同生活型支援に関する地域住民の理解促進を目的として、対象者も含めて地域活動に積極的に関わること。
- （８）対象者の意向や状態等により共同生活型支援の利用を終了する場合には、本人や家族等の意向なども踏まえ、必要に応じて外部の支援機関との連携調整、家族等との連絡調整などを行うこと。

(別添 21)

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業

1 目的

人口減少・高齢化等により担い手不足が深刻化していく小規模市町村であっても、包括的な支援体制の整備を推進し、地域共生社会を実現することが重要である。このため、①地域で支え合う機能、②支援関係機関同士が連携して支援を行う機能、③地域と支援関係機関をつなぐ機能という、包括的な支援体制において重要な3つの機能のうち、①及び②の機能について、必要な機能を確保しつつ分野横断的に実施する「機能集約化アプローチ」を実証し、小規模市町村において包括的支援体制を整備するモデルを構築する。

2 実施主体

実施主体は、以下のいずれかに該当し担い手不足が深刻と考えられる市町村のうち、包括的な支援体制の整備手法として、機能集約型の体制が必要と厚生労働省が認める市町村とする。

(1) 人口1万人程度未満の市町村

(2) 今後概ね10年で人口1万人程度未満となる市町村

(3) (1) (2)のほか、人口減少の進行、人口密度その他の地域の
実情を踏まえ、都道府県とも協議の上、機能集約型の体制を目指す
市町村

ただし、事業の実施方針を市町村が自ら主体的に決定する、かつ委託する業務の内容や委託に要する費用等を適切に管理する場合は、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の当該市町村において事業を適切に実施することができる実施主体が認めるものに、本事業の実施の一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

包括的な支援体制において重要な3つの機能のうち、支援関係機関同士が連携して支援を行う機能や地域で支え合う機能については、介護・障害・子ども・生活困窮といった制度ごとに、さらに福祉や地方創生・地域振興といった分野ごとに、それぞれの制度が定める支援機関の設置基準、人員配置基準等に従い、相互に連携しつつも、それぞれ業務を実施してきた。

しかしながら、

- ・ 地域住民にとって重要なのは、自らの住む地域で、地域生活課題を包括的に受け止め支援する機能があることや、分野に関わりなく地域活動等が広く展開されることで住民同士の支え合いやつながりが確保できることであること

・ 特に小規模市町村では、担い手不足の深刻化等により、分野ごとの人員配置を前提とする現状の体制の維持が困難になりつつあることから、現状の体制を分野横断的に見直し、支援関係機関同士が連携して地域生活課題を包括的に受け止め、支援を行う機能や地域で支え合う機能を引き続き充足させる仕組みとすることが重要である。このような仕組みを実現するにあたり必要と想定される「機能集約化アプローチ」として以下の取組を実証し、小規模自治体において包括的支援体制を整備するモデルの構築を目指す。

【必須の取組】

○ 機能集約型の相談支援の実施方法の実証

介護・障害・こども・生活困窮分野で行われている既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うため、一次相談対応体制と専門相談対応体制を構築し、その体制の下で、地域住民からの相談対応を試行的に実施する。

(※) 一次相談対応体制は、相談者が抱える生活課題を分野・属性を問わず相談の受け止め、情報提供、アセスメント、関係機関との連絡調整、支援・サービスへのつなぎを行う体制を構築することを想定。

(※) 専門相談対応体制は、市町村単独で対応が難しい事案について、都道府県・近隣市・専門職団体等と連携して対応を行う体制を構築することを想定。

具体的には、以下を行うこととする。

(1) 相談支援体制の現状把握・分析

事業実施市町村における現在の介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援事業の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、相談支援に係る住民ニーズ等について、把握・整理する。

(※) 必ずしも上記4分野に限らず他分野における相談支援の取組も含めて整理することも可。

(※) 現状把握・分析については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(2) 一次相談対応体制・実施方法の検討

本事業実施時点においては、現行制度のもとで実施することが前提となるため、介護・障害・こども・生活困窮分野それぞれの支援関係機関に配置されている人員体制は維持しつつ、分野横断的な一次相談対応を行う者を最低1名配置し、介護・障害・こども・生活困窮分野の支援関係機関に配置されている人員と追加で配置した人員の役割分担、相談対応フローなどを検討する。

(※) 配置する人員の資格や配置場所等は問わない。

(※) 人員体制の見通し、分野横断的な相談体制の在り方、一次相談対応に必要な研修の内容、A I ・ I C T の活用策の検討は、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(3) 専門相談対応体制・実施方法の検討

事業実施市町村において、市町村単独では対応が難しいと考える個別事案等を検討し、地域の実情に応じて、都道府県、近隣市町村、専門職団体等専門相談対応を行うことができる機関との連携体制を検討する。必要な場合、都道府県、近隣市町村、専門職団体等と体制確保に向けて協議を行う。

(※) 連携体制の在り方として、例えば以下が想定される。

- ① 都道府県が実施主体の事案（児童虐待、難病対策、福祉事務所未設置町村の場合、生活保護、生活困窮者自立支援制度）について、都道府県等と事業実施市町村が連携して対応。
- ② これまで市町村が対応してきた権利擁護、高齢者虐待、重度障害関係等に係る事案について、近隣市・専門職団体等と連携して対応。
- ③ 都道府県等が、個々の事案に対する助言、関係機関との調整支援、支援対象者のつなぎ先となる地域資源の開発等に係る支援を、巡回・訪問等により行う。

(※) 連携体制の構築の検討については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が伴走的に支援を行う。

(4) 合意形成・試行的実施

(1) ～ (3) の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の必要な合意形成を図る。その上で、検討・調整した体制・実施方法のもとで、試行的に機能集約型の相談支援を実施する。

(※) 対応方針の整理・合意形成については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(※) A I ・ I C T の活用に要する費用は、本事業に要する費用に含める。

(5) 機能集約型の相談支援を実施するに当たっての課題整理

(4) の実証結果を踏まえた機能集約型の相談支援の実施に当たっての課題整理については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。

(※) 課題整理の観点として、例えば以下が想定される。

- ① 分野横断的な相談支援を実施する際の体制整備の在り方
- ② 一次相談対応を行う人員の確保方法・必要な研修内容
- ③ 一次相談対応を補助するA I ・ I C Tの導入
- ④ 専門相談対応に係る連携体制の構築方法

【実施を推奨する取組】

○ 機能集約型の地域づくりの実施方法の実証

介護・障害・こども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われている既存の地域で支え合う機能を把握・整理の上、分野横断的な地域づくりの体制を構築するため、地域活動をコーディネートする体制及び地域活動の運営支援を行う体制を構築し、その体制の下で分野横断的な地域づくりを試行的に実行する。

(※) 地域活動をコーディネートする体制は、住民主体の地域活動の創出のコーディネートを行うため、分野横断的な対応を行う地域活動コーディネーターを配置することを想定。

(※) 地域活動運営支援は、地域活動コーディネーターが中心となりつつ、住民発意を尊重しながら住民と協議・合意をした活動に対して支援を行うことを想定。

具体的には、以下を行うこととする。

(1) 地域づくり体制の現状把握・分析

事業実施市町村における現在の介護・障害・こども・生活困窮分野及び地方創生・地域振興分野で行われる地域づくりの促進に係る取組について、それぞれの現在の機能や人員体制、充足状況、今後の人員確保の見通しを把握・整理するほか、地域づくりに係る住民ニーズ等について、把握・整理する。

(※) 必ずしも上記分野の地域づくりに限らず、幅広く他分野も含めて整理することも可。

(※) 現状把握・分析については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(2) 地域活動コーディネート体制・実施方法の検討

(1)において、把握した介護・障害・こども・生活困窮等の福祉分野で配置されている人員と地方創生・地域振興分野で配置されている人員について、分野横断的な地域活動のコーディネートを行うため、互いの業務を兼ねることとするが、これに当たり、役割分担・活動地域等を検討する。

(※) 配置人員の資格・数等

・ いずれも問わない（事業実施市町村において柔軟に検討する）

(※) 兼務が想定される人員の例

・ 介護・障害・こども・生活困窮分野で配置されている人員

生活支援コーディネーター、こどもの居場所づくりコーディネーター、相談支援員 等

- ・ 地方創生・地域振興分野で配置されている人員
地域おこし協力隊、集落支援員 等

(※) 地域活動コーディネーターの活動例

- ・ 地域住民の生活課題や関心事、地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集や可視化
- ・ 上記を踏まえた、地域住民の発意による地域活動の創出や運営に係る後方・側面支援（地域における対話の場の設定、地域活動の参加者募集、地域活動の立ち上げ等に当たり活用できる制度の紹介、地域活動の運営方法の検討、実行に当たっての各方面（行政・活動周辺地域等）との調整等）

(※) 分野横断的な地域づくり体制の構築、地域活動コーディネートに当たって必要な研修の内容の検討は、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(3) 地域活動運営支援の実施方法の検討

地域活動の運営支援は、住民主体の地域活動を行う者に対し、同活動を運営するために必要な活動費を支給することも想定される。

このため、事業実施市町村が中心となり、同活動費を支給するに当たり、支給対象とする地域活動の選定方法や支給上限額を決定する方法等について、必要に応じて検討し支給する。

(※) 支給方法等の検討に当たっては、活動費の支給は、

- ・ 住民発意が尊重されていること。
- ・ 支給対象とする地域活動・経費区分の決定は、住民との協議・合意の上で行われること。
- ・ 支給後、支給対象とした地域活動の内容等の検証・見直しが行われること。

を前提とするものであることを念頭に行うこと。

(※) 地域活動運営支援の実施方法の検討は、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(4) 合意形成・試行的実施

(1)～(3)の検討を踏まえ、対応方針を整理し、地域、支援関係機関等の関係者、市町村庁内の合意形成を図る。検討した体制・実施方法の下、地域住民と対話をする中で、機能集約型の地域づくりを試行的に実行する。

(※) 対応方針の整理・合意形成については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者、都道府県及び国が伴走的に支援を行う。

(5) 機能集約型の地域づくりを実施するに当たっての課題整理

(4) の実証結果を踏まえ、機能集約型の地域づくりを実施するに当たっての課題整理については、別途実施する「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」の受託者及び国が主体的に行うが、事業実施市町村として協力する。

(※) 課題整理の観点として、例えば以下が想定される。

- ① 分野横断的な地域づくりを実施する際の体制整備の在り方
- ② 地域活動コーディネーターの確保方法・研修内容
- ③ 介護・障害・こども・生活困窮分野と、地方創生・地域振興分野の連携方策（制度趣旨が異なる中での円滑かつ効果的な連携方策）
- ④ 地域活動の運営支援の効果的な実施方法

4 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、都道府県、市町村庁内の関係部局（介護、障害、こども、生活困窮分野を所管する部局に加え、地方創生・地域振興分野を所管する部局等も含む）と連携して行うこと。
- (2) 「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル構築支援事業」における有識者等による助言等を踏まえながら、機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデルの構築に向けた検討を具体化すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合は、実施主体が委託内容を具体的に指定した上で委託するものとし、委託に要する費用については、適切な按分等を実施することで、現に委託に要した費用に限って精算して支払うこと。
- (4) 本事業を実施する場合、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業実施要領」に基づくモデル事業の対象とはならないため、留意すること。
- (5) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、同事業を活用した包括的な支援体制の整備を進めることとしていることから、原則として本事業の実施主体とはならない。

(別添 22)

地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業

1 目的

地域における包括的な支援体制の整備を推進し、地域共生社会を実現するため、福祉以外の他分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、地域生活課題を抱える地域住民を地域の中で必要な支援に早期につなぐ体制を構築することができるよう、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する。

2 実施主体

実施主体は、本事業の目的を理解し、互助機能強化のための地域住民等と市町村・支援関係機関等の連携・協働モデルを構築する事業の実施を希望する市町村（※）であって、実施予定の取組の内容がモデル事業として実施するのに適切であると厚生労働省が認める市町村とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、地域住民が主体となった労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体、その他市町村が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

（※）本事業は、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等地域住民が主体となった団体・活動の立ち上げ支援のための事業ではないため、本事業の内容を実施することができる地域住民が主体となった団体・活動等が既にある市町村を想定。

3 事業内容

包括的な支援体制の整備を図り地域共生社会を実現するに当たり、地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働の在り方を検証するため、下記の取組を行うモデル事業を実施する。

【必須の取組】

（１）既存制度・地域活動等の把握、地域生活課題に係る議論

- ・ 住民の地域での生活を支える制度・資源（労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、自治会・町内会、公民館等）や、地域住民の興味・関心から始まる地域活動等を把握する。
- ・ 地域住民や地域住民が主体となった団体とともに、地域住民等が地域で生活する中で、現状起きている／中長期的な課題について把握・議論する。

（２）地域住民等との協議・実践

- ・ 地域住民と対話しながら、住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止められるよう、具体的な実践内容やその実施体制等を協議し、検討する。その際、実践内容と市町村・支援関係機関等との連携・協働の仕組みについても検討する。
 - ・ 協議・検討の結果を踏まえ、実践する。
 - ・ 実践にあたっては、単に個別の地域の居場所や交流の場をつくるのではなく、
 - ① 個別の実践の運営は住民主体で実施する仕組みとすることに加え、
 - ② 当該実践の中で、生活上の課題を抱える住民を把握した際には、市町村・支援関係機関等へのつながりが継続的かつ円滑に実施される仕組み（又は市町村・支援関係機関等が地域の実践等を把握し、生活上の課題を抱える住民を地域におけるインフォーマルな支援に適時適切につなぐ仕組み等）を構築する取組とすること。
- (3) 検証・見直し
- ・ 実践状況を検証する。
 - ・ 住民発意を最大限尊重する中で、地域生活課題を包括的に受け止め続けることができるよう、
 - ① 住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備するための方策、
 - ② 住民主体の実践において、生活上の課題を抱える住民を把握した際には、市町村・支援関係機関等へのつながりが継続的かつ円滑に実施される仕組み（又は市町村・支援関係機関等が地域の実践等を把握し、生活上の課題を抱える住民を地域におけるインフォーマルな支援に適時適切につなぐ仕組み等）を構築するための方策、
 - ③ これらに対する行政としての支援の在り方
 等を検証し、必要に応じて見直し。
- (4) 地域連携・協働支援員の配置
- ・ 上記（１）から（３）の取組を効果的かつ円滑に実施することを通じ、
 - ① 住民主体の実践を市町村内で広く普及・促進し、多様な地域の支え合いの環境を整備し、
 - ② 住民主体の実践において、生活上の課題を抱える住民を把握した際には、市町村・支援関係機関等へのつながりが継続的かつ円滑に実施される仕組み（又は市町村・支援関係機関等が地域の実践等を把握し、生活上の課題を抱える住民を地域におけるインフォーマルな支援に適時適切につなぐ仕組み等）を構築
 するため、地域連携・協働支援員を１名配置することができる。
 - ・ 地域連携・協働支援員は、専任で業務に従事すること、または地域振興を主たる業務とする者（地域おこし協力隊、集落支援員等）と兼務することが望ましい。

【必要に応じて行う取組】

(5) 地域活動団体等支援活動費の支給

- ・ 地域住民個人や地域住民を主体とする団体が(2)の実践を行う場合、当該地域住民個人または地域住民を主体とする団体に対して、地域活動団体等支援活動費を支給することができる。
- ・ 市町村又は委託を受けた団体が、支給対象となる個人又は団体並びにその活動内容について、地域住民等との必要な協議が行われていること等を確認した上で活動費の支給を決定する。

4 留意事項

- (1) 本事業は、単に個別の居場所づくりや地域住民の交流の場づくりを行う趣旨ではなく、地域住民主体の地域活動の実践を市町村内で広く普及・促進することで多様な地域の支え合いの環境を創出し、かつ、こうした地域住民主体の実践と市町村・支援関係機関等が継続的かつ円滑につながる環境を構築することで、地域と市町村・支援関係機関が一体となった包括的な支援体制を整備するためのモデル事業であること。
- (2) 事業の実施に当たっては、令和7年度社会福祉推進事業「地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究」の結果を参照すること。また、地域の様々な活動との連携を図るため、市民協働や地域振興等に関わる部署と連携を図ること。
- (3) 事業の実施に当たっては、「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル構築支援事業」における有識者等による助言等を踏まえながら、地域との連携・協働の在り方のモデル構築に資する取組を行うこと。
- (4) 事業を委託する場合は、実施主体が委託内容を具体的に指定した上で委託するものとし、委託に要する費用については、適切な按分等を実施することで、現に委託に要した費用に限って精算して支払うこと。
- (5) 本事業で行う取組は、モデル事業実施後も可能な限り自立的な運営が可能となるよう事業性も考慮したものを検討すること。
- (6) 3(4)地域連携・協働支援員の配置に要する費用は、事業に要する費用総額の1/2を超えないこと。
- (7) 本事業を実施する場合、「機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業」に基づくモデル事業の対象とはならないため、留意すること。
- (8) 重層的支援体制整備事業を活用し交付金が支弁されている包括的な支援体制の整備の取組内容及び予算は、本事業の対象とはならないこと。

(別添 23)

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業実施要領

1 目的

都道府県において、社会福祉法第6条第2項及び第3項（※）に基づき、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行うことにより、市町村における同体制の整備が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

（※）社会福祉法（抄）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 1（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

ただし、社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等、事業を適切に実施することができると実施主体が認めるものに委託することができるものとする。

なお、本事業が都道府県を実施主体とする業務であることに鑑み、委託する場合であっても、事業の方針決定や、実施内容などの意思決定、合意形成については都道府県が自らの責任において行うものとする。また、委託する場合においては、

- ・ 委託する業務の範囲と内容を明確かつ詳細に特定すること
- ・ 同事務に従事する職員の人件費については、本事業に係る経費のみを適切に按分等して算出すること
- ・ 委託する各業務においても委託先と都道府県が連携して実施すること

が求められることに留意されたい。

なお、伴走的支援については、今後、特に都道府県において実施いただき

たい業務として想定しているため、この点に留意の上、実施方法を検討すること。

3 事業内容

次の（１）及び（２）に掲げる取組を実施した上で、（３）から（７）に掲げる取組のうち、管内全市町村から把握した課題に応じた取組を実施するものとする。

- （１）介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携に資する取組の実施（※）

（※）具体的には、以下の取組が想定される。

- ・ 庁内・庁外の関連施策の実施状況の把握
- ・ 庁内・庁外の関連施策担当者との意見交換
- ・ 庁内・庁外の関連施策担当者に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、施策ごとに想定される連携の具体例等を提示する研修の実施
- ・ 庁内・庁外の関連施策担当者とともに、市町村における包括的な支援体制の整備に資する取組の検討

- （２）管内全市町村に対する、包括的な支援体制の整備状況や整備にあたっての課題を把握する調査・ヒアリングの実施及び調査等の結果に応じた支援策の検討

- （３）管内市町村に対する、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備の重要性、同体制の整備にあたって実施すべきプロセス等を提示する研修（※）の実施

（※）研修の実施にあたっては、

- ・ 一方的に情報伝達のみを行う場とするのではなく、包括的な支援体制の整備にあたっては、これまでも「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年 12 月 12 日厚生労働省告示第 355 号）等においてお示ししてきたとおり、市町村が自ら
 - ・ 地域における支援ニーズ、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題を把握・分析し、
 - ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、地域の状況等も踏まえて、今後の目標や必要な対応（誰が・いつ（までに）何をすることで何を達成するのか等）を検討し、
 - ・ 定期的に、目標の達成状況の確認や、達成されていない場合の課題分析、対応方法の見直し等を行う
- ことができるよう、演習やワークショップ等、自ら考える力を身につけることができるようなプログラムを取り入れること。

- ・ 実施後は、研修対象者に対してアンケート等を行い、実施効果の測定や今後実施する研修等への反映を行うこと。

(4) 管内市町村の、包括的な支援体制の整備に係る担当者の情報共有の場づくり・ネットワークの構築

(5) 管内市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る伴走的支援・専門職派遣(※)

(※) 具体的には、以下を行うものとする。

＜伴走的支援＞

- ・ 包括的な支援体制の整備に係る状況把握・課題分析の援助
- ・ 課題分析を踏まえた、包括的な支援体制の整備方針の策定援助
- ・ 整備方針の地域、関係事業者、庁内との合意形成・調整に係る業務援助
- ・ 包括的な支援体制の整備に活用可能な関連制度の情報提供
- ・ 市町村庁内の政策立案過程や組織マネジメントや包括的な支援体制の整備に関する知見があり、地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができるアドバイザーの派遣
- ・ 包括的な支援体制の整備に資する資源開発に係る調整・援助
- ・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備の重要性、市町村庁内の政策立案過程や組織マネジメントに関する知見があり、整備のための手段を重層的支援体制整備事業に限定することなく、様々な手法について、地域の状況等に応じた柔軟な助言を行うことができるアドバイザーの派遣
- ・ 定期的な進捗確認・相談受付・助言等

＜専門職派遣＞

機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業実施市町村が、専門的相談対応体制を構築するに当たり、必要な専門職の派遣等を行う。(想定される具体的な業務内容)

- ・ 市町村単独で対応困難な個別事案等の検討・分析の援助
- ・ 検討・分析を踏まえた都道府県・近隣市・事業者・専門職団体等との連携体制構築に係る調整の援助
- ・ 体制構築後の専門的個別事案の対応援助
- ・ 運用状況を踏まえた、体制の検証・見直し援助
- ・ その他機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業の実施にあたり必要な対応(地域づくり、地域との連携・協働に係る取組との連携等)

等を想定。

(※) 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業においては、介護・障害・こども・生活困窮分野で行われている既存の相談支援体制を把握・整理の上、分野横断的な相談対応を行うため、一次相談対応体制と専門相談対応体制を構築することとしてお

り、このうち、専門相談対応体制は、市町村単独で対応が難しい事業について、都道府県・近隣市・専門職団体等と連携して対応を行う体制を構築することが想定されている。

(※) 専門職派遣が担う業務には、体制整備の検討を行う段階と実際に専門的な個別支援業務に対応する段階があるため、業務内容に鑑み、個別支援に精通している者に委託する場合は、後者のみの委託とするなど、適切な委託方法を検討すること。

(※) 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業の対象市町村

- ・ 同アプローチによる整備の対象となる市町村は、担い手不足が深刻と考えられる下記のいずれかに該当する市町村であって、今後の人口減少や担い手不足の状況等を考慮し、包括的な支援体制整備の方向性の検討や、地域生活課題、相談支援や地域づくりに係る状況等の把握等を行った上で、同体制の整備手法として、機能集約型の体制が必要と考える市町村のうち、厚生労働省が必要と認める市町村。

(1) 人口1万人程度未満の市町村

(2) 今後概ね10年で人口1万人程度未満となる市町村

(3) (1)(2)のほか、人口減少の進行、人口密度その他の地域の実情を踏まえ、都道府県とも協議の上、機能集約型の体制を目指す市町村

(6) 地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催

(7) その他市町村が包括的な支援体制を整備する上で必要な取組

4 実施上の留意点

他の補助事業や都道府県単独事業として既に行われている事業をそのまま振り替えることは認めない。

3(3)～(7)において、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を踏まえた上で支援を行うこととし、重層的支援体制整備事業の実施や、いわゆるワンストップ窓口の設置を市町村に押しつけることがないように寄り添った支援を行うこと。

5 本事業の実施状況の報告

国は本事業の実施状況について、必要に応じて報告を求めることがあるため対応すること。

(別添 24)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、生活保護の適正な運営を確保するため、各種適正化の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。ただし、生活保護法施行事務監査等事業は都道府県、指定都市又は中核市とし、生活保護特別指導監査事業及び都道府県等による生活保護業務支援事業については、都道府県又は指定都市とする。

3 事業内容

(1) 生活保護法施行事務監査等事業等

ア 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が生活保護法（以下「法」という。）第 23 条第 1 項に基づき実施する法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が法第 44 条第 1 項に基づき実施する保護施設に対する指導監査、法第 54 条第 1 項に基づき実施する指定医療機関に対する指導・検査、法第 54 条の 2 に基づき実施する指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

イ 生活保護特別指導監査事業

一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討を行い、併せて新たな指導監査手法を確立することにより、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

(2) 医療扶助適正化等事業

a 医療扶助等適正実施総合事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、各自治体における、レセプトを活用した医療扶助の適正化、医療機関等の適正受診、医薬品の適正使用、介護扶助の適正化、都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援の 5 つの観点に基づく取組を推進し、医療扶助等の適正な実施及び生活保護受給者の自立支援を促進する。

<各観点に基づく取組の例>

① レセプトを活用した医療扶助の適正化

「生活保護法による医療扶助の適正な運営について」（平成 12 年 12 月 14 日付社援第 2700 号厚生省社会・援護局長通知）等を踏まえ、外部委託や診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、

- ・ 診療報酬明細書の資格審査、内容点検、縦覧点検
 - ・ 治療中断者、頻回受診者、後発医薬品の使用割合が低い者、重複・多剤投薬されている者、健康管理支援の対象者、他法他施策を活用できる者等のリストの作成等を行う。
- ② 医療機関等の適正受診
- ・ 「生活保護の医療扶助における適正受診等の推進について」（令和 8 年 3 月 31 日付社援保発 0331 第 8 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく取組（※）を行う。
- （※）医療扶助のオンライン資格確認における資格実績ログ機能の活用、医療機関等と連携した頻回受診者に対する適正受診指導、長期入院・頻回転院対策 等
- ・ 生活保護受給者本人の気づきによる受診行動の改善を促すため、年に数回、医療費情報及び服薬情報を記載した通知を送付する。
 - ・ 精神障害者等社会的入院患者の退院、円滑な地域移行を推進するため、障害保健福祉部局と連携し、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等により、自立支援プログラムに基づき、退院までの課題分析、本人・家族との相談、退院先の確保・調整等を行う。
- ③ 医薬品の適正使用
- ・ 『生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について』の全部改正について」（令和 8 年 3 月 6 日付社援保発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等を踏まえ、薬局・薬剤師と連携し、生活保護受給者が医療機関を受診する場合や薬局を利用する場合のお薬手帳の持参の原則化への対応や重複・多剤投薬の防止のため、
 - ・ リーフレットの配布等による生活保護受給者・指定医療機関等への普及啓発
 - ・ お薬手帳を持参しない者への指導
 - ・ 重複・多剤投薬となっている者への対面指導、当該者を通じた薬局への薬剤一覧の提供、薬局利用時の同行支援等を行う。
 - ・ 「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」（平成 30 年 9 月 28 日社援保発 0928 第 6 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等を踏まえ、後発医薬品の使用を促進するため、薬剤師、保健師、看護師等により、生活保護受給者への助言指導や、医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼等を行う。
- ④ 介護扶助の適正化
- 外部委託や介護支援専門員の雇用等により、介護保険部局における取組を参考にしながら、介護保険の被保険者ではない生活保護受給者（40 歳以上 65 歳未満）を対象とした自立支援、介護サービスの利用に係る指導・援助、指定介護機関との連絡調整、ケアプラン点検等を行う。
- ⑤ 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援
- 市町村（福祉事務所）における医療扶助の適正化や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、都道府県において、「都道府県による

医療扶助及び被保護者健康管理支援事業に関する市町村支援の推進について」(令和7年3月31日社援発0331第1号社会・援護局長通知)等に基づき、

- ・ これらに係るデータの分析、分析結果の提供
- ・ データ分析から明らかになった課題や対応方針等に関する研修会の開催
- ・ 管内市町村(福祉事務所)での取組目標の設定や評価等の支援、アドバイザー(専門職)の派遣
- ・ 関係団体等との連携体制の構築

等を行う。

※ 上記に加え、医療扶助及び介護扶助の適正な運営の確保に資する取組を実施することも可能。

b 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業

頻回受診者や多剤・重複投薬者などのうち、従来からの支援を行ってもなお改善が困難な者等に対して、個々の抱える課題を適切に把握しつつ、その課題の解決に向け、支援プランの策定や社会的な居場所の確保・調整を行うほか、データ分析を通じて明らかとなった地域課題の解決に向けた予防的取組等の健康管理支援の充実・強化に向けた取組をモデル的に実施する。

(3) 認定等適正実施事業

ア ケースワーカーの業務負担軽減の推進事業

(ア) 警察との連携協力体制強化等事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換、行政対象暴力に関する研修等を開催すること等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

(イ) 収入資産状況把握等の充実事業

生活保護制度の適正運営を更に推進するため、不正受給防止等に資する収入・資産状況把握、関係先調査、債権管理などを徹底するための実施体制の整備強化を図る。

(ウ) 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。

(エ) 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

イ 都道府県等による生活保護業務支援事業

都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取組を実施することにより、

福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

ウ 業務効率化事業

ITの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについてその費用の一部を支援する事業。

・生活保護事務処理システム改修事業

マイナンバー法の改正等を踏まえ、外国人に対する生活保護に準ずる措置に係る情報を「中間サーバー」との連携が行えるようにするため、各福祉事務所の生活保護基幹事務システムについて必要な改修を行う。

エ 生活保護業務デジタル化推進事業

個々の被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を重点的に行うことができる環境の整備を図るため、デジタル技術を活用した業務負担軽減や効率化の推進を図る。

(4) 貧困ビジネス対策事業

実施内容

(ア) 無料低額宿泊所に関する情報収集・共有の強化に関する事業

都道府県等（無料低額宿泊所所管課）における以下の取組を想定。

- ・ 無料低額宿泊所やいわゆる「無届施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設に関する実態や不適切な事例等について、情報収集・整理する取組。
- ・ 不適切な事例への対処方法を含め、管内福祉事務所等に対する研修等を開催するなど、情報共有する取組。

また、広域的な不適切事案にも対処できるよう、近隣都道府県間において情報共有を行う。

(イ) 被保護者に対する助言、支援の強化に関する事業

- ・ ケースワーカーによる被保護者訪問等を通じた、自立を阻害する不適切な物件、事例に関する情報収集、整理や、居住支援法人など関係機関との情報共有を強化する取組。
- ・ 現に不適切物件に入居している被保護者に対する転居支援に関する取組。

(5) 最高裁判決等を踏まえた保護費等の追加給付事務体制整備等事業

ア 実施内容

最高裁判決を踏まえた、生活保護法に基づく保護費の追加給付等を実施するに当たり、支給事務を実施する者の専任雇用、生活保護基幹事務システムの改修等、必要な体制整備等を図る。

イ 留意事項

追加給付の実施に際しては、別途厚生労働省が示す支給マニュアル等を参照しながら、適切に実施すること。

(6) その他適正化事業

上記(1)から(5)までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業(生活保護の自立支援にかかる業務を除く)。

4 その他

(1) 本事業で雇用・委託する者が、訪問調査活動等ケースワーカーが行うべき業務を担当することのないよう、業務内容や範囲について実施要領等に記載するとともに、被保護者の情報について守秘義務を課す等、個人情報保護についても定めること。

(2) 上記3(1)イの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事前準備

(ア) 当該事業の対象となる福祉事務所の選定に当たっては、前年度の監査において、実施水準が低いなど、特に重点的に指導が必要な福祉事務所を選定すること。

(イ) 当該福祉事務所の現状及び課題について事前検討を行い、重点的着眼点を策定すること。

(ウ) 監査体制については、重点的着眼点に応じ、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めること。

イ 一般指導監査

(ア) 検討対象ケースを選定する上では、あらかじめ策定した重点的着眼点を踏まえること。

(イ) (ア)によるケース検討の結果、是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについての今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。

(ウ) 一般指導監査終了後、当該福祉事務所の抱えている問題点の分析及びその改善方策について、組織的に検討するとともに、特別指導、確認監査の方針を決定すること。

(エ) 上記(ア)から(ウ)以外の事項については、「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成12年10月25日社援第2393号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添「生活保護法施行事務監査実施要綱」(以下「監査実施要綱」という。)の例により行うこと。

ウ 特別指導

一般指導監査終了後、当該福祉事務所の問題事項にかかる対応状況の把握及び指導のため、ヒアリング、巡回指導等の特別指導を実施すること。

エ 確認監査

確認監査は、ケース指導台帳に登載したケース及びその他の問題点

の是正状況等の確認を行うため、一般指導監査終了後6か月以上経過した後に実施すること。

この場合、是正状況等は一般指導監査の是正結果報告を確認監査実施前に徴し、これに基づき実施すること。

なお、確認監査後においても必要があれば、再度特別指導を行うこと。

オ 実施後の措置

上記アからエの一連の取組の後、指導監査手法の検討を行い、より適切な指導監査手法を確立すること。

カ その他

(ア) 本事業の実施計画及び実施結果報告については、別途通知に基づく様式により報告すること。

(イ) この監査を行う福祉事務所については、監査実施要綱に定める一般監査は実施しないこととして差し支えないこと。

(ウ) 本事業は、当該年度中に完了するよう計画し、実施すること。

(3) 上記3(2)については、事業実施前年度の取組状況や課題、費用対効果等を整理した上で、事業実施年度の取組を決定する(必要に応じて見直す)等(PDCAサイクル)、効果的・効率的な実施に努めること。

(別添 25)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立を支援するための社会的な居場所づくりを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」（平成 23 年 3 月 31 日 社援保発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、特定非営利活動法人、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

(別添 26)

福祉人材確保推進事業実施要領

1 目的

本事業は、地域における福祉の増進を図るため、福祉に携わる人材の確保及び定着並びにその資質の向上を図ることを目的とする。

2 都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保推進事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 93 条第 1 項に基づき都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）として、都道府県知事が指定した社会福祉法人に委託することができる。

(2) 支所の設置

広域的な福祉人材確保対策の推進を図るため、必要な地域に都道府県センターの支所である福祉人材バンク（以下「支所型福祉人材バンク」という。）を設置することができる。

ただし、新たに支所型福祉人材バンクを設置する場合は、開設の日の 1 年前までに厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に別紙様式により協議することとする。

(3) 事業内容

ア 基盤型事業

(ア) 都道府県センターが行う次に掲げる事業

- ・ 社会福祉事業等（社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業等をいう。以下同じ。）に関する啓発活動の実施
- ・ 社会福祉事業等従事者（社会福祉法第 89 条第 1 項に規定する社会福祉事業等従事者をいう。以下同じ。）の確保に関する調査研究の実施
- ・ 福祉人材確保相談援助の実施
- ・ 社会福祉事業等従事者に対する研修の企画及び実施
- ・ 社会福祉事業等従事者の確保に関する説明会、講習会等の実施
- ・ 社会福祉事業等に従事しようとする者に対する就業の援助の実施
- ・ その他、社会福祉事業等従事者の確保に資する業務の実施

(イ) 支所型福祉人材バンクが行う次に掲げる事業

- ・ 社会福祉事業等に関する啓発活動の実施
- ・ 社会福祉事業等に従事しようとする者に対する就業の援助の実施
- ・ その他、社会福祉事業等従事者の確保に資する業務の実施

イ 施策提案型事業

地域住民や民間の知見を活用（例えば公募等）するなどこれまでの

行政的手法に捉らわれない新たな福祉人材確保対策モデルを確立し、他の都道府県への展開により、我が国の福祉人材のさらなる確保につながることが見込まれる先進的・試行的・革命的な事業であるとして厚生労働大臣が認めた事業。

なお、この趣旨に鑑み、都道府県が地域の実情に応じ、地域医療介護総合確保基金を活用して行うことができる、介護従事者の確保のための事業については本事業の対象としない。

(4) 留意事項

ア 職員

(ア) 都道府県センターに事業の管理運営に必要な職員及び福祉に関して十分な知識を有する職員を配置する。

(イ) (ア) の職員のうち、1 名を事業の責任者とする。

(ウ) 都道府県センターの職員は、業務上知り得た法人、施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

イ 都道府県センター運営委員会の開催

事業を円滑かつ効果的に実施するため、社会福祉施設経営者協議会等求人側の各種団体、社会福祉士会、介護福祉士会等の職能団体、介護福祉士養成施設等の社会福祉教育機関、都道府県、市町村社協、福祉人材バンクの代表者等、福祉人材確保に係る実務者等から構成されたメンバーによる都道府県センター運営委員会を設置すること。

本運営委員会については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号、保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記 2（介護従事者の確保に関する事業）の 2 の（1）の「介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）」により設置された「協議の場」との都道府県主導による連携を図ること。なお、当該「協議の場」が本運営委員会に求められる機能と同等の機能を有し（少なくとも、都道府県福祉人材センターが当該「協議の場」に参画しており、当該「協議の場」において、2 の（3）の事業の円滑かつ効果的な実施に当たり必要となる関係機関に求められる役割等を議題として取り上げていることをいう。）、かつ、本事業の円滑かつ効果的な実施が図られると都道府県が認めた場合には、本運営委員会を設置しないことができる。

ウ コンピュータ等情報機器の積極的な活用

全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

エ 対象経費について

支所型福祉人材バンクの開設に当たっての初度経費については、本事業の対象経費とはしない。

オ 職業安定法との関係

- (ア) 福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法に基づく許可を受けなければならない。
- (イ) 事業の実施に当たっては、職業安定機関等と密接な連携を図ること。
- (ウ) 福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」（平成 18 年 2 月 17 日社援発第 0217001 号厚生労働省社会・援護局長通知）に留意すること。

カ 中央福祉人材センターへの定期報告等

- (ア) 中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）の定めるところにより、中央センターに対し、所在する都道府県内の福祉人材バンクを含めた、求人、求職、あっせん状況等に関する業務実績について定期的な報告を行うこと。
- (イ) 中央センター及び都道府県内の福祉人材バンクと密接な連携を図ること。

キ 関係団体との連携

- (ア) 事業の実施に当たっては、隣接する都道府県等の都道府県センター、運営委員会を構成する関係団体等、市町村、都道府県ナースセンター等とも連携を図ること。
- (イ) 必要に応じて福祉人材バンクが実施する事業に対し、指導、助言を行うこと。
- (ウ) 上記のほか、多様な人材を確保する観点から、管内の市町村社会福祉協議会等の社会資源との連携を行うとともに、社会福祉事業等を経営する者に対する助言等を行うこと。なお、これらの取組を行うにあたり、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する場合には、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年 9 月 12 日医政発 0912 第 5 号・老発 0912 第 1 号、保発 0912 第 2 号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記 2（介護従事者の確保に関する事業）の 2 の（12）の「多様な人材（若者・女性・高齢者）の参入促進事業」を活用するものとする。

3 都市型福祉人材バンクが行う福祉人材確保推進事業

(1) 実施主体

実施主体は、指定都市又は中核市（この通知の施行の際、現に福祉人材バンクを設置している市に限る。）とする。ただし、(2)に掲げる事業を適切に実施することができると市が認めた社会福祉法人に委託することができる。

(2) 事業内容

ア 基盤型事業

- (ア) 社会福祉事業等に関する啓発活動の実施
 - (イ) 社会福祉事業等に従事しようとする者に対する就業の援助の実施
 - (ウ) その他、社会福祉事業等従事者の確保に資する事業の実施
- イ 施策提案型事業
- 2の(3)のイを参照

(3) 留意事項

- ア 都道府県センターへの報告等
- (ア) 福祉人材バンクは、都道府県センター及び中央センターの定めるところにより、都道府県内の都道府県センターに対し、求人、求職、あっせん状況等に関する業務実績について随時報告を行うこと。
 - (イ) 都道府県センターが実施する事業について協力、支援を行うこと。
 - (ウ) その他福祉人材バンクは、中央センター、都道府県内の都道府県センター及び近隣の福祉人材バンクと密接な連携を図ること。
- イ 2の(4)のア(職員)、ウ(コンピュータ等情報機器の積極的な活用)、オ(職業安定法との関係)及びキ(関係団体との連携)を参照

別紙様式

(都道府県名)

名称		
支所型福祉人材バンク 開設への要望の有無		
開設予定地		
当該予定地に開設 する理由		
都道府県又は都道 府県福祉人材セン ターとの活動圏域 の分担		
既存のハローワー クの設置場所		
支所型福祉人材バンクの活動圏域の状況		
人口		
介護サービス施設・事 業所数		
就労傾向 (産業別就労者数等)		
支所型福祉人材バンクを開設することにより期待される効果		
想定している事業内容		

※ 別途、都道府県又は都道府県福祉人材センターとの活動圏域の分担を示す地図を提出してください。

(別添 27)

社会福祉法人指導監督事業実施要領

1 目的

本事業は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市とする。

3 事業内容

社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき都道府県又は市が行う社会福祉法人に対する指導監査

4 実施方法等

- (1) 指導監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、法人からその業務又は会計の状況に関して、関係書類の報告を求め、法人の役員又は関係職員から法人の業務及び財産の状況について聴取する等の方法により実施すること。
- (2) 指導監査は一般監査と特別監査とし、一般監査は、指導監査実施計画に基づき実施し、特別監査は、運営等に問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。
- (3) なお、新たに設立された法人及び前回の指導監査によって問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、一般監査にとどまらず、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(別添 28－ 1)

障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領

1 目的

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、障害者施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護福祉士候補者の受入施設とする。

3 事業内容

受入施設における次に掲げる経費を助成する。

（１）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

（２）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

（３）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

4 国庫補助基準（上限）額

（１）３の（１）に係る経費

外国人介護福祉士候補者 1 人当たり 150 千円

ただし、補助対象年度途中に就労開始する外国人介護福祉士候補者については、就労月数に応じて補助基準額を月割り計算する。

また、訪日前後日本語研修の免除者や途中で帰国した者については、実態に応じた就労月数とする。

（２）３の（２）に係る経費

外国人介護福祉士候補者 1 人当たり 75 千円

（３）３の（３）に係る経費

1 受入施設あたり 60 千円

5 留意事項

（１）外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等を策定すること。

- (2) 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。
- (3) 3 (2) の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第 1 号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。
- また、当該経費に係る補助金の交付については、補助対象年度中に外国人介護福祉士候補者が、当該研修を受講する場合であって、当該外国人介護福祉士候補者 1 人当たり、日本での滞在期間中 1 回までを対象とする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が補助対象年度内に終了しない場合は、4 の (2) に掲げる当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計上する。
- (4) 本事業は、地域医療介護総合確保基金「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」の対象となる受入施設等については補助対象としない。

(別添 28－2－1)

外国人介護人材獲得強化事業実施要領

1 目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所、介護福祉士養成施設又は日本語学校等に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

また、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等に対して重点的な支援を行い、外国人介護人材の受入れと地域への定着を促すことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 3 (1) (2) に掲げる事業を直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(イ) 3 (1) に掲げる事業を間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、外国人介護人材の受入施設、受入予定施設又はこれらを経営する法人及び介護福祉士養成施設等とする。

3 事業内容

(1) 外国人介護人材の確保のための取組

以下のいずれかの外国人介護人材確保の取組を行う事業所、介護福祉士養成施設又は日本語学校等に対して、その費用を助成する。

ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、

- ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
- ・ 日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
- ・ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

(2) 外国人介護人材の受入れ及び地域定着のための取組

外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を助成する。

4 留意事項

(1) 好事例の収集・整理

都道府県は、本取組により海外現地での人材確保に資する取組を行った事業所の好事例等の収集・整理を行い、国に報告するものとする。また、国は、それらを幅広く周知することとし、取組の横展開を図ることとする。

(2) 補助対象外経費

3 (1) の事業において、外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は、本事業の補助対象とはならない。

(3) 同一の法人等に対する助成

複数の実施主体が同一法人等に助成を行う場合であって、補助の内容が重複する場合は、本事業の補助対象とはならない。複数の都道府県で施設を運営する法人等が当該助成事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、必要に応じて、申請内容を確認したうえで、適切に按分処理を行う等の対応を行うこととする。

(別添 28－2－2)

外国人介護人材定着促進事業実施要領

1 目的

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を推進する観点から、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備にかかる支援を行う。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材の受入施設、受入予定施設又はこれらを経営する法人とする。

3 事業内容

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を助成する。

(ア) 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

(イ) その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

4 留意事項

(1) 好事例の収集・整理

都道府県は、本取組によりツール等を導入した事業所の好事例等の収集・整理を行い、国に報告するものとする。また、国は、それらを幅広く周知することとし、取組の横展開を図ることとする。

(2) 補助対象外経費

外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入経費を支援する場合、導入後の運営費は本事業の補助対象とはならない。

(3) 同一の法人等に対する助成

複数の実施主体が同一法人等に助成を行う場合であって、補助の内容が重複する場合は、本事業の補助対象とはならない。複数の都道府県で施設を運営する法人等が当該助成事業を申請する場合等には、補助の重

複が無いよう、必要に応じて、申請内容を確認したうえで、適切に按分処理を行う等の対応を行うこととする。

(別添 29)

福祉人材確保のプラットフォーム構築モデル支援事業実施要領 (自治体分)

1 目的

福祉分野の人材確保については、喫緊の課題であり、また、地域差や地域固有の課題も存在するため、都道府県が中心となり、地域の実情に応じたより実践的な取組を関係機関、事業所等と協働で推進することが重要である。

このため、福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームを構築する都道府県の取組を支援し、その取組の効果等について全国の自治体への横展開を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

(ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。)

3 事業内容

本事業は、以下の「福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォーム」をモデル的に構築することにより、地域の実情に応じた実践的な取組を促進するもの。

○福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォーム

(1) 基本的な考え方

単に地域の介護人材の状況に関する情報を共有するだけでなく、地域の関係者のネットワークの中で課題解決に取り組み、その取組について検証・改善し、PDCA サイクルを回すことで、地域の実情に応じた実践的な取組を継続的なものにしていく。

(2) 重層的な構造による協議会の運営

ア 都道府県単位で情報を共有する協議の場【第1層】の設置

- ・ 地域の関係者のネットワークで現状や課題を共有する。その際、管内の福祉・介護事業所、関係する団体等の現状や抱えている課題等を

適切に把握する必要があるが、

例えば、管内の福祉・介護事業所の代表者等や関係団体を協議会の構成員として報告を求めるやり方や事前に事業所等にアンケート等を実施して現状や課題を予め把握したりすることが考えられる。

また、共有方法については、内容に応じて、協議会内の共有だけでなく、協議会外の関係者にも広く周知することも考えられる。

- ・ 協議会の構成員は、地域の実情を踏まえて、適切な者を選定することで差し支えないが、構成員がそれぞれの役割・機能（例：公的機関の役割として、事業者の抱える課題に対する支援を実施）を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むことが重要であり、高齢者介護の場合、市町村、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護事業者、介護福祉士養成施設、職能団体などが含まれていることが望ましい。
- ・ 地域の現状や課題を共有するための議論を行うとともに、課題解決に資するプロジェクトチームの設置、進捗の管理、評価など、PDCA サイクルを適切に回すこと。

なお、評価にあたっては、具体的なアウトプット指標やアウトカム指標を設定したうえで評価を行い、必要に応じて取組の見直し等を行うことが望ましい。

イ 個別の課題に応じたプロジェクトチーム【第2層】の設置

- ・ アの現状・課題を踏まえ、課題解決に資するプロジェクトを創設し、意欲のある関係者を中心にプロジェクトチームを設置して、実践的な取組を推進していく。
- ・ 設置単位は都道府県でも差し支えないが、①地域性、個別性の高い課題に応じた取組が求められること、②意欲のある関係者を中心に実践的な取組が望まれることから、市町村単位や複数市町村の圏域単位など、都道府県単位より狭い圏域で設置されることが望ましい。なお、都道府県単位より狭い圏域で設置する場合、地域性の高い取組を推進する上で、市町村は構成員の1人という立場だけではなく、実質的に都道府県と協働の立場で、全面的な協力者として参加してもらうことが重要である。
- ・ プロジェクトの内容は、「人材確保・定着」に資する取組を基本としつつも、そのほか「職場環境の改善」、「生産性向上・経営支援の取組」、「福祉・介護に対するイメージ改善・理解促進」等に資する取組も実施を可能とする。また、小規模法人における外国人介護人材の確保・定着を促進する観点から、「外国人材の確保・定着」に資する取組をプロジェクトとして創設することも重要。
- ・ プロジェクトチームの構成員は、アの構成員も踏まえつつ、地域の実情を踏まえて、適切な者を選定することで差し支えない。

ウ その他

(ア) コーディネーターの配置等

協議会内におけるプロジェクトの進捗管理や評価等を適切に実施する観点から、コーディネーター的な中核的役割を果たす者を配置するなど、必要に応じて、実施状況を協議会に報告等できる体制を整備する。

(イ) 既存の協議会等の活用

重層的な構造による協議会の運営にあたっては、都道府県が既存の協議会やそれに類する会議体等を活用することで本事業の目的を達成できる場合には、新たな協議会の設置を求めるものではない。

また、プロジェクトチームで取り組む内容が既に実施されているものであっても、重層的な構造による協議会と適切に連携する体制が整えられ、進捗管理や評価指標の設定を含めた評価の実施等が適切に行われるものであれば差し支えない。

(ウ) 事業対象経費の区分

福祉人材確保等を効果的に進めるためのプラットフォームの構築に係る費用が対象となるが、既存の協議会等を活用する場合には、他の補助金と重複して支出されることのないよう適切に区分して管理すること。

4 留意事項

本事業については、別に定めるところにより、採択された民間事業者による課題分析や評価、効果測定等の支援や、プロジェクトの実施に対しての伴走支援等を行うことを想定している。そのため、採択された民間事業者が支援等を行うにあたっての必要な協力等を行うこと。

本事業は、協議会における課題把握から実践的な取組の創出・評価までの体制をモデルとして構築することが目的であり、単年度事業として全ての作業を実施することを求めるものではない。

(別添 30)

介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業実施要領

1 目的

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、介護未経験者の介護現場への接点を増加させ、また、介護事業所における業務切り出しや担い手となる介護未経験者等と介護現場のマッチング機能の強化（WEB・アプリ等の活用を含む）、周辺業務等に携わる介護未経験者に対する入門的研修等の受講支援等により、事業所側・担い手側、双方を一体的に支援し、参入促進につなげるモデル事業を実施し、その効果測定及び全国の自治体への横展開を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村（以下、「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

以下の事業を地域の実情に応じて、また創意工夫のうえでモデル的に実施し、その経過・成果をとりまとめる。

（１）モデル構築の検討・実施体制の構築

都道府県等、介護事業者、マッチング機能を提供する事業者及び研修実施者が、本事業を実施するうえで適切な関係者等と連携して、モデル構築の仕組み検討・計画・事業実施・評価等を行う体制を構築すること。

（２）モデル実施

ア 地域における介護人材確保の課題を把握し、効果的なモデル実施ができる地域や介護事業者の選定を行うとともに、介護未経験者等の担い手となるターゲット選定や、広報の手法等を検討する。

イ 地域の介護事業者等と連携し、介護未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務などを切り出す等の支援を行う。

ウ 民間事業者のマッチング機能等を活用し、効率的に、介護現場の周辺業務等と介護未経験者等を有償ボランティア等としてマッチングを実施する。

エ 介護未経験者等が介護現場との接点を持つにあたり、心理的ハードルを下げることや介護に関して最低限必要な知識等の修得を目的に介護に関する入門的研修やそれに類する研修等（以下、「入門的研修等」という。）

を実施する。

オ マッチング後に介護事業者・担い手が相互評価等を行い、新たな介護未経験者等の参入を促すことを目的として、介護事業者の状況等の見える化も合わせて行うことが望ましい。

なお、事業計画、効果検証・評価等にあたっては（１）の体制を活用すること。また、計画策定時、アウトカム、アウトカム指標、指標の測定方法を検討し、事業終了時に効果測定結果を示し、評価・考察を行うことが望ましい。

カ マッチング後に、有償ボランティアとして活動等していた介護未経験者等が有償ボランティア等ではなく介護職員として従事する意向がある場合には、必要に応じて環境を整えておくことが望ましい。

<イメージ（例）>

- ・ 事業計画（対象とする地域・事業者の設定、担い手となる介護未経験者等のターゲット選定・広報戦略等）
- ・ 介護事業者・介護未経験者等への広報や説明会の実施
- ・ 介護事業者における介護未経験者でも行うことができる周辺業務等の切り出し支援
- ・ マッチング手法・相互評価を活用した見える化手法の検討
- ・ 有償ボランティアとしてマッチングを実施
- ・ 対象者に対して介護に関する入門的研修の実施
- ・ 介護事業者・介護未経験者等の相互評価を活用した見える化の実施
- ・ 事業実施後の効果検証、評価等

上記の支援イメージはあくまでも一例であり、地域の実情、事業計画等に応じて、創意工夫の上、効果があると考えられる取組を追加・変更することは可能。

4 留意事項

（１）本事業の実施にあたっては、介護未経験者等が周辺業務等の担い手から本人の希望に応じて介護職員へステップアップできるルート構築も見据え、介護事業者と担い手双方に対する支援を一体的に実施し、その効果を最大化させるよう努めること。また、例えば、入門的研修等の実施等において、既に地域において当該研修等を実施する体制等がある場合には、研修実施者等と連携して実施するなど既存の社会資源を有効に活用し創意工夫に努めること。

なお、入門的研修等の実施は、３（２）エを目的として実施するものであることからマッチングする全ての者に対して必ず実施することを求めるものではなく、また、実施方法についても実施主体の創意工夫のもと行って差し支えない。

（２）本事業の実施にあたっては、３（１）に記載の関係者等との連携を図ること。なお、連携体制のレベルは問わず、事業実施にあたって必要な検

討が行える会議体を想定している。

- (3) 市町村単独で実施することが可能であり、また、都道府県が実施する場合、都道府県内の一部圏域に限定した実施も可能とする。その際、圏域の市町村等と連携を図ること。
- (4) 民間事業者によるマッチング機能を活用する場合には、モデル構築及び事業運営等をするにあたり適切な事業者を実施主体の責任において選定すること。
- (5) 介護未経験者等のマッチング等や周辺業務を行う場合に当たっては、その内容によって、法令等に遵守した上で行うこと。また、事故等防止のための適切な措置を講ずること。
- (6) 本事業期間中及び終了後は、交付に係る報告書の他、モデル事例の普及促進、施策検討等のため、必要に応じて厚生労働省より、実施状況等の報告（取組概要等を示す軽微な資料作成などを含む）や、実施状況のヒアリング等を求める場合があるため、適宜対応すること。
- (7) 本事業の実施において、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法等に沿った対応を徹底して行うこと。特に個人情報を入手する場合には、マッチング等の支援のために関係機関に個人情報の共有があり得る旨を説明した上で、本人の同意を得ておくものとする。また、個人情報が特定されない範囲内で、モデル事業の成果等として支援の内容を公表することがあり得ることも同意を得ておくこと。

(別添 31)

介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業実施要領

1 目的

介護福祉士養成施設における ICT 機器を活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を修得した介護福祉士の養成を行えるよう ICT 機器導入の支援を行う。加えて、外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、これらの成果等を取りまとめ、その取組を普及・啓発するため横展開を図る。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

以下の事業を地域の実情に応じて、また創意工夫のうえでモデル的に実施し、実践的な取組を促進する。

(1) ICT 活用支援

①モデル構築の検討・実施体制の構築

介護福祉士養成施設、介護実習施設、ICT 機器を提供する企業等が、本事業を実施するうえで関係者と連携して、モデル構築の仕組みの検討・計画・事業実施・評価等を行う体制を構築すること。

②モデル実施

ア 介護現場で利用されている ICT 機器の導入や周辺機器の整備を行い、介護現場に即した技能を修得した介護福祉士の養成を行う。

イ 導入した ICT 機器を活用した教育内容の展開と、ICT 機器を活用した教育活動（出席や提出物のクラウド上管理、電子黒板の活用等）により、教育の質の向上を図る。

ウ 介護福祉士養成施設において ICT 機器を導入するだけでなく、実際の介護現場での ICT 機器の使用方法や活用事例が教育内容に生かされるよう、介護実習施設や企業等と連携した取り組みを行うことが望ましい。

上記の支援イメージはあくまでも一例であり、地域の実情、事業計画等に応じて、創意工夫の上、効果があると考えられる取組を変更することは可能。

(2) 日本語教育支援

①モデル構築の検討・実施体制の構築

介護福祉士養成施設、日本語学校が、本事業を実施するうえで関係者と連携して、モデル構築の仕組みの検討・計画・事業実施・評価等を行う体制を構築すること。

②モデル実施

ア 日本語学校との窓口となる介護福祉士養成施設が、地域の養成施設に対し、日本語教員による巡回指導を行えるよう、地域の日本語学校及び介護福祉士養成施設と連携して事業を実施する。

イ 日本語教員が地域の養成施設の教員に対し研修等を行うことにより、介護福祉士養成施設の外国人留学生に対応した教育力の向上を図る。

ウ 日本語教員により、外国人留学生の日本語能力を適切に評価し、介護福祉士国家試験の合格に向けて、日本語の課題に対応した学習ができるよう介護福祉士養成施設において外国人留学生に対する支援を行う。

上記の支援イメージはあくまでも一例であり、地域の実情、事業計画等に応じて、創意工夫の上、効果があると考えられる取組を追加・変更することは可能。

4 留意事項

本事業については、別に定めるところにより、採択された民間事業者による課題分析や評価、効果測定等の支援や、事業の実施に対しての伴走支援等を行うことを想定している。そのため、採択された民間事業者が支援等を行うにあたっての必要な協力等を行うこと。

本事業期間中及び終了後においてモデル事例の普及促進、施策検討等のため、厚生労働省より実施状況等の報告を求めた場合は、適宜対応すること。

(別添 32)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業実施要領

1 目的

少子高齢化の進行等により、地縁、血縁等による地域の支え合いの機能が弱体化している中で、高齢者や障害者、子どもなどの災害時要配慮者については、災害時において、可能な限り早朝の段階から、その福祉ニーズに的確に対応し、避難生活の中の生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるようにすることが重要である。

このため、都道府県単位で、避難所等において災害時要配慮者に対する福祉支援を行う、福祉専門職等からなる支援チーム（以下「災害派遣福祉チーム」という。）を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、災害時要配慮者に対する必要な支援体制を確保するためのネットワーク（以下「災害福祉支援ネットワーク」という。）を構築すること等を目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は都道府県知事が本事業を適切に実施できると都道府県が認めた民間団体（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、本事業を公正中立かつ効果的に実施することができると都道府県等が認める民間団体等に、事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 基本事業

都道府県等は、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成 30 年 5 月 31 日付け社援発 0531 第 1 号）の別添「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を踏まえ、行政、福祉関係団体、保健医療関係団体等による官民協働の災害福祉支援ネットワークの構築・強化を図るため、平時から以下の取組を実施する。

ア ネットワーク事務局の運営

都道府県単位の災害福祉支援ネットワークを設置・運営するため、その事務局機能として「ネットワーク事務局」を設置し、協議会方式による「ネットワーク会議」への参画メンバーの招集や会議の運営、会議資料の作成を行う。

イ 災害時における支援体制の検討・構築

災害時における支援体制を構築するため、災害派遣福祉チームによる支援活動その他の支援体制の具体的な在り方について、ネットワーク会議の場等を活用し、検討を行うとともに、関係者間の意識の共有を図る。

ウ ネットワークの普及・啓発

都道府県内において普及・啓発することによって、管内市区町村や民間の支援者の充実・強化等を図る。

エ 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等

災害派遣福祉チームの具体的な活動に備え、災害時における効果的な活動内容に関する研修や訓練等の実施により、人材育成や資質向上を図るとともに、労災保険が適用されない場合の活動時の事故等に備え旅行傷害保険や賠償責任保険に加入する。

オ 他都道府県との情報交換や連携づくり

災害時において、複数の都道府県の災害派遣福祉チームの広域的な連携に向け、他の都道府県等との緊密な関係づくりや協定を結ぶまでの間の連携づくり等を推進する。

(2) 連携体制充実事業

(1)の基本事業に加え、災害時の支援体制を充実させるため、平時から以下の取組を実施する。

ア 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築

平時から保健医療分野における支援体制との連携方策を検討し、災害時では連携した活動の展開を図る。

イ 受援体制の検討・構築

被災した場合に備え、当該都道府県以外の災害派遣福祉チーム、ボランティア等の民間団体等の多様な支援活動が円滑に受け入れられるよう平時から活動場所に係る情報提供や団体間の活動内容の調整を行うなど、必要な受援体制を検討・構築する。

ウ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築

広域的な災害に備え、隣接する都道府県等とも連携の上、ブロック単位等での体制整備を検討するとともに、体制を整備する。

エ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築

災害時においても地域包括ケアシステムや地域共生社会を機能させる必要があることから平時から市町村をネットワーク事務局やネットワーク会議等に参画させるとともに、災害時における市町村との連携体制を検討し、体制の整備を図る。

オ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築

災害派遣福祉チームの活動や福祉避難スペースを確保するのに必要な器材の確保や備蓄場所の確保等を検討し、その整備を図る。

カ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築

災害時においても、社会福祉施設等が最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備等の稼働燃料等の確保策等について、あらかじめ事業継続計画を策定するなどの働きかけを行うなどの検討をし、管内社会福祉施設等の事業継続の体制整備を図る。

(3) 災害対応力向上事業

(1)の基本事業に加え、災害への対応力向上のため、災害福祉支援に

係るコーディネーターを配置し、以下のような取組を実施する。

＜取組例＞

ア 平時における取組として、保健医療活動チームとの合同研修・訓練や都道府県間の連携により広域的な支援を円滑に実施するための都道府県ブロックでの合同訓練等を行う。

イ 災害時における取組として、避難所等における福祉ニーズ等の情報収集や災害派遣福祉チームの迅速な派遣調整等のコーディネート、災害医療コーディネーター等の保健医療関係者との連携を行う。

（４）その他事業

大規模災害発生時において、他の都道府県も含む社会福祉施設等の介護職員等応援職員を受け入れるための調整を行う事務に係る経費は、大規模災害発生時において別途協議の上認める。

４ 留意事項

（１）本事業の実施に当たっては、各都道府県の防災担当部局や医療・保健担当部局、管内の市区町村、民間福祉関係者等と連携を図ること。

（２）本事業終了後は、交付に係る報告書その他、協定書やマニュアル等の成果物があれば提出すること。

（３）３の（４）については、大規模災害時において、応援職員の受入調整等を行う場合に係る事務が発生する場合に別途協議の上、認めるものとする。

(別添 33)

災害ボランティアセンター等機能強化事業実施要領

1 目的

近年、多発する自然災害への対応状況から、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠であるとの考えが広く認識されつつある。このため、災害時において社会福祉協議会による災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）が円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）による都道府県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）への研修、多様な関係機関・企業等との関係づくり等の機能強化及び市町村社協のICT活用等によるDX推進に向けた取組を進めるとともに、市町村社協による市町村内における研修・訓練を行い災害発生時にセンターを設置運営する具体的な手法を習得することを目的として行う。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社協及び市町村社協とする。

なお、都道府県社協及び市町村社協は、本事業を公正中立かつ効果的に実施することができると都道府県又は市町村が認める民間団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 都道府県社協による研修等事業

ア 必須事業

都道府県社協は、市町村支援員を配置する等により、平時から、市町村社協への研修や市町村社協が行う訓練への支援を行う。

研修方法については、各市町村社協を招集し講義・演習形式での研修を行う方法や都道府県社協が市町村を訪問し実地訓練を行う方法など、実践的・実務的な研修となるよう工夫すること。

センターを設置運営する際には、全国各地の社会福祉協議会から応援職員が派遣されることも想定されるため、センターを円滑に運営するためには、各地の職員が共通の知識、手法を習得しておくことが望ましい。このため、全国社会福祉協議会が配置する市町村支援員等が都道府県社協役職員等を対象として研修を実施することとしているので、都道府県社協はこの研修に参加した上で、市町村社協への研修・訓練を行うこと。

また、本事業を実施するに当たっては、都道府県社協、都道府県の福祉部局及び防災担当部局は、連携して研修等を行うとともに、センターの設置運営に関係する団体との連携にも留意すること。

イ 任意事業

上記必須事業に加え、以下の取組を行うことができる。

- a 県内の自治体、社会福祉法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり及び市町村域の災害時ケアプラン策定支援等、平時から、都道府県社協の調整機能を強化する仕組みづくりの取り組みを行う。
- b 災害時において、関係機関（都道府県社協、市町村社協、行政、NPO法人等）での情報共有、連携・協働、業務の効率化を図るため、平時から都道府県社協が行う市町村社協のICT活用等によるDXを促進・定着させる取組を行う（市町村社協に対するICT研修、都道府県社協が管理運用するシステムを共有するための市町村社協のアカウント費など）。

（２）市町村社協による研修事業

市町村社協は、都道府県社協等による研修や訓練に参加することにより、センター設置運営の手法を習得した上で、市町村内のセンター運営関係者への研修や実地訓練を行う。

4 留意事項

- （１）本事業は、平時におけるセンターの設置・運営研修を行うものであり、あくまで、センターを運営する者への支援となる。このため、災害発生時において、ボランティアに貸与する機材等を購入するための費用については、補助対象外であることに留意すること（センターの設置・運営訓練をする際に必要となる標識やビブス等については、補助の対象として差し支えない）。
また、計画策定等のためのシステム等の導入に係る経費や地方交付税措置がされている経費は、補助対象外であることに留意すること。
- （２）本事業は、全国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの３段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで効果的な取組になると考えていることから、特に都道府県におかれては、本事業の活用により、管内市町村の環境整備に積極的に取り組むこと。

(別添 34)

運営適正化委員会設置運営事業実施要領

1 目的

本事業は、社会福祉法第 83 条及び「運営適正化委員会等の設置要綱について」(平成 12 年 6 月 7 日社援第 1353 号厚生労働省社会・援護局長通知)並びに「運営適正化委員会における福祉サービスにおける苦情解決事業について」(平成 12 年 6 月 7 日社援第 1354 号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき設置運営される運営適正化委員会において、運営監視合議体・苦情解決合議体の設置及び広報・啓発活動等を行うための体制整備を図り、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行うことにより、地域社会のセーフティネット機能の強化に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会に設置する運営適正化委員会とする。

3 事業内容

(1) 運営適正化委員会本会議経費

- ア 委員会及び事業の状況等について報告書を作成し公表する。
- イ 都道府県社会福祉協議会の理事会に対し、事業の実施状況等について報告する。

(2) 運営監視合議体経費

- ア 福祉サービス利用援助事業の実施主体から、定期的に業務実施状況について報告を受ける。
- イ アによる報告を受けること等により、福祉サービス利用援助事業の実施主体の事業全般の監視を行い、必要に応じて助言、現地調査又は勧告を行う。
- ウ 会議は、最低 2 か月に 1 回以上開催すること。ただし、案件により開催の必要がない場合にはこの限りでない。

(3) 苦情解決合議体経費

- ア 福祉サービスに関する苦情の受付等を行う。
- イ 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う。
- ウ 苦情解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為がおこなわれているおそれがあると認めるときには、都道府県知事に対し通知を行う。
- エ 会議は、最低 2 か月に 1 回以上開催すること。

(4) 広報・啓発活動費

苦情解決事業について、利用者、社会福祉事業の経営者等に対して幅広く周知を図るため、パンフレットの作成等を行う。

(5) 研修活動費

苦情解決の仕組みの周知や理解の促進を図るため、社会福祉事業の経営者等に対して必要な研修を実施する。

(6) 巡回指導活動費

社会福祉事業の経営者の段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、社会福祉事業の経営者の求めに応じて巡回指導を行う。

(7) 調査研究活動費

苦情内容に応じた解決手順の定型化を図るなど、円滑な事業の実施に資するための調査研究を行う。

(8) 事務局運営費

ア 運営適正化委員会の事務局は、運営適正化委員会の補助機関であり、委員会事務のうち、福祉サービスの利用者等からの苦情受付等、委員会の議決を必要としない軽易なもの等であって事務局において行うことが適当と委員長が認めるもの（以下「局務」という。）を行う。

イ 事務局長その他の職員については、都道府県社会福祉協議会の代表者が、当該都道府県社会福祉協議会の職員のうちから、局務を適切に行うことができる者を選任すること。

ウ 事務局長その他の事務局職員は、事務局長にあつては委員長の命に従い、その他の事務局員にあつては事務局長の指揮を受けること。

エ 事務局長その他の事務局職員は、局務に専従するものとし、事務局職員の数は、局務を掌理するのに支障のない人数としなければならないこと。

(別添 35)

地域生活定着促進事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会（以下「刑事司法関係機関」という。）、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、刑事司法関係機関の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各 1 か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、刑事司法関係機関、福祉関係機関等と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成 21 年 5 月 27 日社援総発第 0527001 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に十分留意されたい。

ア 矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）

退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務

ウ 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助

等を行う被疑者等支援業務

エ 犯罪をした者、非行少年（非行のある少年をいう。）等への福祉サービス等についての相談支援業務

オ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等に係る業務

センターは、上記の業務を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる業務を行う。

（ア）刑事司法関係機関、地方公共団体、地域の福祉関係機関、既存の各種協議会等との恒常的な連携体制を確保し、官民協働の支援ネットワークを構築する。

（イ）福祉関係機関等の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得るための研修や普及啓発活動を行う。

（３）実施体制

ア 職員の配置

センターの職員には、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を１名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週５日以上、１日８時間、週４０時間の開所を目安とする。

４ 対象者

次に掲げる者で高齢であり、又は障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者を対象とする。

（１）矯正施設退所予定者

（２）矯正施設退所者

（３）身体を拘束されている被疑者又は被告人

（４）更生緊急保護の対象となる者のうち、次に掲げる者

ア 検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者

イ 罰金又は科料の言渡しを受けた者

ウ 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者

（５）その他、センターが必要と認める者

５ 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）対象者の個人情報保護の徹底

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供があり得る旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

（２）職員の資質の向上

センター職員は、国において実施する研修を積極的に受講するなどして、個人情報保護の徹底や本業務の実施に当たって必要な知識及び技能を身に付け、資質の向上を図るよう努めること。

(別添 36)

成年後見制度利用促進体制整備推進事業実施要領

1 目的

本事業は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「第二期計画」という。）に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続できる地域体制を整備するため、中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進することを目的とする。

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

(1) 都道府県による市町村支援機能強化事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

都道府県は、第二期計画「4（5）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」を踏まえ、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の実施や、市町村・中核機関等の職員向け研修の実施、体制整備アドバイザー及び権利擁護支援総合アドバイザーの配置等を通じ、市町村による体制整備の支援を行う。

① 司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の実施

司法等の専門職団体・家庭裁判所・都道府県社会福祉協議会・認知症高齢者や障害者などの当事者団体等との都道府県単位や圏域単位での協議会の設置及び運営により、協議会関係者との定例的な情報共有や、自らが行った市町村支援の振り返り、関係者との意見交換、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握などを行う。

② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

市町村・中核機関等の職員等に対する成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や市町村長申立て業務等の実務能力を向上させるための研修を行う。

③ 体制整備アドバイザーの配置・派遣

中核機関の立ち上げや圏域単位でのしくみづくりなど、管内市町村の体制整備に関する相談対応や助言等を行うアドバイザーの確保や派遣を行う。

④ 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置・派遣

市町村等からの支援困難事案や後見人等に関する苦情等の相談を受ける窓口の設置を行うとともに、受け付けた相談に対して権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの確保や派遣を行う。

⑤ 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組

島しょ部・山間部等において、後見人等の担い手が確保できないといった課題の解消を目的とした、都道府県社協等が法人後見を受任し、被後見人への直接的な支援を、市区町村社協や家族会、社会福祉法人、NPO法人など被後見人の身近な地域に所在する民間事業者等が受託して実施できるようにする取組や、後見人等の担い手が不足する地域において、法人後見を実施する団体（実施を検討する団体を含む）を支援する取組を行う。

⑥ 虐待等の支援困難な事案について公的な関与により法人後見を実施するための連携体制を強化する取組

虐待等の支援困難な事案について適切に対応できるよう、都道府県が支援する法人が法人後見を行う取組や、警察や精神保健福祉に関するアドバイザーを含めた都道府県単位のネットワーク（警察や精神保健福祉に関するアドバイザー等）を整備する。支援困難な状態が終了した際には専門職後見人や一般的な法人後見へ移行できるよう検討・協議する取組を行うことで、公的な関与により法人後見を実施するための連携体制を強化する。

なお、虐待対応等について市町村から相談を受けた場合、当該市町村が責任をもって関与を続ける必要があることに留意する。

（２）中核機関立ち上げ支援事業

ア 実施主体

実施主体は、市区町村とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、市区町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

段階的な整備を含めて、中核機関の役割を担う機関や体制の整備に向けた検討会の開催など、中核機関の立ち上げに取り組む。

（３）中核機関コーディネート機能強化事業

ア 実施主体

実施主体は、市区町村とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、市区町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託すること

ができる。

イ 事業内容

市区町村は、第二期計画「3（3）③イ中核機関のコーディネート機能の強化」を踏まえ、調整体制や受任者調整、広域連携の強化を通じて、中核機関のコーディネート機能を強化する。

- ① 調整体制の強化（情報収集や相談対応に関する調整機能を強化するためのアウトリーチの実施や有資格者の確保等）

潜在化している権利擁護支援ニーズ等について情報収集するためにケース会議に出席するなどアウトリーチを行ったり、本人や家族のほか後見人等を含む権利擁護支援チームの関係者等からの相談に対して、支援内容の検討や支援を調整する機能を強化するために、権利擁護支援の知識や経験がある有資格者の確保を行う。

- ② 受任者調整の強化（法的課題の解決後に、専門職後見人から市民後見人への交代などを想定した受任者調整等を支援する取組）及び対応困難事案の支援円滑化（後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組）

受任者調整の強化については、本人の申立てに対する意向の確認や具体的な課題の整理を行った上で、被後見人等の課題解決後の後見人等の交代の方向性や必要となる同意・代理行為などを確認し、後見人等の候補者と選任形態（複数後見など）、後見人等が選任されるまでの一時的な支援についての調整などを行う支援や、そのしくみづくりを行う。

対応困難事案の支援円滑化については、後見人等に関する苦情等がある事案に適切に対応していくことを目的として、中核機関が主体的に行う取組で、専門職団体、家庭裁判所及び市町村・中核機関その他の関係機関（以下「地域の関係機関」という。）の相互理解の促進、それぞれの役割を踏まえた連携体制の構築及び強化を行う。

- ③ 広域連携の強化（広域連携における中心自治体としての対応や近隣中核機関での連携を強化する取組）

近隣自治体各々が主体的に連携し、単独市区町村では対応が困難な事案についてより専門的な助言を得られやすいようにする取組や、市民後見人養成研修のうちの一部の講義（例えば、市町村独自の介護・福祉サービスや当該圏域の社会資源を知る科目）や演習などを協働して行うための中核機関間での調整の取組、権利擁護支援チームの形成支援や自立支援を近隣中核機関で連携して行う取組などを行う。

- ④ 意思決定支援の確保を図る取組

社会生活における特定の行為に関し、本人の判断能力に課題がある局面において、本人と同じ生活者の視点を持つ地域住民や当事者（以下「意思決定サポーター等」という。）が、本人の価値観や選好に基づいた意思の形成・表明を支援できるよう、中核機関において以下の取組を一体的に行う。

- ・ 意思決定支援の担い手を確保するため、市民後見人養成講座の修了者や地域で活動する既存の各種ボランティア・サポーター、ピアサポーター等の担い手となり得る者を掘り起こすとともに、必要に応じて新たな担い手を募り、名簿登録による組織化や、意思決定サポーター等の活動内容習得のための支援等を行う。
- ・ 意思決定支援を必要とする本人に対し、中核機関がアセスメントを行い、本人の意向や生活実態に基づき、名簿登録者の中から適切な意思決定サポーター等を選定・紹介（同席による面会等を含む）する。
- ・ マッチング後、意思決定サポーター等が、本人の意思形成・表明の支援およびその意向を伝達する取組（本人の意向・要望の確認と福祉サービス事業者等への伝達、定期的な訪問による日常生活の困りごとの聴取と支援者への伝達、契約場面の同席等）を継続的に行えるよう、中核機関は定期的な活動状況の確認（モニタリング）や助言を行う。また、本人の状況変化等に応じて、支援が必要な場合には専門職や成年後見制度へつなぐなど、適切な権利擁護支援への橋渡しを行う。

(別添 37)

互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業実施要領

1 目的

本事業は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、多様化及び増大する見込みである権利擁護支援ニーズに対応するため、地域や福祉、行政、司法など地域連携ネットワークの多様な主体による権利擁護支援の機能を強化することを目的とする。

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

(1) 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

① 意思決定支援研修に係る取組の実施

国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、また国において養成した意思決定支援研修講師を活用するなどにより、市民後見人や親族後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業など福祉・司法の関係者、市町村・中核機関の職員などを対象にして、意思決定支援の重要性や考え方などについて共通理解の促進を行う。

② 権利擁護支援の強化を図る研修に係る取組の実施

以下のような取組を通じて、権利擁護支援に関する共通理解の促進を行う。

- ・ 地域住民や福祉・司法の関係者などに対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などの周知・啓発を行う取組
- ・ 地域の関係者・団体（認知症高齢者や障害者などの当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、受け止めた権利擁護支援ニーズへの対応に悩まないよう、中核機関など地域で権利擁護支援等を担う機関の役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方などを理解するための取組
- ・ 中核機関が各相談支援機関との事例検討や支援の振り返りなどを通じて、権利擁護支援の必要性や緊急性の判断、各種支援や中

核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを理解するための取組

(2) 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県又は市区町村とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は市区町村社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

中核機関等において実施する相談支援や権利擁護支援チームの形成支援・自立支援、協議会開催などの取組について、オンラインの活用を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける効果的な支援を進める。

(3) 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県又は指定都市社会福祉協議会、特定非営利活動法人その他の都道府県又は市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

日常生活自立支援事業など関連事業の利用者の判断能力が低下又は回復したり、相続や不動産の処分など重大な法律行為が必要になった場合等に、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度その他の関連諸制度等への移行を支援し、本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるようにするため、以下に掲げる成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するための取組を実施する。

- ・ 成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の移行の調整を行う連携コーディネーターの配置
- ・ 市区町村長申立所管部署や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の所管部署との事例検討やケース会議への関与
- ・ 法律専門職等の関係団体や医療機関の関与による支援プラン等の外部点検
- ・ その他、成年後見制度と関連事業、関連諸制度間の連携を強化するために必要と認められる取組

(別添 38)

身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業

1 目的

本事業は、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ（令和 7 年 5 月 28 日）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援策として、福祉サービス利用援助事業を拡充・発展した新たな事業について検討する方向性が示されていることを踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所等の手続支援や死後事務の支援を行う試行的な取組を実施する社会福祉協議会を支援し、体制整備に当たっての課題を整理することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）又は指定都市社会福祉協議会（以下「指定都市社協」という。）とする。ただし、実施主体は、本事業の全部又は一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 都道府県社協にあっては社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社会福祉協議会、指定都市社協にあっては同条第 2 項に規定する社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) (1) から (5) までのほか、実施主体が適当と認める民間団体

3 事業の対象者

家族・親族等の頼れる身寄りがいない高齢者等であって、医療施設・福祉施設等への入院・入所手続や日常的な金銭管理、死後の事務手続の依頼など将来の日常生活又は社会生活に不安を抱えた者（以下「身寄りのない高齢者等」という。）を対象とする。なお、年齢や判断能力の程度等も含めた具体的な対象者の範囲は、地域の実情に応じて実施主体において決定するものとする。

ただし、十分な資力がない場合や地域に身寄りのない高齢者等に対する支援サービスを提供する民間事業者が存在しない場合等のやむを得ない事由により、民間事業者が提供する身寄りのない高齢者等に対する支援サービスを利用することが困難な身寄りのない高齢者等も利用できるような工夫を講じること。

4 事業内容

身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対応した、以下の（１）に掲げる支援に加えて、（２）もしくは（３）のうち少なくとも一方を、本人に対する一連の援助として一体的・継続的に提供する取組を試行するものとする。

なお、その他、実施主体の判断により、身寄りのない高齢者等に必要と考えられる支援等を実施することは差し支えない。

試行に当たっては、本人の心身の状況、その置かれている環境、本人の希望等（以下「本人の心身の状況等」という。）を適切に把握するとともに、これらの取組が本人の権利擁護支援として展開されるよう、本人の意思決定支援の確保や本人と身寄りのない高齢者等に対する支援サービスを提供する主体との間で利益相反関係や関係性を濫用した契約、寄付等の誘導・強要が生じないか等の課題の整理を行うものとする。

なお、本事業は実施主体（２のただし書きにより、事業の全部又は一部を委託等する場合は、当該委託等を受ける民間団体）と当該事業を利用する本人との間の契約に基づくものとする。

契約に当たっては、本人に対して、本事業が試行的な実施であることを丁寧に説明した上で、試行期間が終了した場合には、以下の（１）から（３）に掲げる支援の一部又は全部の提供を終了することや契約内容に変更が生じることがあり得ることについて、予め本人の理解と同意を得ておくとともに、必要に応じて、契約の一部又は全部を解除することができる旨の条件を付して契約すること。

なお、支援の一部又は全部の提供を終了する場合には、他の制度や支援機関等への情報提供やつなぎを行うなど本人の日常生活及び社会生活に支障が生じないように、努めるものとする。

（１）日常生活の支援（必須）

定期的な訪問及び電話連絡等による安否確認や生活状況・健康状態の変化の察知等のほか、行政機関や金融機関の窓口等への同行、日常的な金銭管理など単身又は孤独・孤立の状態にあることにより日常生活及び社会生活を円滑に営むのに支障のある身寄りのない高齢者等のために必要と考えられる支援を行うものとする。

なお、日常的な金銭管理を行う場合には、金銭管理の状況について、定期的に本人等に報告するものとする。

（２）入院・入所等の円滑な手続支援

医療施設へ入院（退院）又は福祉施設等へ入所（退所）等する際の手続等の援助や緊急連絡先の提供、入院・入所中の身の回りの支援、入院・入所費用の支払代行、病状説明時の同席など身寄りのない高齢者等が円滑に入退院及び入退所するために必要と考えられる支援を行うものとする。

具体的な支援の内容については、身元保証人の有無に関わらず、医療施設や福祉施設等に円滑に入院・入所することができるよう、地域の医

療施設や福祉施設等とも緊密に連携しながら、地域の実情に応じて決定するものとする。

(3) 死後事務の支援

葬儀に関する事務や火葬手続に関する手続代行のほか、残存家財や遺品等の処理に関する手続代行など、身寄りのない高齢者等が死亡した後に必要と考えられる死後事務委任契約に基づく事務の支援を行うものとする。

5 支援計画の作成等

4に掲げる支援の提供に当たっては、本人の意向を確認しつつ、支援の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した計画（以下「支援計画」という。）を作成するものとする。

支援計画の内容については、本人のニーズや不安、抱える課題などを丁寧に把握した上で、本人の生活状況等に適した内容となるよう配慮すること。

本人の心身の状況等に大きな変化が生じた場合はもとより、少なくとも1年に1回、面談その他の適切な方法により、本人の心身の状況等の確認と併せて、支援内容に関する意思確認を行い、必要に応じて支援計画を見直すものとする。

なお、本人の状況等から、他の制度や支援機関等による対応が適当であると判断される場合は、当該他の制度や支援機関等への情報提供やつなぎを行うものとする。

6 利用料の設定等

4に掲げる支援の利用料は、原則として、本人が負担するものとする。

利用料金の設定に当たっては、十分な資力がない場合であっても本事業を利用することができるよう、例えば、資力その他の事情を勘案して、資力が十分な者についての通常の利用料に加えて、十分な資力がない者について配慮した利用料も設定するなど工夫すること。

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、令和5年8月7日に総務省行政評価局が公表した「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」、令和5年度老人保健健康増進等事業「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査」の成果物のほか、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和6年6月11日）を参照すること。また、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ）、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月31日厚生労働省）、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月厚生労働省）、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に

関するガイドライン」（令和元年５月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）等の意思決定支援に関する各種ガイドラインを参照し、本人の意思決定を適切に支援すること。

- （２）本事業の実施に関わる職員は、本人のプライバシーの保護に十分配慮するものとし、正当な理由がなく、その業務上知り得た本人の個人情報を漏らしてはならないこと。
- （３）関係機関と個人情報を共有する場合は、本人から同意を得ておくなど個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。
- （４）本事業の実施状況について、必要に応じて、実施に当たっての課題や取組の内容、期待される事業効果等を整理した資料のほか、事業の実施要綱や契約書、支援に当たって使用する支援計画その他の各種の様式等の提出を求めることがあるため、適宜対応すること。
- （５）本事業は頼れる身寄りがいない高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的事業であるが、社会保障審議会福祉部会の報告書に盛り込まれた新たな第二種社会福祉事業の将来的な実施も念頭に置いたものであり、同事業を今後実施する際の体制整備に向けた準備の観点からも、有効に活用されたい。

(別添 39)

地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領

1 目的

地域においては、地域社会で暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家、団体、機関によって多様なネットワークが構成されている。このようなネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の様々な行事に気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解や見守り・支え合いなど安心して生活できる環境を構築し、中国残留邦人等の社会的自立を促すことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。ただし、都道府県が3(1)から(4)までの事業を実施する場合は、特定の指定都市、中核市又は市区町村(以下「市区町村」という。)を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置すること。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 地域住民に対する広報活動事業

地域福祉の中核を担う民生委員、自治会長、老人クラブ会長等や地域の事業主から地域の状況に応じた中国残留邦人等の支援事業に協力を得られるよう、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を求める又は職場での受入れを求める等の説明会や催し等の広報活動を行う事業。

(2) 支援リーダーの配置

地域における交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者(支援リーダー)に対して活動費及び必要に応じた通訳を同席させるなどネットワークの構築を支援する事業。

ア 配置

支援リーダーは、中国残留邦人等が居住する地域に適宜配置できる。

イ 資格

自治会の会長等で地域における活動主体や住民と調整を図れる者

ウ 職務

支援リーダーは、地域における様々な活動と中国残留邦人等のニーズを把握し、活動主体や地域住民と調整を図り、中国残留邦人等が地域の交流事業等に気軽に参加できる仕組みを構築する。

(3) 地域で実施する日本語交流事業への支援

中国残留邦人等が地域の様々な世代の方々等と交流しながら生活に必要な日本語を学び、さらには、日本語能力の維持や地域での孤立防止も目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」等の事業。

(4) 関係職員等研修・啓発事業

実施主体職員等の資質向上を目的とし、地域の状況に応じた支援を実施するために必要となる研修会等の実施や各種研修会への参加を支援する事業。

4 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(別添 40)

身近な地域での日本語教育支援事業実施要領

1 目的

帰国後、相当年数が経過しても日本語の習得が思うように進まず、地域社会で生活する上で日本語による意思疎通が十分にできずに、地域住民と交流が進まない一世、及び希望する仕事に就けない、あるいは、職場において十分に自らの能力が評価されていないといった不満を抱いている二世・三世に対し、生活圏内又はその周辺にある日本語教室等を活用して日本語を学習する機会を提供することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。

なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 日本語教室の開催に必要な経費の支援

日本語が不自由な中国残留邦人等が日本語学習を希望する場合に生活圏内又はその周辺に所在するボランティア等が実施する日本語教室を紹介するとともに、日本語教室に対しては、安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、事業主体に対して援助を行う。

(2) 二世の就労に資する日本語教室の開催に必要な経費の支援

就労を希望又は就労中であって、より安定した就労を希望する中国残留邦人等の二世に対し、就労に資する日本語教室を紹介するとともに、就労に役立つ日本語の指導を集中的に行う二世の就労に資する日本語教室に対しては、安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、実施主体に対して援助を行う。

(3) 民間日本語学校利用時の受講料等支援

民間日本語学校利用者に対して、入学金及び受講料の一部援助を行う。

4 実施上の留意事項

(1) 対象

ア 「日本語教室の開催に必要な経費の支援」の対象事業

次の者が受講中又は受講予定の実施主体が主催する日本語教室とする。

なお、日本語教室の授業の一環で行う交流事業についても対象とする。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第4項に規定する永住帰国をした中国残留邦人等（同条第1項に規定する中国残留邦人等をいう。）、当該中国残留邦人等の配偶者であって同法第14条第3項等に基づく支援給付を受給しているもの及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する親族等

イ 「二世の就労に資する日本語教室の開催に必要な経費の支援」の対象事業

次の者が受講中又は受講予定の実施主体が主催する二世の就労に資する日本語教室とする。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する親族等のうち、就労を希望する者又は就労中であって、より安定した就労を希望する者

ウ 「民間日本語学校利用時の受講料等支援」の対象者
上記ア及びイに掲げる者とする。

（2）援助の対象経費

ア 「日本語教室の開催に必要な経費の支援」

日本語教室等開催に必要な経費のうち、厚生労働省が認めた経費とする。

イ 「二世の就労に資する日本語教室の開催に必要な経費の支援」

二世の就労に資する日本語教室の開催に必要な経費のうち、厚生労働省が認めた経費とする。

ウ 「民間日本語学校利用時の受講料等支援」

民間日本語学校利用時に必要な経費のうち、入学金及び受講料の合計額のうち厚生労働省が認めた額とする。

（3）日本語能力の目標達成等

ア 実施主体は、利用者の日本語能力の目標を把握し、各ブロックに設置している中国帰国者支援・交流センターの日本語指導員と連携しながら、目標達成に向け助言すること。

イ 二世の就労に資する日本語教室の実施主体は、就労に役立つ日本語教育を実施するだけでなく、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の活用、中国帰国者支援・交流センターとの連携及び各種就労支援事業の活用などにより、利用者の就労に向けた支援を総合的に行うこと。

(4) 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(別添 41)

自立支援通訳等派遣事業実施要領

1 目的

永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって帰国がかなわず、帰国後も言葉、生活習慣等の相違から、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等に自立支援通訳、自立指導員、就労相談員を派遣及び巡回健康相談を実施して、必要な助言、指導等を行う。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

自立支援通訳、自立指導員、就労相談員及び巡回健康相談員（以下「自立支援通訳等」という。）が、実施主体担当課（以下「担当課」という。）の指示により次の業務を行い、自立支援通訳等相互の連携と協力を図るとともに、福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関と連携し、中国残留邦人等支援の実効を上げる事業。

（１）自立支援通訳派遣事業

- ア 巡回健康相談を受ける場合に通訳を行うこと。
- イ 医療機関で受診する場合に通訳を行うこと。
- ウ 支援給付実施機関等の関係行政機関から、援助を受ける場合に通訳を行うこと。
- エ 学校生活上生じた問題や進路について相談する場合に通訳を行うこと。
- オ 介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合に通訳を行うこと。
- カ 一時帰国旅費の支給を受け一時帰国した場合に通訳を行うこと。
- キ 自らの業務に必要な技能・技術及び知識の向上を図るため、公共職業能力開発施設認定職業訓練を実施する施設及び都道府県知事から職場適応訓練の実施を委託された事業所で実施する短期間の訓練課程を受講する場合に通訳を行うこと。

（２）自立指導員派遣事業

- ア 日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な援助を行うこと。
- イ 支援・相談員、自立支援通訳及び福祉事務所等と緊密な連絡を保ち、必要に応じて福祉事務所等の窓口に同行して仲介するとともに必要な意見を述べること。
- ウ 日本語の指導、日本語教室等日本語補講についての相談及び手続の介助を行うこと。
- エ 職業訓練施設で受講している際に係る諸問題の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、円滑かつ効果的な職業訓練が行われるよう援護措置を講じ、もって技能習得後の雇用安定が図られるよう配慮すること。
- オ 自立指導員は毎月 1 回適宜の方法により業務の状況を取りまとめ担当課に報告すること。

(3) 就労相談員派遣事業

- ア 地域ごとに巡回して就労相談、指導を行うこと。
- イ 日本の労働事情、雇用慣行及び地域の職業事情について説明を行うこと。
- ウ 適正を見極め、個々の実情にあった職業を選択し指導すること。
- エ 個別の就労指導のため公共職業安定所、企業等へ引率すること。
- オ 既に就労している者に対して、安易な離職を防ぐための相談、指導を行うこと。
- カ 企業等の雇用主、人事担当者に対して就労希望者の状況について説明し、職場開拓を行うこと。
- キ 就労に関する情報提供を適宜行うこと。
- ク 就労相談員は毎月 1 回適宜の方法により業務の状況を担当課に報告すること。

(4) 巡回健康相談の実施

地域巡回、個別訪問等の方法により次に掲げる事項について、相談に応じるとともに、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、実施に当たり担当課は、事前に対象世帯に通知する。

また、対象世帯から同意を得た場合には、担当課は医師又は看護師、保健師等に当該者の健康医療等に関する情報を提供できる。

- ア 医療機関の受診指導と利用方法等のこと
- イ 行政機関が行う検診及び予防接種のこと
- ウ 健康管理、食生活、栄養、生活衛生等のこと
- エ リハビリテーション、在宅介護等のこと

4 派遣対象世帯

次に掲げる者が属する世帯のうち、実施主体の長が派遣を必要と認めた世帯とする。(ただし、(2)については、同行して一時帰国した者のみを同一世帯に属する者とする。)

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する永住帰国をした中国残留邦人等（同条第1項に規定する中国残留邦人等をいう。）、当該中国残留邦人等の配偶者であって法第14条第3項等に基づく支援給付を受給しているもの及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）第10条に規定する親族等。

(2) 法第2条第1項に規定する者であって、本邦に一時帰国した者（自立支援通訳派遣に限る。）。

5 自立支援通訳等の選任

実施主体の長は必要に応じて自立支援通訳等を選任することとし、概ね次の要件を備えている者のうちから自立支援通訳等としてふさわしい者を選任するものとする。

なお、同じ者が複数の職を兼務しても差し支えない。

(1) 自立支援通訳

ア 中国語又はロシア語と日本語との通訳の能力を有すると認められること。

イ 中国残留邦人等の援護に関し、理解と熱意を有すること。

(2) 自立指導員

ア 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に協力すると認められる民間の篤志家。

イ 中国語又はロシア語が理解できる者

なお、日本語指導を担当する自立指導員については、必ずしも上記の要件を備えていることを必要としない。

ウ 自立指導員の数は、対象世帯の実態及び地理的条件等を勘案の上、実施主体の長が定めるものとする。

(3) 就労相談員

ア 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に取り組むものと認められる者。

イ 地域の職業事情に精通している者。

ウ 労働法規等を理解している者。

エ 中国語又はロシア語が理解できる者。

ただし、エの要件については、ア～ウの要件を十分に備えている場合には、不可欠の要件としない。

(4) 巡回健康相談員

中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に取り組むものと認められる医師、看護師及び保健師等。

6 自立支援通訳等の派遣期間等

派遣回数、期間等は、当該対象世帯の自立状況等により弾力的に運用する。

7 自立支援通訳等の留意事項

実施主体の長は、自立支援通訳等に対し、次の留意事項を徹底し遵守させなければならない。

(1) 自立支援通訳等は、業務を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならないこと。

(2) 自立支援通訳等は、業務を行うに当たって、担当課と緊密な連絡を保たなければならないこと。

8 自立支援通訳等の解任

実施主体の長は、自立支援通訳等が次のいずれかに該当する場合には、解任することができるものとする。

(1) 業務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められた場合

(2) 自立支援通訳等としてふさわしくない行為があったと認められた場合

9 自立支援通訳等に対する手当等

実施主体の長は、自立支援通訳等に対し、手当及び活動費（交通費）を支給できるものとする。また、自立指導員派遣事業及び就労相談員派遣事業の業務を行う者に対し、活動推進費を支給できることとし、その基準等は別に定めるところによるものとする。

10 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

(別添 42)

中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領

1 目的

本事業は、中国残留邦人等に対して個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。

なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 個別支援メニューの例

(1) 拠点施設を活用した支援

ア 日本語教室等通所（学）活動推進

中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語等各種学習、交流事業及び生活相談の紹介とあっせんを行い、通所（学）に必要な交通費及び教材費の支給を行う。

イ 自学自習者に対する相談等

自学自習者のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスを行い、学習に必要な教材費の支給を行う。

(2) 地域のネットワークを活用した支援

ア 地域で実施する交流事業

地域において開催されている様々な交流活動や催し物を紹介する。

イ 地域での日本語教室等

(ア) 民間日本語学校の紹介

地域で開講している民間の日本語学校を紹介する。

(イ) ボランティア日本語教室の紹介

地域において、ボランティア団体等が開催している日本語教室を紹介する。

ウ 就労に役立つ資格取得支援

就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った資格取得のための各種学校法人等を紹介し、入学金、学費及び資格試験受

験料を援助する。

(3) 親族訪問（訪中支援）

親族訪問及び墓参等のため一定の期間、中国等に渡航する場合にその渡航中は生活扶助費を継続支給するとともに、渡航費用は、収入認定しない。

(4) その他

ア 生活保護受給者等の就労による自立促進

生活保護受給者であって就労による自立を目指す者に対し、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行う。

イ その他、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業を援助する。

4 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

※ 本事業は、「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラムについて」（平成 19 年 3 月 30 日社援発第 0330007 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき実施するものである。

(別添 43)

支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

（１）診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、支援給付にかかる診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

（２）居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、支援給付受給者のケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護支援給付の適正な給付を図る。

（３）収入資産状況把握事業

支援給付にかかる収入申告書の徴取や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

（４）業務効率化事業

支援給付事務及び配偶者支援金事務の効率化を図るため、ＩＴ活用を支援する事業。

4 その他

上記３（１）の「診療報酬明細書点検等充実事業」における診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。

(別添 44)

社会福祉法人連携・協働支援事業実施要領

1 目的

社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力や、経営基盤の強化のため、法人間の連携・協働を促進する必要がある。

本事業は、都道府県又は市町村が主体となっていく社会福祉法人等が連携・協働化を進めるきっかけとなる取組を支援するとともに、社会福祉連携推進法人による福祉ニーズに応じた先駆的な取組への支援を行うことにより、社会福祉法人の連携・協働を一層促進することを目的とする。

2 実施主体

3 (1) に定める事業の実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）、又は町村（以下「都道府県等」という。）とする。

3 (2) に定める事業の実施主体は、都道府県若しくは市が認めた団体とする。

なお、上記いずれの事業においても、都道府県等が実施する場合は、事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することは差し支えない。また、都道府県、又は市が適当と認めた団体が実施主体となる場合は、当該都道府県又は市を通じた間接補助により補助金を交付する。

3 事業内容

法人間連携や社会福祉連携推進法人の設立を一層促進するため、下記(1)または(2)を実施する事業とする（(1)及び(2)両方の実施も可）。

(1) 福祉ニーズの把握及び対応のための関係者会議の開催

都道府県又は市町村が主体となり、地域における福祉ニーズの把握及びそれに対する対応策を検討するために、社会福祉法人等が参画する関係者会議を開催する。

関係者会議は、地域における福祉ニーズの把握や対応策の検討を通じて各社会福祉法人の専門分野や強み、経営上の課題が共有され、法人間のつながり構築に資するものであることとする。

(2) 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人が、企画会議の実施や地域のニーズ調査等により先駆的な社会福祉連携推進業務を検討し実施する。

対象は、地域の福祉ニーズへの対応や社員法人の経営基盤の強化に向けた業務として以下の例のような社会福祉連携推進業務を実施するものとする。なお、実施する先駆的な社会福祉連携推進業務については、社会福祉連携推進評議会による業務評価を受け公表することに留意すること。

＜先駆的な社会福祉連携推進業務の例＞

- ・社員法人における外国人材の受け入れのために実施する業務
- ・社員法人における山脈型キャリアモデルのような多様なキャリアパスの構築のために実施する業務
- ・地域の福祉ニーズに応じた法人後見の実施
- ・都道府県・市が次に該当すると認める先駆的な業務
 - ・地域において前例の乏しい業務
 - ・法人間連携による協働事業として好事例となる業務

4 国庫補助基準額等

(1) 福祉ニーズの把握及び対応のための関係者会議の開催

国庫補助基準額は、1 実施主体につき 1,300 千円以内とする。

(2) 先駆的な社会福祉連携推進法人の企画立案・実施

国庫補助基準額は、1 の社会福祉連携推進法人につき 1,000 千円以内とする。

5 事業の対象外

過去に「先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施」にて取り組む業務内容と同じ内容の国庫補助を受けた団体は、当該国庫補助を受けた日から社員を2以上増やした社会福祉連携推進法人を除き対象外とする。